平成22年 第3回 定例会

田原本町議会会議録

平成22年9月9日 午前10時00分 開議 於田原本町議会議場

- 1, 出席議員(16名)
 - 1番 森 井 基 容 君
 - 3番 森 良子君
 - 5番 古 立 憲 昭 君
 - 7番 竹 邑 利 文 君
 - 9番吉田容工君
 - 11番 松 本 美也子 君
 - 13番 吉川博一君
 - 15番 上 田 幸 弘 君

- 2番 安 田 喜代一 君
- 4番 永 井 満智男 君
- 6番 西川 六 男 君
- 8番 辻 一 夫 君
- 10番 植 田 昌 孝 君
- 12番 小 走 善 秀 君
- 14番 松 本 宗 弘 君
- 16番 竹 村 和 勇 君
- 1, 欠 席 議 員 (0名)
- 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松 井 敦 博 君 議事係長 植 田 知 孝 君

1,地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長 寺 田 典 弘 君 副 町 長 森 淳 君 口 総務部長 君 総務部参事 男 君 中 島 昭 司 石 本 孝 明 君 平 井 洋 君 住民福祉部長 松 田 生活環境部長

産業建設部長 高村吉彦君 水道部長 吉川 建君

総務課長 鍬田芳嗣君 監査委員 楢 宏君教育委員長 里見大聞君 教育次長 松原伸兆君会計管理者 東口 豪君 選挙管理委員会 駒井啓二君

農業委員会 小泉義次君

平成22年田原本町議会第3回定例会議事日程

9月9日(木曜日)

- ○開 議(午前10時)
- ○一般質問
 - 1. 6番 西 川 六 男 議員

「共に幸せを感じられるまちづくり」について

- 2期目をめざす寺田町長の決意について
 - ①活気のある田原本町にするためにどの様に取り組まれるのか
 - ②近鉄田原本駅前の整備および活性化をどのように進める考えか
 - ③「企業誘致」に取り組まれるのか
 - ④「道の駅」の設置に取り組まれるのか
 - ⑤少子化社会に対応したまちづくりのどのように取り組まれるのか
 - ⑥子育てに悩む保護者の相談や支援にどのように取り組まれるのか
 - (7)待機児童の解消にどのように取り組まれるのか
 - ⑧学童保育の拡充に取り組まれるのか
 - ⑨高齢社会での「共に幸せを感じられるまちづくり」にどのように取り組まれるのか
 - ⑩特別養護老人ホームの設置・誘致に取り組まれるのか
 - ⑪近鉄田原本駅および笠縫駅にエレベーターは設置するのか
 - ⑩近鉄笠縫駅の整備は実施するのか
 - ③少人数学級編制、「30人学級」をさらに拡充するのか
 - ⑭大規模校園と小規模校園の問題にどの様に取り組まれるのか

- 19中学校の給食は実施するのか
- (II) 「清掃工場」問題をどの様に解決するのか
- 即国保中央病院の経営の健全化にどの様に取り組まれるのか
- 2. 7番 竹 邑 利 文 議員
 - 1. 出生率増加対策について
 - (1) 具体策はないか
 - 2. ノーテレビ、ノーゲームデーの設定を
- 3. 11番 松 本 美也子 議員
 - 1. 女性のがん対策・がん予防のために
 - ①子宮頸がん予防ワクチンについて 特定年齢への一斉接種の全額公費助成について
 - ②予防検診に細胞診とHPV (ヒトパピローマウィルス) 検査の併用について
 - ③子宮頸がん予防に関する一般への啓発、学校での教育の実施について
 - 2. 発達障害児(者)及び家族等への支援のためにサポート手帳の作成について
 - 3. 町施設の設備・機器の整備、充実について
- 4. 9番 吉 田 容 工 議員
 - 1. ごみ処理問題について
 - ①民間委託は法律条例に抵触するのではないのか
 - ②中継施設は何日分のゴミをためる事のできるピットを必要とすると考え ているのか
 - ③トン当たり4万円という単価は何年維持できるのか ゴミの内容で変わるのではないですか
 - ④ゴミの恒常的な民間委託は不可能ではないのか
 - 2. あいのりタクシーももたろう号について
 - ①国保中央病院線の利用者は、町内のどの地域の方が利用されているのか 乗合タクシーでどれだけの影響が出るのか
 - ②自治会から要請しても停留所は増やさないのか

- 3. 入札制度について
 - ①最低制限価格とはどういう価格ですか、「決定率」をくじで決める目的 は何ですか
 - ②国の指導が有るにもかかわらずなぜ低入札価格調査制度を導入しないのですか
 - ③くじで「決定率」を決める制度を廃止し、事前に最低制限価格を発表する制度に戻しませんか
- 5. 3番 森 良 子 議員

企業誘致について

- ①町長が考えておられる「企業誘致」とはどのようなものか
- ②「大手スーパー」が進出することで、どのようなメリットとデメリット を想定されているのか
- ③ゲームセンターなど「娯楽施設」の進出には待った!をかけるのか
- ④水害常襲地の上流地として、水害対策をどのように実現されるのか
- 6. 1番 森 井 基 容 議員
 - 1. 水道管について
 - ①鉛管の使用状況について
 - ②各戸の給水管の鉛管使用状況について
 - ③田原本町の対応について
 - 2. 学校教育の現状について
 - ①いわゆる授業崩壊や学級崩壊について
 - ②いわゆる指導力不足教員について
- 7. 5番 古 立 憲 昭 議員

高齢者所在確認業務の実態と高齢者所在不明問題について

- ①高齢者不明問題の本町の実態は
- ②独居老人の掌握は何歳から
- ③高齢者不明問題で民生委員の役割と体制は
- ④地域福祉計画の策定は

ゲリラ豪雨にどう対応するか

- ①今回、本町の「ゲリラ豪雨」に対しての対策は
- ②50ミリ基準の見直しは
- ③ハザードマップの活用は
- ④自主防災組織の現状は
- ○総括質疑(報第13号から認第1号までの9議案について)
- ○決算審査特別委員会の設置について
- ○決算審査特別委員会の委員選任について
- ○上程議案の委員会付託について
- ○散 会

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長(松本宗弘君) ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。 よって議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

一般質問

○議長(松本宗弘君) 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により、3回を超えることはできません。

それでは質問通告順により、順次質問を許します。6番、西川議員。

(6番 西川六男君 登壇)

○6番(西川六男君) おはようございます。議長の許可をいただきましたので、町 民の皆様を代表して質問いたします。

寺田町長は先般の6月議会で町長選挙出馬の質問に対して「共に幸せを感じられるまちづくりの実現に向けて引き続き町政を担当したい」とのお考えをお示しになりました。今後11月16日告示の町長選挙に対して2期目を目指す寺田町長のまちづくりの政策について質問し、主権者である町民の皆様が判断される資料の1つをお示ししたいと思います。そのため、私がこの5年間議員として町民の皆様のご意見やご要望をもとに議会で提案や質問をしてまいりました事柄を中心に17点についてお考えをお聞きいたします。

まず最初に、活気のある田原本町にするためにどのように取り組まれるのか。旧田原本町内ではいわゆるシャッター通りになっており、ジャスコを始め多くの店舗が町外へ退出し、田原本町は人が買い物をする町から通過する町になってきております。この現状の中でどのように田原本町を活性化しようとお考えになっているのか、基本的な構想をお聞きしたいと思います。

次に、具体的にお聞きいたします。

近鉄田原本駅前整備事業につきましては一定の道筋が示されておりますが、今後田原本町の玄関である駅前の整備及び活性化を具体的にどのように進めたいと考え

ておられるのか、お示しをいただきたいと思います。

寺田町長は当初、企業誘致に取り組むことを表明しておられました。今日の我が 国の経済状況や企業の実情から企業誘致には困難性を有しますが、町の活性化の1 つとして企業誘致に取り組まれるお考えがあるのか、お聞きをしたいと思います。

4つ目に、道の駅の設置について質問いたします。私は平成20年第2回定例会 で提案いたしましたが、町の活性化の1つとして道の駅の設置を唐古・鍵遺跡の整 備と合わせて取り組まれるお考えはないのかどうか、改めてお聞きをしたいと思い ます。味間に開設されましたJAのにこにこ農産物直売所は大変活気があります。 近隣の農家の方も早朝に出荷をされ、その開店前からほかの市町村からも買い物に 来られている方もおられます。このような例を参考に、規模の大きい道の駅を設置 することにより、生産者の顔の見える農産物を求めて消費者がお越しになり、地域 も活気づくと考えます。ご存じのようにスイカの種では町内の業者の方がその販路 を世界的に広げておられます。町内には養蜂家がおられ、蜂蜜を広く販売されてお ります。また、趣味を兼ねて竹細工をしておられる方、唐古・鍵遺跡から出土した 土器の紋様をデザインに取り入れた陶器を製作されている方もおられます。まだま だ私が存じ上げない特技や趣味、また生産物をおつくりの方がおられると思います。 このような町の特産物や個人の商品を展示販売することで地域の方々の活躍の場を 提供することにもなり、お越しをいただいた方々に田原本町に対する認識が深まる と考えます。今後整備の行われます唐古・鍵遺跡へ多くの方にお越しをいただきた い、そして道の駅もご利用いただく。相互に田原本町の活性化につながることにな るのではないかと考えております。平群町の道の駅では年間4億6,000万円余 りの収益があるとお聞きをしております。奈良県も農産物直売所をまちおこしの切 り札と考えて、商店街農産物直売所モデル構築事業にこの8月から着手をしており ます。田原本町としても今後整備の行われます唐古・鍵遺跡への見学者も視野に入 れ、国や県の補助金を活用しながら道の駅の設置に取り組む考えがあるのか否か、 お聞きをしたいと思います。

次に、少子化社会に即応したまちづくりにどのように取り組まれるお考えかお聞きをいたします。次期町長の任期である今後の4年間は少子・高齢化が加速度的に進行いたします。今後国を支えるべき人材の育成のために少子化対策は極めて重要

であります。この田原本町で安心して子どもを産み、育てることができるまちづく りにどのように取り組まれるのか、そのお考えをお示しいただきたいと思います。 具体的な課題についてお聞きをいたします。

子育てに悩む保護者の相談や支援にどのように取り組まれるのか。昨今親が子どもを虐待したり、ときには殺したり、逆に子どもが親の子育ての方針に反発して親を殺害するなどの事件が全国的にも多発しており、本町も例外ではありません。この問題をどのように認識され、子育てに悩む保護者への相談や支援にどのように取り組まれるおつもりか、お考えをお示しください。

次に、待機児童の解消にどのように取り組まれるのかお聞きをしたいと思います。 町内の3つの保育所では4月に定数の15%を増やして入所していただいておりますが、8月10日現在保育所への入所待ち、いわゆる待機児童が16名おられます。 政府・民主党もいわゆる子育て支援にかかわって2014年までの計画である子ども子育てビジョンを策定し、その計画の中で待機児童の解消に向けいろいろな施策を計画されておりますが、寺田町長として2期目にこの問題にどのように取り組もうと考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

学童保育の拡充に向けて取り組まれるのか、お聞きをしたいと思います。この課題につきまして、私は平成18年第3回定例会、平成20年第1回定例会及び平成21年第4回定例会などで提案し、町民の皆様の要望をお伝えいたしました。寺田町長としては2期目も従来どおり国の方針の枠の中で実施されるのか、それとも田原本町として安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりの子育で支援の観点から現在の学童の該当学年を現在の3年生、運用により4年生までになっておりますけれども、6年生まで広げる。保育時間を現在の午後6時までなっているものを午後7時まで、せめて6時半まで延長するなど学童保育の拡充に積極的に取り組まれるおつもりか、お聞きをしたいと思います。

9番目に、高齢社会での「共に幸せを感じられるまちづくり」にどのように取り 組まれるのかお聞きしたいと思います。高齢化が急速に進み、65歳以上でひとり 暮らし世帯や夫婦ともに65歳以上の世帯が加速度的に増加をしております。田原 本町の65歳以上の方の比率である高齢化率も2010年の23.9%、約7,8 00人が2030年には32.1%、約1万人近くになると予想されます。この高 齢社会に対する施策は町政にとって最重要課題であります。この課題に対して基本 的に高齢社会でどのようなまちづくりを考えておられるのか、町民の皆様にお示し をいただきたいと思います。

具体的にお聞きをしたいと思います。

特別養護老人ホームの設置や誘致に取り組まれるのか。私は平成21年第2回定例会で次のような提案をいたしました。先日、町内にお住まいの方から家庭の都合で田原本園に入りたいのだがとのご相談を受け、特別養護老人ホーム田原本園に現状をお聞きすると、現在300人余りの順番待ちで3年以上かかるとのお話でした。我が国の高齢化は急速に進み、ひとり暮らし、夫婦だけの高齢世帯、介護を必要とする高齢者、認知症の高齢者の方々が増加しております。そのため奈良県では地域密着型の充実を図る特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの整備に努める、事業者の参入等を進める、市町村に対して支援、助言に努めるなどの方針を明らかにしておられます。平成20年2月の奈良県議会少子高齢化社会対策特別委員会で上森福祉部長兼子ども家庭局長が「特別養護老人ホームを設置したいと考えている関係者が2桁近くおられ、県としても特別養護老人ホームの整備や増設をする」と答弁されておられます。ぜひ田原本町に国や県の交付金などを活用して設置もしくは誘致をしていただきたい。できれば、地域医療の中核である国保中央病院に併設することを働きかけられるよう提案したい。

以上の内容の提案を平成21年第2回定例会で行いました。これに対して松田住民福祉部長から「奈良県が作成した第4期介護保険事業支援計画で事業者の介護サービスへの参入を適切に図っていくと示されており、今後新規参入等が申し込まれた場合は県と連携を図り進めてまいりたい」。また、森口副町長から「特別養護老人ホームの国保中央病院に併設は可能である。しかし、提案については安定的かつ健全な経営環境のもとで良質な医療を提供できる体制の構築が急務と考え、国保中央病院に併設は現在のところ考えておりません」と答弁されております。特別養護老人ホームの経営主体は原則として国、地方公共団体、または社会福祉法人に限るとされており、田原本町としては財政事情などから設置が困難であっても、県下で2桁の設置をしたいと考える社会福祉法人などの関係者がおられるようですので、国から市町村に交付されます国の地域介護福祉空間整備交付金などを財源として設

置したいと考える事業者に補助をするなどして措置委託するために誘致してはどうか。また、国保中央病院の経営状況が厳しい中であるからこそ、現に社会福祉法人などが特別養護老人ホームを設置し、健全な経営を行っている事業者も多くいる中で、経営状況の改善のために特別養護老人ホームを設置するなど積極的な改革を行うべきだと私は考えます。現在全国で42万人の方が特別養護老人ホームへの入所待ちをしておられ、田原本園では300人待ち、3年待ちを超える状況になってきております。今日の日本の社会構造から今後ますます増えるであろう特別養護老人ホームへの入所希望にどのように対応されるのか、「共に幸せを感じられるまちづくり」の町政をどのように行われるお考えか、お聞かせをいただきたいと思います。近鉄田原本駅及び近鉄笠縫駅にエレベーターを設置するのか。また、近鉄田原本駅の次に近鉄笠縫駅前の整備を実施するのかお聞きをしたいと思います。

近鉄田原本駅、とりわけ近鉄笠縫駅にエレベーターを設置することにつきましては、千代(八条)地区のお年を召された方から、八木方面へ行くときには階段を上りおりしなければならないので、タクシーで田原本駅までわざわざ出ている。ぜひエレベーターを近鉄笠縫駅につけてほしいとの要望を紹介し、平成20年第4回定例会でこの問題について提案いたしました。高齢者や妊婦の方、またベビーカーを使用されている方、身体に障がいをお持ちの方のためにも、また今後ますます少子・高齢化が進む中で子どもを産み育てやすい、また年をとっても住みやすい田原本町をつくるために、交通バリアフリー法の設置基準にとらわれず、ぜひ近鉄田原本駅、とりわけ近鉄笠縫駅にエレベーターを近鉄など関係機関と協議の上設置すべきであると考えます。

ご存じのようにお隣の近鉄新ノロ駅では橿原市が近鉄と協議し、エレベーターを設置しております。また、私は近鉄田原本駅の次に今、近鉄笠縫駅前の整備を構想すべき時期ではないかと提案をいたしました。この提案に対して森島産業建設部長から「駅の東側、鳥米川の堤防については所管の県に環境整備を要望いたします。駅の西側は近鉄笠縫駅が立地する利便性を生かし、適度な住宅供給等を行いながら、可能な限り車の送迎による駅利用を考慮したゆとりあるスペースの確保を検討したい」との答弁をいただいております。雑草が生え、自転車が乱雑に駐輪されています近鉄笠縫駅東側周辺の整備につきましては、地元自治会などからも既に要望が出

されているとお聞きをしております。近鉄田原本駅の駅前整備の次は近鉄笠縫駅周辺の整備を行うべきだと考えます。そして、近鉄笠縫駅前の整備にあわせてエレベーターの設置を行うべきだと私は考えます。この問題に寺田町長は取り組まれる方針を具体的にお持ちかどうか、お聞きをしたいと思います。

次に、学校教育の充実について質問いたします。

まず、少人数学級編制、30人学級をさらに拡充するのかどうかお聞きをいたし たいと思います。奈良市教育委員会は平成19年度から市立小学校の1年生で30 人学級を標準とする学級編制を実施し、平成20年度から小学校1年生、2年生及 び幼稚園に、さらには本年度、平成22年度には小学校3年生にも30人学級を広 げました。生駒市も小学校1年生、2年生で30人学級を実施しております。また、 斑鳩町、大淀町、大和郡山市でも運用しながら実施をしておられます。さらに、斑 鳩町では2つある町立の中学校で1年生を運用により30人学級を実施しておられ るようであります。田原本町では本年の4月から町内のすべての小学校で1年生に 30人学級を実施されました。このような寺田町長の次代を担う子どもたちに対す る学校教育についての姿勢は私は高く評価をいたしております。ご存じのように8 月27日に文部科学省は来年度から今後8年間の教職員定数改善計画案を発表いた しましたが、今後公立の小・中学校での1学級当たりの上限人数の段階的引き下げ が行われるようであります。寺田町長は今後も国や県の動向を見ながら、大変町の 財政事情が厳しいわけでありますけれども、町の単独予算を計上して引き続き子ど もたちに行き届いたきめ細やかな教育を実施するために少人数学級編制、30人学 級を継続し、さらに1年生以外のほかの学年や中学校にも拡大されるお考えをお持 ちかどうかお聞きをしたいと思います。

14番目に、少子化による子どもの人数の変化を見通して今後幼稚園、小学校、中学校の規模の適正化にどのように具体的に取り組むのか、お聞きをしたいと思います。

教育委員会の資料では東小学校は本年度119名から6年後は101名に減少、 北小学校は本年度229名から6年後に192名に減少、南小学校は本年度359 名から6年後は408名に増加、平野小学校は本年度344名から6年後381名 に増加、田原本小学校は本年度734名から6年後626名に減少する見込みであ

ります。この問題につきまして、平成21年第1回定例会でまちづくりとかかわっ て北小学校区、東小学校区についてどのような施策を考えておられるのか、また今 後少子化が進む中、校区変更など抜本的な見直しをすることが必要で、そのため幅 広く町民の皆さんの理解と協力をいただくためにも、保護者、地域代表など有識者 を含めた校区等検討委員会をつくることを提案いたしました。これに対して寺田町 長は次のように答弁をしていただきました。「東小学校区、北小学校区につきまし ては、当該校区における都市計画の見直し予定も現在はなく、今後大規模住宅開発 も見込めない地域であることから、人口の増加は当面図れない。このことから本町 において特に課題となっているのが市街化調整区域を多く含む学校は小規模傾向に、 また、市街化区域を多く含む学校は大規模傾向になり、それぞれに児童数に格差が 生じている。学校規模については小規模校や大規模校のそれぞれ長所また短所があ り、教育的効果が気になるところである。したがって、町全体としての学校の適正 な規模や校区の範囲について地域のバランスを考慮し、より広域的な観点から柔軟 に検討することが必要であると考える。そこで、今後は学識経験者並びに学校、P TA、地域住民代表、行政の代表などで組織する検討委員会の設置も視野に入れて 対応したいと考えている」と答弁されております。これらの考えに基づき、大規模 校園と小規模校園の対応を具体的にどのように推進される方針か、お聞かせをいた だきたいと思います。

次に、中学校の給食は実施するのかどうか、お聞きをしたいと思います。

今日深刻な経済の後退や雇用情勢の悪化、所得の落ち込みなどで共働きの家庭が増加するなど、社会構造が大きく変化をしてきております。このような日本の社会の変化を踏まえて、子育て支援の観点からも中学生の保護者が子どものために弁当をつくり持たせるという従来の愛情弁当論を抜本的に検討すべき時期に来ているのではないかと私は平成22年第1回定例会に提案をいたしました。これに対して濱川教育長から、「この給食問題については平成22年度において中学校給食を含む学校給食のあり方について検討してまいりたい」とお答えになっております。この課題は教育委員会の所管事項ではありますけれども、町政の長年の課題として町長としてこの問題にどのように取り組まれるのか、実施すべく取り組むのか否か、お答えをいただきたいと思っております。

清掃工場問題にどのように取り組むのかお聞きをいたしたいと思います。

現在の清掃工場が設置されています地元6カ大字との操業協定の期限である平成27年9月30日まであと5年となりました。昨日議会で町長のほうから状況報告をされましたけれども、次期町長の任期中には具体的に事業を実施しなければなりません。かつて市町村合併が最後に破綻した理由になっているこの田原本町政上の最重要課題の清掃工場問題に、再任されました場合寺田町長としてはどのように取り組まれるお考えか、町民の皆様にお示しをいただきたいと思います。

最後に、国保中央病院の健全な経営及び運営にどのように取り組まれるのか、お 聞きをしたいと思います。

私は平成21年の第2回定例会と第3回定例会でこの問題について質問いたしま した。その答弁の中で森口副町長から「平成20年度で約9,600万円の損益、 累積欠損が約6億円」との説明がありました。国保中央病院の入院、外来の数は減 少してきております。また、経常収支比率、医業収支比率はともに年々悪化し、入 院の収益、外来の収益も悪化し、在院の日数や病床の利用率も年々減少してきてお ります。この国保中央病院組合に対する田原本町の負担金は平成21年度は9,9 26万3,000円、平成22年度は約2倍の1億8,700万6,000円にな っております。構成する4町の補助金の合計は4億2,192万円にも及んでおり ます。このような補助金頼みではなく、改革プラン以上の病院自身の経営努力や事 業の見直しなど、さらに厳しく実施すべきであると考えます。独立行政法人国立病 院機構の報告では、独立行政法人化された初年度の2004年度は黒字の病院が4 7. 9%と半数以下でしたが、2009年度には77. 8%の112病院が黒字に なっています。これは医薬品の共同調達などのコスト削減策が効果を上げており、 赤字経営の続くほかの公立病院でもさらなる厳しい効率化が求められていますとの 報告をしておられます。私は平成22年第2回定例会でデマンドタクシーの実施に かかわって質問いたしましたけれども、国保中央病院線のバス路線についてバス1 便当たり0.8人の乗客の状況からも、デマンドタクシーの目的地に国保中央病院 も入れ、バス路線の廃止をするなど少しでも経費節減を図るべきだとの私の考えを 申し上げました。ご存じのように現在全国的に都道府県や市町村が経営する公立病 院が独立行政法人に移行する動きが加速をしております。これまでも経営改善のた めに特別養護老人ホームの併設をしてはどうかと提案をしてきましたが、東和医療圏の中核病院としての国保中央病院を構成する4町の中でも最も多額の補助金を支出している田原本町の代表として、健全な経営及び運営にどのように取り組んでいかれるおつもりか、町民の皆様に方針をお示しいただきたいと思います。

以上、再質問は自席から行います。

○議長(松本宗弘君) 町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) おはようございます。それでは、6番、西川議員の「共に幸せを感じられるまちづくりについて」、私に対するご質問に順次お答えをいたします。なお、ご質問の数も多いことから、時間の関係もございますので、端的にご答弁を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、第1番目の活気のある田原本町にするための取り組みにつきましては、田原本町地域公共交通活性化協議会でご審議をいただいて策定いたしました田原本町地域公共交通総合連携計画及び田原本駅前活性化計画に基づき、計画的に諸施策について実行してまいりたい。そして、後ほどご答弁をさせていただきますが、企業誘致に関しましても取り組んでまいりたい。また、一方では農作物の地産地消の推進を図るという観点から空き店舗を利用し販売等を行うなど検討しながら、農業分野の参入も含め、活気のあるまちづくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、第2番目の近鉄田原本駅前の整備及び活性化の進め方につきましては、駅前広場を核とした周辺の市街地の再開発を進めていく予定で、今年度は地域の状況や施設需要調査を踏まえた基本計画を作成しております。また、京奈和自動車道の一般道部分が供用開始をされれば、(仮称)田原本インターチェンジ周辺は産業・交流系の新たな都市機能地区を形成でき、駅前周辺整備された中心市街地をつなぐ交流機能を持った沿道利用型の市街地が形成できると考えております。同時に新都市機能地区への企業誘致の推進に力を注いでいきます。一方、整備された駅前広場を中核にまちの中心部も活性化させていきたいと考えております。会社帰りの会社員や若者が集まるような施設を整備、誘致できれば、駅を中心としたにぎわいを取り戻せる可能性は高いと考えております。

次に、第3番目の企業誘致につきましては、本町の活性化と雇用の創出を図るための企業誘致は重要であると考えています。しかし、企業が立地できる場所が非常に少ない状況のため、現在京奈和自動車道と主要地方道桜井田原本王寺線が交差する(仮称)田原本インターチェンジ周辺に約26.8~クタールを準工業地域として来年3月に市街化区域編入する予定で作業を進めているところでございます。これに合わせまして、製造業等の企業の立地や雇用創出等にかかわる助成制度を実施するため、助成内容や制度を現在検討しているところでございます。

次に、第4番目の道の駅の設置につきましては、まず唐古・鍵遺跡の整備と合わせて取り組まれるかどうかについて。道の駅については人・物・情報の交流拠点として唐古・鍵遺跡とのつながりを持った施設として検討を進めてまいりますが、遺跡整備と合わせて行う考え方は現在いたしておりません。また、国、県の補助金の活用については一定の規模の施設及び条件が必要であることから、本町の主要道路の状況などを考えた場合、補助採択は非常に難しいと考えておりますが、手法などについて今後も検証してまいりたいと考えています。

次に、第5番目の少子化社会に対応したまちづくりの取り組みにつきましては、 田原本町次世代育成支援後期行動計画を策定し、子育て及び保健医療等の支援をし ながら、今後田原本に住むことに喜びを感じながら、安心して子どもを産み、育て ることができる地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第6番目の子育てに悩む保護者の相談や支援の取り組みにつきましては、 現在実施しております妊娠届の際のアンケート調査によるケア及び第1子誕生の家 庭についての訪問指導、そして、今年度9月に子育て親子の交流の場となる「つど いの広場」の暫定供用を開始しているところでございます。

次に、第7番目の待機児童の解消の取り組みにつきましては、社会福祉法人と連携し、保育整備を進めることはもとより、多様な保育サービスの提供をするなど、少しでも待機児童の解消につながるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、第8番目、学童保育の拡充の取り組みにつきましては、今後指定管理制度 の管理運営を導入し、より利用者の方のニーズを把握するとともに、状況を踏まえ て子どもが安心して遊べる居場所づくりの確保及び環境整備に努めてまいりたいと 考えております。 次に、第9番目の高齢化社会での共に幸せを感じられるまちづくりの取り組みにつきましては、本町の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画が目指す将来の高齢社会像として掲げております基本目標の実現に鋭意取り組み、保健・福祉の充実と多様化する介護保険サービスニーズへの対応との一体的な取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、第10番目の特別養護老人ホームの設置・誘致の取り組みにつきましては、特別養護老人ホームは老人福祉法に基づく施設で、この施設が介護保険サービスを行うためには介護保険法に基づく県知事指定となることから、今後奈良県第4期介護保険事業支援計画をもとに本町のエリアであります東和・中和圏域内で市町村が見込んだ介護サービス量に基づき介護サービス基盤の整備を図る中で、新規参入等について県と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、第11番目の近鉄田原本駅及び笠縫駅へのエレベーター設置につきましては、まず近鉄田原本駅でございますが、駅前広場整備工事と並行いたしまして、近鉄田原本駅も改修され、高齢者・身体障害者等の移動などの円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に適合した構造となっておりますので、エレベーターの設置については考えておりません。また、近鉄笠縫駅につきましては、乗降客数がバリアフリー新法の基準以下であることから、現時点におきましてエレベーターの設置は考えておりません。

次に、第12番目の近鉄笠縫駅前の整備につきましては、現時点では近鉄側の協力も得られないことから、整備につきましては考えておりませんが、引き続き近鉄及び県に対し要望していくとともに、駅利用を考慮したゆとりのあるスペースの確保につき検討をしてまいりたいと考えております。

次に、13番目の少人数学級編制30人学級の拡充につきましては、本年度より 小学校1年生のすべてのクラスにおいて30人を基準とした少人数学級編制を県の 制度活用や町費負担教員の配置により実施をしておりますが、今後も幼稚園、保育 所から小学校への円滑な移行が図られるよう取り組んでまいります。また、国など の今後の動向にも注視してまいりたいと考えております。

次に、第14番目の大規模校園と小規模校園の問題につきましては、今後の園児、 児童数等の推移を見きわめながら慎重な調査、研究を行い、学校・園の規模及び配 置の適正化を図ってまいりたいと考えております。

次に、第15番目の中学校給食の実施につきましては、学習指導要領の改訂に伴い平成24年度から年間授業時間が増となることも踏まえ、本年度において中学校 給食を含む学校給食のあり方について慎重に検討を重ねているところでございます。

次に、16番目の清掃工場につきましては、昨日の本会議の中でご報告をいたしましたとおり、広域建設を第一義に議会とも十分協議を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

次に、第17番目の国保中央病院の経営の健全化につきましては、国の公立病院 改革ガイドラインを受けて平成21年3月に策定いたしました国保中央病院改革プランにより平成21年度から経営の効率化に取り組んでおり、今後もこの改革プランに基づき鋭意努力してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(松本宗弘君) 6番、西川議員。
- ○6番(西川六男君) これまで私が7年間町議会議員をさせていただいておりますけれども、町民の皆さんからいろいろご意見、ご要望をいただいております。それをもとにして17点にわたって質問いたしました。このことについてただいま再選を目指しておられる寺田町長からその抱負、お考えをお示しをいただいたと理解いたします。できればもう少し1期目の経験をもとにして2期目にはどんなまちをつくるのかという、もう少し具体的な答弁をいただけると期待しておりましたが、少し抽象的な答弁も多かったように私は思っております。個々の考えにつきましてはさらに質問したいことがありますけれども、寺田町長のお考えにつきましては11月21日の投票日の田原本町民の有権者の皆様の判断に委ねたいと考えます。

まだ少し私に与えられました質問の時間がありますので、ちょっと意見と要望を 申し上げておきたいと思います。

私はこの8月に大津市で行われました全国の市町村の議会議員の研修を受講する機会を得ました。この中で日本の社会保障制度について、政府は日本の現状や少子高齢化の加速度的進行など将来予測を分析して、いろいろな方向性を模索しておられます。しかし、このような日本の国情が経済状況など難局にあるときに、残念ながら日本の国をどうするかといった政策よりも政党内での争いで政権再編も考えら

れるような不安定な政治情勢になってきております。既に日本はGDP(国内総生産)が中国に追い抜かれ世界第3位となり、スイスのIMD(経営開発国際研究所)がまとめた国際競争力も世界の4位から27位に転落し、中国だけでなく韓国、台湾にも抜かれてしまいました。今、日本の国家として世界の中で生き残りをかけた確固たる国づくりの方向性、これが求められているのではないでしょうか。この混迷する日本の政治情勢であっても、今後町民の皆さんの信託を受けられた場合、寺田町長の目指す「共に幸せを感じられるまちづくり」、私の言葉で言えば「私の町田原本町をもっともっと住みよい町にする」、そのために日本の社会の変化を見据えた新しい発想で町民の皆さんの思いに立った地道な取り組みをいただけるようお願いして、質問を終わります。

○議長(松本宗弘君) 以上をもちまして、6番、西川議員の質問を打ち切ります。 続きまして、7番、竹邑利文議員。

(7番 竹邑利文君 登壇)

○7番(竹邑利文君) ご苦労さまでございます。議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

出生率増加対策について質問いたします。

アフリカなど発展途上国では人口が爆発的に増加しているのに対し、先進国では子どもの数が減っていることが問題になっております。我が国もその例に漏れず、1人の女性が一生のうちに産む子どもの数は1.57人で、史上最低になったと発表されております。出生率の減少は女性が経済的に自立できる社会になってきたこと、高学歴化が女性の社会進出を強めていること、結婚してもDINKS、ダブルインカム・ノーキッズ、すなわち子どもなしで収入2人分の豊かな生活を楽しみたい夫婦が増加していることが挙げられております。また、結婚する子どもに対し、これからは安心して子どもを育てられる社会環境、支援環境でないので出産しないようにと言う親もあると言われております。子どもの少ない社会は活力の低下をもたらすことは明らかであります。出生率の低下で悩んだスウェーデンでは子どもが生まれると1年半の育児休暇を与えたり、3人目、4人目の子どもには児童手当を大幅増額するなどの対策を講じて、出生率は2人ぐらいまで回復したと聞いております。共働きで出産し、養育をしようとすると、肉体的、精神的、経済的に大きな

負担をかぶることになります。そして、その対策ということになると一自治体の問題ではなく、国の政策の問題であることも承知しておりますが、各自治体が取り上げ、そして国が取り上げたというものもあります。そこで、本町は奈良県では2番目の人口の多い町でありますが、情報の発信地として出生率の増加対策として具体的に打ち出し得るものがあるのか、ないのか、本町の基本理念をお伺いいたします。

2番目、ノーテレビ、ノーゲームデーを設定することについて質問いたします。 子どもが学校から帰ると、テレビの前から離れないとかゲームに余念がないとい うのは全国的風潮のようであります。某町の教育委員会では毎月30日をテレビや ゲームをしないノーテレビ、ノーゲームデーに設定しております。子どもがいる家 庭を対象とし、家庭がふれあう時間を増やすとともに生活リズムの向上を目的とし ており、テレビやゲームを止めて楽しい家族の団欒をと理解を求めております。3 0日にしたのは、3(み)0(ない)の語呂合わせだそうですが、1日テレビを見 ない、ゲームをしないとしておりますが、家庭の事情に配慮して、1、食事中はテレビを消す。2、夜9時以降はテレビを見ない、ゲームはしない。3、テレビやゲームは1日1時間まで。4、家に帰ってきてからテレビを見ない、ゲームをしない。 5、1日テレビを見ない、ゲームをしないの5段階の取り組みを提案しております。 本町においてもこうした取り組みをすることについて、教育委員会はいかがお考え

○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。

か、所信をお伺いします。

(住民福祉部長 松田 明君 登壇)

○住民福祉部長(松田 明君) 7番、竹邑利文議員のご質問にお答えいたします。 第1番目の出生率増加対策について、具体策はないかとのご質問でございますが、 本町も出生者数が年々低く推移しており、1人の女性がその生涯で産む子どもの数 であるところの特殊出生率は最新の数値は平成21年の全国平均値は1.37人、 奈良県の平均値は1.23人であり、本町の平成21年の数値は把握できないため 前年の数値は1.42人であります。一方、本町の出生者数は平成20年度は29 0人、同21年度で261人と低く推移している中で、本町といたしましても核家 族化や女性の社会参画、ライフスタイルの変化などによって少子化対策、子育て支 援の対応策について苦慮しているところでございます。 本町といたしましては、少子化対策、子育て支援の対応策として妊娠届の際にはアンケートを実施し、出産に対する不安を少しでもやわらげることに努めているところでございます。また、第1子誕生の際にはこんにちは赤ちゃん事業といたしまして、訪問して子どもの育て方や病気時の対応、子育て支援センターなどの諸事業を通じて行っております。さらに田原本町次世代育成支援後期行動計画を策定し、子育ての支援といたしまして、本年9月より子育て親子交流の場となるつどいの広場を開設するなど、保健医療等の支援にも取り組んでおります。このように田原本町に住むことに喜びを感じながら安心して子どもを産み、育てることができる地域づくりを進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(松本宗弘君) 教育次長。

(教育次長 松原伸兆君 登壇)

○教育次長(松原伸兆君) 第2番目のノーテレビ、ノーゲームデーの設定をについてのご質問にお答えいたします。

田原本町青少年健全育成推進協議会の家庭教育部会では、家庭における子どものしつけ、親としてのあり方、家族の問題などにかかわり、明るい健全な家庭づくりのための学習、実践活動を展開しています。本年度、家庭教育部会では元気な子どもを育てようをテーマにして5つの分科会に分かれ、よりよい家庭教育の推進に向けて取り組んできています。また、講師を招へいし、部会員全員が参加する研修会の開催も予定しております。一方、児童生徒指導育成部会においては、毎年町内すべての保護者に対し、健やかで元気な子、明るい子、たくましい子を育てるための啓発活動を展開しております。とりわけ家庭におけるテレビの視聴の時間やゲームに向かう時間などは子どもの健全育成という視点からも重視しているところであります。それらを各家庭において家族のルールづくりとして考え、話し合えるように保・幼・小・中学校別の啓発文を先生方の指導を通して手渡していただいております。また、早寝・早起き・朝ごはんやおはよう・おやすみ・お手伝いの約束運動を積極的に推進して、子どもたちのよりよい生活習慣づくりを目指しております。

今後も地域の方々や保護者の協力を得て各家庭における親子のかかわり方を見直 し、家庭の教育力を向上させるとともに、基本的な生活習慣の確立や規範意識の向 上に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

- ○議長(松本宗弘君) 7番、竹邑利文議員。
- ○7番(竹邑利文君) ご答弁ありがとうございます。

2の質問ですが、まず児童のめがねの着用が近年非常に多くなったと。やはり主原因はテレビ、ゲームの見過ぎ、やり過ぎが主要因というのはもうはっきりしています。それとやはり家族の団欒の場を持つには、テレビとゲームはもう要らないということなんで、今後とも施策、よろしくお願いします。

1の質問に関しまして、第3次総合計画にも全く触れていないと。

(「たわらもと第3次総合計画実施計画」を自席より示す)

出生率のことに関してですよ。だから、一番大事なことで、世帯数は微増していますが人口の減少はもう著しいと。近年隣の広陵町に人口は負けました。しかし、有権者は勝っているということで、ということは、子どもの数がまだ多いということで。広陵町が勝ってるということで。子どもの数が増えれば当然経済発展が見込まれます。参考に我々自治会も今まで敬老祝いと成人祝いとやっていましたけど、もうそれをやめて出生祝いを1本にしています。だから、本町でも77歳の喜寿の祝いは昨年度で91万円出てますけどね、言いたいのは出生祝いも出すことはできないか。

それと、1つ、喜寿の77歳の名簿は外に出ていませんか。それともう1つお聞きしたいのは、7月末の人口、世帯数の動向ですけど、極端に7月末世帯数で15、人口49人も減になっております。この3点を一応再答弁お願いできますか。

○議長(松本宗弘君) 教育次長の答弁はよろしいですか。(「はい、結構です」と 竹邑利文議員呼ぶ)

住民福祉部長。

○住民福祉部長(松田 明君) お答えいたします。1つ目の質問でございます77 歳につきましては、喜寿の方につきましては自治会長さんのほうに名簿をお配りし ていることがございます。ほかには出ておりません。

2点目の子どもに対しての祝いですけども、このことにつきましては、ほかの市 町村もございますので、ちょっと動向を見ながらみていきたいなと考えております。 そして、第3点目でございます7月末の数値でございますけども、1カ月間の人 口の平均を見ますと、確かに7月につきましては出生26人、転入が52人、計78人でございます。人口の減といたしまして、死亡の方が26人、そして転出が101人、合計127人となっておるのがございます。転出が転入を上回るため49人の減となっております。世帯数につきましては、同様の理由により15の世帯が減少しております。この分につきましては、転入届が20世帯増、転出が30世帯、1世帯の方が死亡という5世帯が減、合計35の減でございます。しかしながら、8月の移動につきますと、逆転いたしまして人口が40人増、世帯が21世帯が増となっています。この分につきましては、転入、転出いろいろなことが加味いたしますので一概には言えませんけども、田原本町といたしましては現状の数字を若干維持しているのかなと考えております。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 7番、竹邑利文議員。
- ○7番(竹邑利文君) 喜寿の祝いの名簿のことを聞いたんですけどね。この名簿のことに関して私が漏れているというのは、犯罪に使用される恐れがちょっと出てくるわけです。というのは、例えば竹邑利文、田原本町宮森100-19、住所も名前も一緒になって出てます。だから、ある悪質の業者が「町の竹邑ですけど、喜寿の77歳おめでとうございます。健康器具がいいのが出てますから、伺いますのでよろしく」という電話があったら、本当にやっぱりその77歳の喜寿の方は役場の方だと思って応対する人がおられるわけです。だから、今後ともこの名簿を出す場合は、ただ竹邑利文だけでいいわけです。住所なんか必要ないと思うんです。だから、その点今度からちょっと気をつけてもらいたいと思うんですけど、部長、どうですか。
- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) 貴重なご意見ありがとうございます。その点、十分 考えまして対処していきたいと考えております。
- ○議長(松本宗弘君) 以上をもちまして7番、竹邑利文議員の質問を打ち切ります。 続きまして、11番、松本美也子議員。

(11番 松本美也子君 登壇)

○11番(松本美也子君) 議長のお許しをいただき、通告書どおり一般質問をさせ

ていただきます。

子宮頸がんは子宮の入り口、子宮頸部にできるがんのことです。女性特有のがん の中でも発症率、死亡率共に高く、日本では毎年1万5,000人が発症し、3, 500人の女性が死亡、1日に約10人もの女性が命を落としています。女性にと ってはとても恐ろしいがんの一種で、乳がんに次ぎ2番目に多い女性特有のがんで す。特に近年は20代から30代が急増しています。若い人が検診に行かないとい う理由とともに、性交渉の若年齢化も原因と考えられています。子宮頸がんはほと んどの場合ヒトパピローマウイルス(以下HPV)というウイルスの感染が原因と なっています。女性の約8割は一生に1度は感染すると言われています。ごくあり ふれたウイルスで、粘膜の接触によって感染するため、主に性交渉を介して感染し ていると考えられます。例えば、感染しても10人のうち9人のHPVは平均9カ 月ぐらいで免疫力で排除され、正常に戻ります。残りの1人だけHPVがなくなら ないで感染が継続して、その部分の細胞が異常を起こして変化します(異形成)。 さらにその中の一部が数年から10数年かけてがん細胞に変化していきます。異形 成は検査で発見できます。異形成やごく初期のがんであれば、子宮頸部の一部分を 切除することで100%完治できます。その場合、術後の妊娠や出産することも可 能です。命を落とすことはほとんどありません。しかし、その段階を長く放置した 場合は重症化し、子宮を周囲の組織と一緒に全部摘出したり、転移した部分を切除 することが必要となり、術後の生活に長く支障が残り、結婚、出産への希望の道が 閉ざされ、命を落とすことにもなります。したがって、異形成の段階で発見するこ とがとても大切ですが、初期の段階では自覚症状がほとんどありません。症状が出 たときはがんが進行してからです。感染を早期に発見するための定期検診が不可欠 です。予防医学への意識が高い欧米では、検診の大切さを子どものころから教育し ており、70~90%もの女性が子宮頸がんの検診を受けている国が多くあります。 しかし、日本では検診率は低く、2割程度です。現状では妊娠の健診で最もがんを 発見する率が多く、しかも、晩婚になっている傾向からがんが進行していることも 多く、出産をあきらめなければならない悲しい事態も起きています。本町でも細胞 診の検査が2年に1回、20歳以上で自己負担2,000円で助成をしていただい ています。現在行われている細胞診は採取した細胞に異常な細胞がないか調べるこ

とができますが、がんになる細胞の変化、前がん病変の発見は十分ではありません。 現在の細胞診の問題点はがんを発見する感度は高いが、前がん病変を発見する感度 は70~80%と十分ではありません。発がん性の高いタイプ、HPVの感染の有 無を調べるHPV検査と細胞診を併用することで前がん病変の見落としは1,00 0分の1以下と精度が非常に高くなります。細胞診とHPV検査で両方陰性の場合 は3年間はがんになる危険性が少なく、安心して検診間隔を3年延ばすことができ る、次回検診は3年後となります。検診のコストが同等で前がん病変の見逃しを限 りなくゼロに近づけることができるのであれば、細胞診とHPV検査の併用を積極 的に行うべきだと思いますと近畿大学前学長、野田起一郎氏が語っておられました。 海外では、子宮頸がんは治す病気ではなく予防する病気ということが世界の常識 になっています。子宮頸がんは検診とワクチンでほぼ100%予防できるようにな っています。この予防ワクチンはアメリカをはじめ世界100カ国以上で承認をさ れて、多くの思春期前の女性に接種されています。約30カ国で公的支援はありま すが、日本では現在任意接種のため5万~6万円程度の自己負担となります。発展 途上国では財団や世界銀行などの援助によって無料でワクチン接種が進められてい ます。日本でもようやく昨年末子宮頸がんの予防ワクチンが厚生労働省から認可さ れました。HPVにも多くの種類があり、そのうち特にがんを引き起こしやすい2 種類の型、16型、18型が特定されています。この2つの型は若年層の子宮頸が んの原因になりやすく、がん化させるスピードが早いのです。ワクチンはこの2型 の感染を防ぐもので、3回に分けて接種することで長期にわたっての予防が可能で す。特に性交渉を経験する前に接種しておくことが感染予防に効果的です。10歳 から接種が可能です。重篤な副作用はほとんど報告されていません。大人でも16 型や18型に感染していないこともあり、また再感染を予防できることから、接種 はすすめられます。40歳から45歳でも3~4割の効果があるとされています。 公明党は2009年度第1次補正予算で実施された子宮頸がんと乳がんの検診無料 クーポンとともに、ワクチンについても早期承認を求める公明党の署名運動などが 追い風となり、2009年10月に承認をされ、2009年12月から販売を開始、 こうした動きと連動し、ワクチン接種費に公費助成を行う自治体も114自治体 (厚生労働省2010年6月) にまで増えています。奈良県内では三郷町が今年度

中に全額公費助成予定と伺っております。

そこでお尋ねいたします。女性の健康は家庭や社会の健康と連動しています。 1、女性のがん対策、がん予防のために。①子宮頸がん予防ワクチンについて、特定年齢の一斉接種の全額公費助成について。②予防検診に細胞診とHPV(ヒトパピローマウイルス)検査の併用について。③子宮頸がん予防に関する一般への啓発、学校での教育の実施について。以上3点についてお尋ねをいたします。(「子宮頸がん制圧をめざす専門家会議」企画、監修、発行のDVDを参照)

2項目めといたしまして、発達障がい児、発達障がい者及び家族等への支援のためにサポート手帳の作成についてお尋ねをいたします。

2010年4月26日の日本教育新聞に「ノートと小冊子で発達障害サポート」 と題しての埼玉県の記事を目にしました。「発達障がいのある人が乳幼児期から成 人になるまで円滑に支援が受けられるようにしようと幼稚園、保育所、学校などの 様子や専門機関への相談内容、進学時の引き継ぎ事項などを書き込む綴じ込み形式 のノートを製作」とありました。私は平成14年第4回定例会で特別支援教育につ いて質問をさせていただいた折から、正確な知識と情報を共有して発達の段階に応 じて少しでも正しく本人のことを理解して支援できるノートがあればと思っていま したが、個人情報という壁にぶち当たっていました。埼玉県の担当の方にお電話を してお話を伺いました。早速すばらしいノートを送っていただきました。奈良県内で 五條市がこのサポートノートを作成しているというので、お話を伺いに8月23日 に五條市の保健福祉センターへ行ってまいりました。五條市は「すこやかノート」 でした。五條市は国のモデル事業として全額補助をいただき、五條市障がい者の支 援ネットワークづくり等、支援体制の構築の中ですこやかノートを作成されたと伺 いました。五條市のすこやかノートは最初のページに「このすこやかノートは広汎 性発達障害、自閉症、アスペルガー症候群等さまざまな診断名を持った人、あるい は診断名はないけれど困っている人たちや家族のことを少しでも理解していただき、 個人の特性に応じた支援が受けられ、環境を整えることによって障がいを持つ人が 生活を楽しく、また当たり前の生活をすることができることを願って作成しました。 より多くの人たちが自閉症スペクトラムを理解し、どのような支援が必要か、ある いはどのような支援が必要でないかを考え、一貫性のある支援や連携のため活用し

ていただきたいと思います」と明記されています。プロフィールから始まって成育 歴、幼児歴、就学前、小学校、中学校、高校、卒業後の進路、大学、専門学校、施 設、作業所、グループホームにおける状況まで、毎年の本人の家庭、学校での状況 や様子、またその都度入園に向けて、就学に向けて進級、進学に向けての引き継ぎ 事項も記載していきます。最後のページには成長に応じての気づきシートが付録と してありました。このページにも「本人の特性がどのようなものであるのか、基礎 的な項目を確認します。発達障がいの有無をチェックするものではありません。そ れぞれの特性を正確に知ることによって、周囲が早く気づいて本人に合った支援が 受けられるようにすることが目的です。特別な知識がなくても本人の日常をよく知 っている人であれば誰でも記入できます」と明記されています。このようなノート はどちらかというと、問題点ばかりを記入してしまいがちですが、五條市では「問 題を探すのはやめよう。できないこと、困ったことばかりを書くのではなく、でき ることを探して、1つでもできることがあればそれをどうすれば伸ばしてあげられ るか、まず支援ありきがモットーです」と熱く語っていただきました。健診もかな り細かくされていて、4カ月、7カ月、10カ月、12カ月、1歳半、2歳半、3 歳、3歳半と伺いました。赤ちゃん訪問も第1子、第2子全員訪問の中で発達障が いを早期に発見、発達障がい児の場合、例えば保育園または幼稚園から小学校1年、 小学校1年から小学校2年と次の段階に進むたびに担任の先生も変わり、先生によ って発達障がい児の専門的な知識や理解度にも温度差があり、保護者にとってはそ のたびに子どもの今までの状況を伝えなければなりません。支援が分断されること なく、円滑に支援が受けられるためにサポート手帳は必要不可欠です。保護者にと っては学校での様子が、また学校の先生たちにとっては家庭での様子がサポート手 帳によってより正しく把握できると思います。埼玉県も五條市も綴じ込み形式のこ のノートを使用されています。本町でも綴じ込み形式のサポート手帳の作成をぜひ お願いしたいと存じます。担当課のお考えをお聞かせください。

3項目めといたしまして、町施設の設備機器の整備、充実についてお尋ねをいた します。

町民ホールは平成6年7月20日に落成をし、現保健センター(前中央公民館) は昭和46年4月22日に落成、保健センターに改修をしたのは平成17年3月と 伺っております。それ以来音響効果は当時のままで、町民ホールにおいてはCDや DVDの対応機器ではないために、使用者が機器を持ち込んで対応しなくてはなりません。使用料をお支払いいただいているという観点から、使用者が利用しやすく整備する必要があるのではないでしょうか。中央体育館及び第1体育館においても洋式トイレの要望もお聞きをしております。保健センター及び庁舎においてもいまだオストメイト対応のトイレが設置をされておりません。町施設の設備機器の整備について総点検をしていただき、整備、充実をお願いしたいと存じます。

以上をもちまして壇上での私の質問を終わらせていただきます。場合により自席 にて質問させていただきます。ありがとうございました。

○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。

(住民福祉部長 松田 明君 登壇)

○住民福祉部長(松田 明君) 11番、松本美也子議員のご質問にお答えいたします。

第1番目の「女性のがん対策がん予防のために」、第1点目の子宮頸がん予防ワクチンについての特定年齢の一斉接種の全額公費負担についてでございますが、近年女性特有のがんの中でも発症率、死亡率とも高く、女性にとっては最も恐ろしいがんの一種であります。子宮頸がんワクチンの公費助成につきましては、今後国の動向を見守りたいと考えております。また、このワクチン接種については予防接種法に規定されている市町村が実施しなければならない定期の予防接種には該当せず、あくまでも希望する人が自分で受ける任意接種となることから、予防接種事業ではなく、女性のがん対策の一環として県下市町村の動向を見きわめながら考えてまいりたいと思います。

次に、2点目の予防検診に細胞診とHPV検査の併用についてでございますが、 現在子宮頸がんの検診は20歳以上を対象に2年に1回の頻度で子宮の粘膜の細胞 を採取して、顕微鏡でがん細胞の有無を調べる細胞診を実施しております。これに 加え、ウイルス感染の有無を調べるHPV検査を併用する検診は平成19年より島 根県でモデル的に実施されており、その効果について分析中であると聞いておりま す。島根県の報告では細胞診と併用することでHPV陽性の人は1年後に再検査、 HPV陰性の人は3年後に再検査と分けることにより、検診にかかる財政負担の軽 減につながることを期待されており、はっきりした効果が示されれば本町では導入 してまいりたいと考えております。

次に、3点目の子宮頸がん予防に関する一般への啓発、学校での教育の実施についてでございますが、子宮頸がんのワクチン接種の対象年齢はHPVウイルスに感染する前、10代前半が最も適しているとされています。これはHPVウイルスが性感染症であることによるものですが、予防接種の目的や効果、副反応等について理解した上で接種を行うことが重要であり、10代前半に対してこのことを啓発する必要があります。ワクチン接種開始に当たっては中学校での教育指導内容の中に取り入れていただく等の協力体制を得ていきたいと考えております。また、このワクチンの免疫力は一生続くものではなく、接種後約20年と推測されていることから、接種を受けた人も定期的に追加接種が必要であることとHPVウイルスは15種類ほどあるのに対してワクチンに入っているものは最も多い16型、18型であるため、約40%の子宮頸がんには予防効果がありません。このため従来からの子宮がん検診も続けて受診することが子宮がん予防には不可欠であることもしっかりと周知していくことが必要と考えております。

次に、2番目の発達障がい児及び家庭等への支援のためにサポート手帳の作成についてでございますが、この発達障害児支援手帳は発達障がいがある方の成長や現状を記録することにより、本人の特徴を理解し、ニーズを把握、支援するためのものです。ライフステージに応じた一貫性のある支援を受けられ、関係機関の連携に活用することができるもので、奈良県では平成19年度に奈良県南和圏域における発達障害者支援体制整備事業の一環として五條市でつくられたものをきっかけに、平成20年度奈良県中和圏域における発達障害者支援体制整備事業の中で橿原市版が作成されたと聞いております。他府県においては発達障害者支援センターが相談支援記録として手帳を作成していることが多く、また、県の教育研究所が就園、就学の際の記録として作成をしているところでございます。本町では支援手帳の作成はしておらず、自立支援の事業所が作成したサービス提供ノートの代用で対応しておりますので、今のところ作成については考えておりません。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長(松本宗弘君) 総務部長。

(総務部長 中島昭司君 登壇)

○総務部長(中島昭司君) それではご質問の3番目でございます町施設の設備機器 の整備、充実につきましてお答えをいたします。

町施設及び施設に付随する設備機器というのは、言うまでもなく町民の財産であります。行政はその財産を守ると同時に、住民の方が使いやすい状況をつくることが重要でございます。施設の設備機器の更新につきましては、それぞれの施設の所管課において耐用年数や使用頻度による摩耗状況を勘案し、整備しているところでございます。町施設におけるオストメイト対応トイレの設置状況は青垣生涯学習センターの公民館と図書館の2カ所となっております。今後も障がい者等が安全かつ快適で生活できるまちづくりを進める中で、オストメイト対応トイレの設置につきましては重要なことと考えております。しかし、厳しい財政状況の中で施設及び設備機器の老朽化が進むにつれ、維持管理経費が増加傾向になることが懸念されるわけでございます。限られた予算の中で住民ニーズに合った設備機器の整備充実を計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

- ○議長(松本宗弘君) 11番、松本美也子議員。
- ○11番(松本美也子君) ご答弁ありがとうございました。

1の女性のがん対策、がん予防のための子宮頸がん予防ワクチンについてのご答弁でございますが、この中で後半のほうに、HPVウイルスは15種類ほどあるのに対してワクチンに入っているのは最も多い16型、18型であるために約40%の子宮頸がんには予防効果がありませんというふうにご答弁いただきました。このデータはいつ、どこのデータか、お尋ねをしたいと思います。というのは、私、この8月、今年の8月22日なんですけど、「ママと私と子宮頸がん予防ワクチン」というので、講演を聞きに行ってまいりました。このときに島根県立の中央病院産婦人科部長を経て現在は女性小児科診療部長、医療局次長をされている岩成治氏の講演を聞いてまいりました。このときには16型、18型以外のこのウイルスに関してはほとんど進行がなくて問題がないと。進行が早い16型、18型がほとんどであるために、この2種類のワクチンを選定したというふうに伺いました。このときにこの岩成治氏からはこの40%の子宮頸がんには予防効果がないと、そういうふ

うに私が伺わなかったんですけども、これがどこから出てるのか。かなり大きいパ ーセントが出ておりますので、いろんなところで勉強もさせていただいたんですけ ど、こういうふうなことはちょっと初めて聞きましたので、いつのデータなのかお 聞きしたいと思います。本当に子宮頸がんの予防ワクチンに関しては予防できるワ クチンで、先ほど一般質問でも私述べさせていただきましたように、もうほとんど 海外では100カ国で承認をされて、30カ国が無料で公費で受けられるようにな っていますし、後進国でさえいろんな方の補助があって受けてると。日本だけがお くれてるんですね。唯一予防できるがんです。本当に全額公費助成をしていただく というのは大変かと思うんですけど、今厚生労働省は210億のうち150億を考 えているとおっしゃっていただいています。そして、奈良県として私たち公明党奈 良県本部として女性局を中心に荒井知事のほうにこのワクチンの接種費用を公費負 担していただくように、今要望、署名運動をさせていただいているところでござい ます。国が3分の1、県が3分の1、そして町で3分の1補助となれば本人負担が 無料になるかと思います。本当に若い女性が結婚前にこのがんにかかって、結婚、 出産も望めないのであれば、大変な状況になります。また、命と向き合わなくては なりませんし。先ほども述べましたように、出産のときにこのことが大体健診でわ かるんですけど、そのときにもうがんが浸潤をしてれば子どももあきらめなければ ならないという、少子化問題としては一番先に国も本町としてもですけど、このこ とを予防ワクチンのことを考えなければいけないかと私は思いますので、何とかお 願いをしたいと存じます。よろしくお願いしたいと思います。

それと、HPV検査と細胞診の併用ですけども、ここにはっきりした効果が示されれば本町では導入してまいりたいと考えておりますというふうにご答弁いただきました。もうはっきりした効果は1,000分の1以下の見落としもないということで私も述べさせていただきましたし、産婦人科のあらゆるところで同時に細胞診と併用してHPV検査も行われているのが現状でございます。費用対効果も費用がほとんど3年に1回に、2年に1回が3年に1回になりますと、町が負担する費用はほとんど変わりません。それでいてがんにならないということで、本当に効果はもう示されておりますので、導入していただけるのかなと期待をしていいのでしょうか。

それから、この啓発は県も健康づくりセンターと一体として今考えていただいているようでございます。なかなか学校現場で、もう海外では授業の教科書の中にこのことがあるんですけども、日本ではこういう性教育も含めておくれております。でも、このことを現実に女性が知るということが、教育の中で早くから知るっていうことが大事ですので、一般の女性に検診、20歳以上の検診を啓発していただくよう、さらにお願いをしたいと存じます。

それと、次の発達障がい児のサポート手帳の作成ですけども、五條市と今橿原市がされているところでございます。今のところ作成については考えておりませんとご答弁いただいたので、今後に期待していいのでしょうか。この件もお願いしたいと思います。

私もつい最近、発達障がいじゃないかと疑われたお子様をお持ちのお母さんとお話をする機会がございました。加配で入ってくださってる先生は初めて、もうほとんどの方がこの発達障がいの方はそれぞれ障がいのあらわれ方が違いますので、やっぱりかかわる先生も大変だと思います。その先生、加配の先生も初めての体験で大変戸惑われているようで、お母さんもやっぱりこのことを認めるのにも勇気が要るし、自分のお子さんがどうなのかということで、本当に終始涙を浮かべてお話を伺いました。このこともやっぱり学校の先生にとっても、また保育所の先生にとっても、幼稚園の先生にとっても、このことを理解するのに本当のこのサポート手帳がすごくやっぱり効果があるんではないかと、支援するのに大事なことではないかと思いますので、今後に期待をさせていただきたいと思います。できるだけ早い形で、子どもは成長していきますので、本町としてもサポートノートの作成をお願いしたいと存じます。

それから最後の設備機器の整備、充実でございますが、オストメイトのほうもそうです。もちろん財政のことがあるのは重々承知しております。で、文書の中にもありましたように、この町民ホールと、それからこの現保健センターですね、これの音響の設備なんですけども、これをいち早くお願いできないかなと思います。町外の方も町民ホールにおいてはいろんな形でご利用いただいている状況です。で、利用料も、使用料もいただいてる中で、CDもDVDも対応機器でないというのは、ちょっと今の時代からおくれてるのじゃないかなと思いますので、この辺もあわせ

てお答えいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) はい、お答えいたします。

第1番目の40%の率でございます。

この分につきましては、先ほども答弁の中で申し上げましたけども、HPVのウイルスは15種類ほどございます。その中で16型、18型が最もこのワクチンの中には入っておりますけど、ほかの種類は入っておりません。だからその関係上、約6割の方は効きますけども、4割の方は効かないと。この根拠でございます。この根拠につきましては、現在私のところには数字を持っておりませんけども、ワクチンの製造会社の資料の中からこの40%という数字を挙げさせていただいたような形でございます。

2点目の公費の負担でございます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように、国のほうでどういう公費負担が出るかわかりません。それが出てからゆっくりと、町も市町村の動向を見ながら行きたいと考えております。

そして3点目の啓発についてでございます。

この啓発につきましては、この9月中に奈良県のほうで、県の推進課のほうが各小学校にパンフレットを配布する予定で、ただいま作成中と聞いております。9月の末には各小学校のほうに子宮頸がんワクチンの接種のパンフレットが届くと思いますので、その点も十分啓発をしていきたいなと考えております。

4点目のサポート手帳でございます。

サポート手帳につきましては、答弁の中でも申し上げましたように、田原本町におきましては、自立支援の事業所のサービス提供のノートを代用して対応しているところでございます。今実際これで十分対応できると考えております。しかし今後その手帳については、奈良県内の市町村のことを見ながら考えていきたいなと考えております。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 総務部長。
- ○総務部長(中島昭司君) 3番目の音響設備でございますけれども、町民ホール、

保健センターと、こういうことでご質問でございますけれども、この分につきましては鋭意努力をしてまいりたいと、このように考えております。

- ○議長(松本宗弘君) 11番、松本美也子議員。
- ○11番(松本美也子君) はい、ありがとうございました。子宮頸がんについては、 できるだけ早い形で実施ができるようにお願いをしたいと思います。

1点だけ。学校現場に啓発をしていただくんですけども、この40%に私はかなりこだわってるんですけども。本当に正しい、この子宮頸がんのワクチンに対しても、また子宮頸がんに関しても、学校の先生方、幼稚園、保育所の先生方が、それを子どもたちに書類は配られても、そのことをきちんと正確に、また今の現状のことを理解をしていただいて、先生には失礼な言い方かもしれないんですけども、やっぱり理解をきちんとしていただいて、その上で子どもたちに説明をしていただかないと、せっかく県からおりた啓発のものが、そのことがサッと流れてしまったら申しわけないと思いますので、その点だけ再度よろしくお願いをしたいと思いますので。

以上です。ありがとうございました。

○議長(松本宗弘君) 答弁どうしますか。(「はい、そしたらお願いします」と松本美也子議員呼ぶ)

教育次長。

- ○教育次長(松原伸兆君) ちょっと私のほう少しおくれたんですけども、今議員おっしゃってること、今朝ちょっと知ったんですが、県のほうで学校の先生を対象にした研修会を予定してるということで、今日朝こちらのほうへ情報が入りましたのでつけ加えさせていただきます。十分頑張ってまいると思います。(「はい、ありがとうございます」と松本美也子議員呼ぶ)
- ○議長(松本宗弘君) 以上をもちまして11番、松本美也子議員の質問を打ち切ります。

続きまして9番、吉田容工議員。

(9番 吉田容工君 登壇)

○9番(吉田容工君) それでは議長のお許しをいただきまして、一般質問させていただきます。午前中最後ですので、一生懸命頑張っていきたいと思います。

まず第1番目、ごみ処理問題について質問いたします。

本町は、地元自治会との関係で清掃工場の稼働は平成27年9月までしかできないと限定されています。これにはいきさつがあり、これまでの町の対応に問題があったことが「操業停止」を突きつけられた原因であり、地元自治会だけでなく町としても、現清掃工場での操業は「期限までしかできない」という認識に立っておられると思います。

町長のこれまでの説明では、いろいろな可能性を探求していく方向として、①単独で町内に建設する、②他市町村と広域で建設する、③民間に委託する、④他市町村に委託する、の4つの選択肢から一番ベストとなるものを採用するとされてきました。町から示されている資料によりますと、コストパフォーマンスの一番安いのは②番の広域建設、次が④番の他市町村委託、そして③番の民間委託、④番の単独建設の順となっています。町長は昨年3月、「広域建設を第一義に考えていきたい」と表明されました。そして昨日ですが、御所市と広域で建設を考えていくということを表明されました。これについては、建設が決まったのでなく、これから議論が始まるということでありますので、今後の議会での議論に委ねたいと思います。

今日の私の質問では、③番の民間委託が本当に可能かどうかをただしていきたい と思います。

まず法律等の規定で民間委託が可能かどうかです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律には「市町村は、……その区域にある一般廃棄物を生活環境の保全上支障がないうちに収集し、これを運搬し、及び処理しなければならない」と定めています。さらに、一般廃棄物の処分を他市町村の区域内で行う場合は、その市町村に対してあらかじめ、処分する場所、受託者、処分する一般廃棄物の種類、数量、処分の方法などを通知することを定めています。民間業者で市町村のごみ等の処理を受託されてる業者は、近隣では三重県伊賀市予野にある大栄環境グループの三重中央開発株式会社であります。この業者に委託した場合、伊賀市に通知し、承諾を得なければなりません。伊賀市には伊賀市環境保全負担金条例があります。その第3条には「市長は、他の地方公共団体が一般廃棄物をみずからの区域内で処理できない相当の理由が認められる場合は、受け入れ期間を限定し、……市の区域外の一般廃棄物をの搬入を承認することができる」と定められています。他の市町村の一般廃棄物を

受け入れる条件については、環境負担金条例施行規則第2条に「一般廃棄物を搬入しようとする他の地方公共団体の区域内に既存の一般廃棄物処理場が無く、……一般廃棄物の処理見通しがつかないことに起因する緊急避難的措置の場合」に限って3年間を限度とする、と定められています。もし、本町がこれからずっと一般廃棄物を民間業者に委託するとすると、伊賀市のこの条例に抵触することになるのではないのか。そもそも、伊賀市の環境負担金条例違反で民間委託が認められないのではないのか、と思います。

そこで質問します。民間委託は法律条例に抵触するのではないのか、説明を願います。

次に、中継施設について質問します。近隣で地方自治体の一般廃棄物処理をして いる民間業者は、先ほど述べたように三重中央開発です。そこで、三重中央開発に 委託をした場合に生じる問題点について考えます。三重中央開発は各事業者から多 くのごみを扱っておられます。それゆえ、2007年12月にはプラントから出火 するという事故が発生しています。2008年6月には、石原産業株式会社で問題 になったアイアンクレー(フィロシルト)が持ち込まれたということで、一時的に 操業を停止せざるを得ない事態が発生しています。また、本町から遠方にあること から生じる問題として、道路事情にも配慮することが求められます。少し古い資料 ですが、平成19年度東名阪道五月橋から関の間で発生した交通事故は年間860 件、そのうち人身事故は98件です。また、雪や濃霧で通行止めとなった件数は3 回と聞いております。このような事情を考慮すると、単にパックマスター車からト ラックに荷物を積み替え、その日のうちに搬送するということは机上の計画では可 能でありますが、実際には不可能な事態が発生すると考えます。そこで、中継施設 のあり方が問題になります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条には 「一般廃棄物の積み替えを行う場合は、……周囲に囲いが設けられ、……一般廃棄 物が飛散し、流出し、地下に浸透し、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずる こと」と決められています。町が収集する一般廃棄物は月曜日、火曜日は30トン 以上集まります。事業所が排出する一般廃棄物の受け入れも1日当たり20トンか ら30トンあります。かなりの量になります。

そこで質問します。中継施設は何日分のごみをためることのできるピットを必要

とすると考えているのか。パックマスター車の清掃により発生する廃水処理をどの ようにするのかも含めて答弁を願います。

最後にコストパフォーマンスについて質問します。

町の資料では、民間委託をしたときの運搬、焼却、最終処分、環境保全負担金を含んで、トン当たり4万円で試算されています。民間委託先は近隣にあまりありません。その点では競争性はなく、価格的には業者言いなりに近い状態です。民間委託のコストの問題で桜井市の例を挙げますと、焼却施設建設時、100億円以上かかる建設費を40億円と安価な値段で建設できたと言われていました。しかし、施設の稼働は専門家しかできないということで、建設した業者に委託しておられます。ところが数年後、焼却施設運営委託費が3億5,000万円から7億5,000万円に引き上げられた経緯を聞いております。結果的に建設費で60億円安くして、委託費で60億円稼いだと、そういう状況になっています。民間委託したら、業者の言い値に従わざるを得ない例です。本町の場合も、今予想されている委託費がトン当たり4万円から4万4,000円に値上げされただけで、町が示している町単独で建設した場合のコストを上回ります。

そこで質問します。トン当たり4万円という単価は何年維持できるのか。ごみの 内容で変わるのではないですか。答弁願います。

ごみ処理の民間委託について、いつでもできるような説明を受けていましたが、 法律や条例の問題でも、中継施設の問題でも、コストパフォーマンスの問題でも大 きな問題を含んでいるように思います。

そこで質問します。ごみの恒常的な民間委託は不可能ではないのか、答弁を求めます。

2番目のあいのりタクシー「ももたろう号」について質問いたします。

昨日から、今月の8日から「ももたろう号」が出発すると聞いております。出発したか確認していませんけども、私は町内に公共交通空白地域が大規模に存在する中、買い物や通院など移動制約者にとっては基本的人権にかかわる問題を含んでいるとして、「移動の可能性」を確保するため、乗合タクシーの導入を求めていたものです。それが今回実現して大変喜んでおります。田原本町地域公共交通総合連携計画では、「高齢者等の買い物・通院といった日常生活の外出支援」と「公共交通

と連携した、まちづくりによる地域活性化」を地域住民、交通事業者、役場が一体となって推進すると明記されています。その点では、この事業を住民の支持を得て定着できるか、試行錯誤のみで終わらせるのかは、町のリーダーシップにかかっています。そんな中で具体的な内容が明らかになるにしたがって、町がリーダーシップを発揮してるのかどうか疑問に感じるところが出てきました。

そこで幾つかについて質問します。

まず、通院を支援すると明記しながら、国保中央病院への通院に利用することができない、となっています。全く納得できません。担当者に尋ねると、「国保中央病院線の利用を減らす可能性がある」ということでした。乗合タクシーを運行するまで1年以上検討をしていただいています。その間に利用者の動向を把握されたからこそ、「乗合タクシーで国保中央病院へは利用できない」と結論づけられたものと思います。

そこで質問します。国保中央病院線の利用者は、町内のどの地域の方が利用されているのか、乗合タクシーでどれだけの影響が出るのか、具体的な答弁を求めます。 過日、町長に「停留所を増設してほしい」と要望に伺いました。そのとき町長からは、「ゆくゆくはドアからドアという制度にしたい」とおっしゃっていました。 ところが先日、自治会を通じて「停留所を増やしてほしい」と要望した方に、近くのあそこか、またはあそこを利用してほしいという連絡が入りました。全く後ろ向きの対応にびっくりしました。この乗合タクシーは高齢者等の移動制約者の外出を応援するために始められたものではないのですか。

そこで質問します。自治会から要請しても停留所は増やさないのか、答弁を求めます。

せっかく町の現状と将来性を十分に検討いただいて開始いただいたあいのりタクシーももたろう号です。住民の皆さんも、将来的にはお世話になりたいと、たくさんの方が期待しておられます。その期待にこたえるよう町がリーダーシップを発揮されて、積極的に取り組まれることを求めます。

3番目に入札制度について質問いたします。

本町の入札制度は次のように決められています。設計価格と最低制限基準価格を 事前に公表する。立会人が「くじ」を引き、0.940から0.969の間で「決 定率」を決める。設計価格にくじで決めた決定率を掛けて予定価格とする。最低制限基準価格にくじで決めた決定率を掛けて最低制限価格とする。決定率が0.968の場合、それより低い率で決まると思って入札した業者は、結果として最低制限価格未満の金額で入札したことにより「無効」になる。落札したいと思っていても「当て物のような運」がなければ落札できない状態です。本来、最低制限価格とは「これ以上低かったら品質を確保できない」という金額です。本町の入札制度は、最低制限基準価格に0.940を掛けた金額になった場合でも、最低制限価格として妥当だという前提に立っています。

そこで質問します。最低制限価格とはどういう価格ですか。決定率をくじで決める目的は何ですか。

8月2日に行われた配水池耐震補強工事の入札で「全員無効」となりました。辞退した業者と入札書に不備のあった業者以外は、すべて最低制限基準価格に0.940を掛けた金額以上の金額を入札されていました。ところが、くじで出た決定率は0.967で、全員が最低制限価格未満で無効と判断されました。この入札が不調に終わったことは業者の責任でしょうか。私にはそうは思えません。なるべく勉強してこの工事を落札しようとしただけではないでしょうか。国は1999年1月に、最低制限価格制度ではなく、低入札価格調査制度へ移行するよう促しています。その理由は「最低制限価格を1円でも下回った入札者を失格とする根拠が明確でないこと」とされています。

そこで質問します。国の指導があるにもかかわらず、なぜ低入札価格調査制度を 導入しないのですか。

私には、低入札価格調査制度を導入する知識と自信がないから、最低制限価格制度を維持し、その上、根拠もなく決定率というくじを導入することで目先を惑わし、業者をいじめているとしか思えません。国の補助事業で資金を手当てしている場合は、補助金を返還しなければならない場合も出てきます。

そこで質問します。くじで決定率を決める制度を廃止し、事前に最低制限価格を 発表する制度に戻しませんか。

最低制限価格を事前に決めておけば、たくさんの業者が最低制限価格に張りついて、結局はくじになると予想されます。しかしそれでいいじゃないですか。業者が

自分でくじを引くと、結果については「自分に運がなかった」と得心できます。入 札に業者の意欲が反映され、業者も町も納得できる入札制度に改善されることを切 に望んで、私の一般質問とさせていただきます。

○議長(松本宗弘君) 副町長。

(副町長 森口 淳君 登壇)

○副町長(森口 淳君) 9番、吉田議員のご質問の2番目、あいのりタクシー「ももたろう号」についての第1点目、「国保中央病院線の利用者は、町内のどの地域の方が利用されているのか。乗合タクシーでどれだけの影響が出るのか」につきましては、デマンドタクシーは公共交通を補完する目的で運行するもので、路線バスとの役割、すみ分けが必要であることから、路線バスの運行に影響を与える運行については避けるべきである、との法定協議会の結論を踏まえて実証運行を行いますが、今後、利用者のニーズなどを検証しながら、持続可能な公共交通の運用を図りたいと考えております。

次に第2点目の「自治会から要請しても停留所は増やさないのか」につきましては、実証運行の中で、自治会から増設についての要望があれば、他の停留所との位置関係調整等も図りながら、でき得る限り対応をしてまいりたいと考えております。

次にご質問の3番目、入札制度についてお答えをいたします。まず第1点目の最低制限価格とはどういう価格か、また決定率をくじで決める目的は何かという質問でございます。一般に、公共団体における公共工事等の調達においては、その調達財源が税等で賄われていることから、「より良いもの」で「より安いもの」を、すなわち品質と価格が総合的にすぐれた公共調達の実現が求められております。しかし「より安いもの」を追及し過ぎますと、低価格による受注が進み、ひいてはダンピング受注につながることも懸念されます。公共工事において、過度の低価格受注が行われた場合、適切な契約の履行の担保や工事品質の確保に支障を及ぼす恐れがあることから、また、適切な労働環境の確保が危ぶまれ、下請負業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不備などが懸念されることから、これらを払拭するために最低限必要な費用として最低制限価格が設定されております。

本町の公共工事の入札においても、このような認識のもとで、著しい低入札価格、いわゆるダンピング受注による工事品質の低下を防ぐことや、賃金や労働安全衛生

面での適正な労働環境を確保することから、すべての建設工事において最低制限価格制度を導入しております。

なお、本町の公共工事の入札につきましては、公正で透明性、競争性が高い入札制度を確保するため、平成11年度から予定価格の公表を試行的に行い、平成15年度から最低制限価格の公表も実施してきましたが、より透明性、競争性を高め、作為性を排除するため、平成20年度から「予定価格及び最低制限価格」の公表を「設計価格及び最低制限基準価格」の公表に改め、また開札直前に入札参加者により設計価格、最低制限基準価格に乗ずる決定率、すなわち0.940~0.969を抽選(くじ)で選定し、予定価格及び最低制限価格を決定する方式としたところでございます。

公共工事の入札に係る予定価格及び最低制限価格が開札直前の時点で不確定乗数 (決定率)により決定されることや、設計価格及び最低制限基準価格の事前公表、また一定額(2,500万円)以上の工事につきましては、入札書と同時に見積も り根拠資料の提出を求めることなどが相まって、入札の透明性、競争性が高まり、より適正化が図られていると認識をいたしております。

次に、第2点目の低入札価格調査制度を導入しないのかの質問でございますが、 低入札価格調査制度は、入札額が調査基準価格を下回った場合、適切な工事ができ るかどうかを調査して、落札者を決定する仕組みでございます。

議員お述べのように、平成11年2月に当時の自治省及び建設省から、「地方公 共団体の公共工事に係る入札・契約手続き及びその運用の更なる改善の推進につい て」の文書により、入札参加者の企業努力や低い価格での落札を促進する観点から、 最低制限価格制度よりも望ましい制度であることから、最低制限価格制度から低入 札価格調査制度への移行等を要請されております。

その後、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年制定)から、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年制定)等の法整備や公共工事の入札契約を巡る状況を踏まえ、最近の「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」、総務省・国土交通省連名通知文書においては、入札制度の多様化を図ることとともに、ダンピング受注の防止策として、「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用」を要請されているところであり、両

制度の活用を併記し、必ずしも最低制限価格制度を否定しているものではありません。

なお、地方公共団体で低入札価格調査制度を導入している団体においても、低入 札価格調査のため、工事費内訳書の詳細調査や工事の重点監督の実施など、事務量 が増加すること、また、請負業者に対しては配置技術者の増員義務づけ、履行保証 割合の引き上げ、前払金支払割合の引き下げ等の負担を強いることから、すべての 入札に適用するのではなく、一般競争入札や政府調達協定に準ずる対象工事など、 比較的大規模な公共工事に係る入札に適用されている現状でございます。

次に、第3点目のくじで決定率を決める制度を廃止し、事前に最低制限価格を発表する制度に戻さないかとのご質問でございますが、本町では、前述しましたように、平成15年度から予定価格とともに最低制限価格を事前公表する制度を取り入れてきましたが、近隣自治体の入札実施方式を参考に、平成20年度から、最低制限基準価格を公表し、入札当日、開札直前に決定率を抽選で選定し、予定価格及び最低制限価格を決定する方式を試行しているところでございます。

最低制限価格そのものを事前公表することにより、最近の公共事業量の減少に伴い、最低制限価格と同額での入札による抽選落札が増加し、入札参加業者の見積もり努力を損なわせ、適切な見積もり積算を行わず入札を行った業者が受注することが懸念されます。また、事前公表された価格が目安となって、談合が容易に行われる可能性があるなど、適正な競争が行われにくくなることも懸念されます。

現在、県内12市の入札実施において、本町と同様に最低制限価格基準額にくじ 等による決定率を乗じて、最低制限価格を決定しているのが6市であり、最低制限 価格を固定しているのが4市でございます。

近年、入札者の入札額に応じて最低制限価格を決定する「変動型最低制限価格」 制度を導入している自治体もあります。

事前公表を最低制限価格とするか最低制限基準価格とするかについては、それぞれ長所・短所がございますが、現在くじによる決定率を乗じて最低制限価格を決定する方法の試行3年目であり、その成果を検証し、他自治体の入札方法をも参考にしながら検討を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(松本宗弘君) 生活環境部長。

(生活環境部長 平井洋一君 登壇)

○生活環境部長(平井洋一君) それでは1番目「ごみ処理問題について」のご質問 にお答えいたします。

1点目の「民間委託は法律条例に抵触するのではないか」につきましてでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項では、議員お述べのとおり、市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理を行わなければならない旨を定めています。

なお、第2項では、市町村がみずから一般廃棄物の処理を行う場合の処理基準及び市町村が市町村以外の者に処理を委託する場合の基準を定めています。これは、市町村が委託により処理を行う場合、市町村は基準に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が一般廃棄物処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならないものであり、基準に沿った受託者であれば委託できるということでございます。

次に伊賀市環境保全負担金条例についてでありますが、この条例は、伊賀市に存在する民間の一般廃棄物処理施設に他の地方公共団体から持ち込まれる一般廃棄物に対し、伊賀市における環境負荷の低減、環境施策の財源にあてるために、負担金の負担を求めることを目的にした条例であります。その第3条では、議員お述べのとおり、「市長は、他の地方公共団体が一般廃棄物をみずからの区域内で処理できない相当の理由が認められる場合には、搬入を承認することができる」と定められています。そして第7条では「事前協議」、第8条では「協定を締結しなければならない」となっております。第3条の、他の地方公共団体の一般廃棄物を受け入れる条件については、伊賀市環境保全負担金条例施行規則第2条第1項第1号で、議員お述べのとおり、「一般廃棄物を搬入しようとする他の地方公共団体の区域内に既存の一般廃棄物処理場がなく、処理見通しがつかないことに起因する緊急避難的措置の場合」、そして第2号では「他の地方公共団体において、他に区域外の一般廃棄物を受託する処理業者がないことに起因して、今後の自区域内の処理施策方針を確認できるものがあり、市長が認めた場合」となっております。第2項では「条例第3条による受け入れ期間は、連続する3年間を限度とする」となっていますが、

ただし書きで「前条第2号の求めるところにより、みずからの管轄区域内で一般廃棄物を処理するための施策目標を明らかにした場合で、市長が認めた場合はこの限りでない」となっております。こうした条件に沿った施策目標を示し、協定締結となれば、法律条例に抵触しないと考えております。

次に2点目の「中継施設は何日分のごみをためることのできるピットを必要とすると考えているのか」、また「パックマスター車の清掃により発生する廃水処理の考え」についてでございますが、ごみをためるピットについては考えておりません。家庭等の持ち込みごみ等の関係から、コンテナの設置は必要と考えております。不測の事態には、近隣市町村に焼却をお願いする考えをいたしております。

廃水処理につきましては、中継施設の設置場所により異なりますが、下水道整備 地であれば下水道への接続、未整備地であれば浄化槽等の設置を考えています。

次に3点目の「トン当たり4万円という単価は何年維持できるのか。ごみの内容で変わるのではないか」との質問ですが、この処理単価は、運搬、焼却、最終処分までの処理の見積もりと、伊賀市環境保全負担金、これは1トン当たり1,000円を加えたもので、具体的な交渉には入っていない現在において、単価維持期間は把握いたしておりません。燃えないごみ、また粗大ごみ等のごみの内容で単価は変わるということで聞いております。

次に4点目の「ごみの恒常的な民間委託は不可能ではないか」についてでございますが、伊賀市環境保全負担金条例の関係では先に述べましたが、一般廃棄物を処理するための施策目標を示し、目標達成までの間、民間委託は可能と考えます。この実例といたしまして、京都府木津川市が平成10年より継続して、伊賀市に位置する三重中央開発株式会社に民間委託をされております。また、他に一般廃棄物を取り扱う業者といたしまして、本町から約90キロと少し遠方にはなりますが、京都府南丹市にカンポリサイクルプラザ株式会社がございます。

以上、答弁といたします。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) それでは今の答弁に対して質問をさせていただきます。

まず、あいのりタクシーももたろう号ですね、なぜ国保中央病院に行けないのかという点については、答弁の中でも路線バスの運行に影響を与えるということをお

っしゃってますけども、どれだけ与えるのかということを私は聞いたわけですよね。 その具体的な中身は全然出てこないと。実際には私は与えないと思うんですよ。そ う思われるだけで議論が進んでることに、大変な失望をいたしてるんですね。特に 今西川議員にもありましたけども、国保中央病院線は1便当たり0.8人しか乗っ てないんですよ。1年あったら1カ月調査するなんて簡単だと思うんですよ。です から、そこからやっぱり始めて事実に基づいて施策を打ち出すと。特にこの国保中 央病院線を維持するか云々じゃなくて、大きな問題は、国保中央病院の利用者をど うして増やすかというのが最大の目的だと思うんですよ。国保中央病院線は二の次 なんですよ。国保中央病院をどう利用しやすいようにするかと。そのために何がい いのかというのが出てくると思います。ですから、国保中央病院線に影響を与える かもしれんから、これも「しれんから」ですよ、そういうことだけでこういう決定 をするのはおかしいと思うんですね。ですから先ほど答弁いただいてましたように、 今後検討しますということですけども、今利用できなかったら、今ももたろう号は 国保中央病院へ行けないんですから調べようがないんですよね、ももたろう号がど れだけ影響を与えるかというのはね。その点では、そういうのもなしで、これがあ ったら国保中央病院の利用がしやすくなると、そういう観点からぜひ見直していた だきたい。

それともう1つ答弁いただきました停留所については、でき得る限り対応してまいりたいと前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひそのようにお願いいたします。特にこの地域活性化協議会で、今現状は田原本町で一番いい施策として考え出されたのが、あいのりタクシーももたろう号だということだと思います。その点では、これを失敗したら、二次策、三次策になりますので、田原本町がリーダーシップを発揮されて、そして住民の皆さんが利用しやすいものにしていただきますよう、よろしくお願いいたします。これは国保中央病院の利用件数を増やすために、という観点で考えてもらえるかどうかだけ答弁を求めます。

2番目の入札制度についてです。

入札制度、いろいろおっしゃっていただきました。それで、おっしゃったとおり、 最低制限価格というのは、これ以上安かったら、もう品質が確保できないという価格ですよね。これを今くじをなくして最低制限価格を設けたら、積算の努力を無に するとおっしゃいましたよね。それで、談合が容易に行われるというのも指摘されましたよね。私の認識はちょっと違うんですよ。一生懸命積算した結果、くじが高いところに行ってしまったら無効になっておられるんですよ。ですから、この8月に入札になった水道部の配水池の入札は、全社が無効になってしまったんですよ。くじがあるから無効になったんですよ。一生懸命積算した結果、無効になったんです。

それともう1つ。私に今のところ入ってる情報では、談合ですけども、談合はどうしたらできるか。今、最低制限基準価格に0.97を掛けた数字以上で、設計価格に0.940を掛けた金額以下、この範囲内で談合をしてるんだという話を聞いてるんですよ。ですからくじに関係のないところでしないと談合にならんということですわ。ですから、談合の結果、落札価格が高どまる可能性があるという指摘を私が受けてるんです。これはほんまかどうか知りませんよ。それはちゃんとそちらのほうで確認していただきたい。ですからこのくじを引いても、談合というのはするところはすると。官製談合じゃないとは思いますよ。思いますけど、そういう可能性があって。先ほど答弁いただいたように、作為性や談合や、それから見積もりの努力という点では全く違う結果となっている。

それともう1つ指摘させていただきます。これは総括でも質問すると書いてましたのでよくご存じだと思いますけど。

平成21年度にくじによって無効になった件数が22件ありますよね。全部で百何十の入札を行われて、そのうち22件は、落札価格がくじで決めたより下であったために無効になっておられるんですね。もしその業者が引き受けてたら、年間で1,000万円の工事費がカットできたということだと私は思ってるんですよ。そういう1,000万円というのは、そちらで確認できると思いますから。その点では皆さんの大切な税金を扱ってる。そこでこの決定率というのを使ってくじをするということが、本当に妥当なのかというのをもう一度検討していただきたいですけども、その点、検討する余地があるのかないのか、どういう観点から見直すのか、答弁を求めます。

最後に3つ目ですが、ごみの問題について質問します。

答弁が非常に軽いんです。全く申しわけないんですけどね。今、伊賀市が対象に

なると。なぜかと言うと、先ほど言いましたように三重中央開発株式会社という会社があるということですけども。それで条例で3年間を限度としてしますよと。それがもしだめな場合でも、自分のところの管轄区域内で一般廃棄物を処理するための施策目標を明らかにした場合ということは、いつまでに清掃工場を建てるということを明らかにした場合と同じだと思うんですね。ですから言ってみれば、田原本町で清掃工場をつくるまでのつなぎとしてだったら何とか認めましょうか、という話ですよね、これはね。ですから、そんなつなぎとして認めるやつを、これから民間に頼みますよとなったら、それこそ住民の皆さんは心配でしようがないですよ。いつになったら、この伊賀市が「あかん」と言われるのかと。特に先ほど例に出された木津川市の問題。木津川市は合併して人口がどんどん増えてるんですよ。今やっておられるのは、どれだけの焼却炉をつくったらいいかというのは予想がつかないと。だから3年に1回、木津川市の担当者は伊賀市へ行って、「すみませんが、またお願いします」と頼んでます、というお話をされてます。ですから、やっぱり恒常的に民間業者へ放り込むというのはできないということだと私は思うんですけどね。そうじゃないですか。答弁求めます。

もう1つ、中継施設。

やはりコンテナを置いておくけど、そこに皆放り込みますよと。先ほど私はいろいろ資料を調べて提案しましたよね。やはり三重中央開発が操業停止の場合もあるんだと。たくさんのごみを扱ってるから、あるんだと。そのときどう対応するのかというのは、「近隣市町村に焼却をお願いします」なんていうことを答えられたんですね。近隣市町村に焼却というのは、この前に資料をいただいたんですよ。これは天理市との協定です。この協定はどんなタイトルかと言いますと、「ごみ処理に関する相互応援協定書」です。天理市と田原本とを結ぶ相互応援協定書です。相互にすることが前提となってやることですよね。田原本町は受けられないんですよ、民間委託した場合にね。天理が燃やせないと言ったら。そんなときにこの相互応援協定が発動できるのか。しかも、「今日交通渋滞で行けない」と、「今日東名阪がとまってるわ、だめなんだ」と、「今日中に燃やすなんて行けるのか」となったら、1日、2日、頼んだらすぐできるのかと言ったら、そうじゃないでしょう。近隣市町村もいろいろな都合があるわけです。ですから何日間かストックする必要が出て

くるのではないかという質問をさせてもらったわけですよ。それが全然考えられてないというのは、本当にごみがどれだけ来てるかというのをご存じじゃないんじゃないですか。月曜日になったら35トンほど来るわけでしょう。職員が集めてこられますでしょう。民間業者から二、三十トン入ってきますでしょう。そしたら1日に60トン、70トンというごみが入るわけですよ。1日とまったら2日目もまた、火曜日も来ますから、50トン、60トン入るわけですよ。それだけ集まってるコンテナを置いておいてどうなるんですか。この夏の暑いときに、私はたまに清掃工場へお邪魔します。でも事務所しか行きませんけども、やはりにおいますよ、あの事務所。やっぱり外から行ったらわかります。その点では、生のごみをコンテナに積んだまま置いておくというのは、これはちょっと常軌を逸した行動と違うかと思うわけです。ごみの中継点をつくるに当たっては、やはりもっと真剣に考える必要があるのではないかと思います。

その点では、もう1つ、ごみの中継施設について、実際には今は広域でするということだから、これについてはさほど問題にされてないか知りません。しかし、もし今この話を進めるほうがだめになった場合は、民間委託というのもその場しのぎとして考えざるを得ないときも出てきます。その点はやはり必要と思いますので、中継施設のごみ処理ピットについてどう考えてるのか、もう1回答弁を求めます。

- ○議長(松本宗弘君) 副町長。
- ○副町長(森口 淳君) ただ今のご質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目のデマンドタクシーにつきましてでございますが、吉田議員からいろいろと評価をいただきまして、ありがとうございます。

今ご提起の国保中央病院につきますバス利用の件でございますけれども、国保中 央病院の利用者が利用しやすいように、というご提言をいただきました。私どもも それを含めて、今日からの試行を試みていきたいと思いますので、今後、吉田議員 の提言を心して受けとめたいと、このように考えております。

それから入札制度の件でございますが、いろいろとご懸念をいただきました。私 どもも同じような懸念を持ちながら今の制度を行っているところでございます。国 なり県の指導も仰ぎながら現在の制度に当たらせていただいております。ただ、今 後、今も申し上げましたように3年間の試行も含めてでございますので、それらの 中でご提言の内容も含めて検討をしてまいりたいと、このように考えます。 以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 生活環境部長。
- ○生活環境部長(平井洋一君) 1点目の恒常的な委託はできないのではないかというご質問でございます。

確かに議員ご指摘のとおり、目的を定めた形の中で、そこまでの間のつなぎという形でございます。実例として木津川市を挙げさせていただいたわけでございますけれども、伊賀市におきましてもそうした形の条例を設けて、1つの歯止めという形の考え方もございます。確かにおっしゃるとおり、町としての今後の方向性、つまり例えば広域建設でありますとか、単独の建設でありますとか、そういう目的を定めた形の中で、そこまでの間の委託という形になろうかと思います。

そして2番目のコンテナの対応では無理と違うのかと、ゴミピットという形のことが必要ではないかということでございますけれども。

私ども、こうした中継施設を何カ所か見てまいりました。今の木津川市もそうでございますけれども、香川県の観音寺市、それから京都府の城南衛生管理組合なんかもございました。そこではこうした形のゴミピットという形のことは設けられておらない。つまり今までそうした形の中での、ためなければいけないというようなことがなかったように聞いてございます。コンテナということで、1台10トンのコンテナでございますけれども、木津川市では三、四台、そうした形の空のコンテナを設置されているというところが一番大きなところだったと思います。

それから近隣市町村との協定でございますけれども、今天理市とはそうした形の相互の協定を結んでおります。ほかの市町村とはそれぞれの協定という形では結んでおらないのが実情でございます。これはその都度その都度結ばせていただく、値段的な形につきましても交渉させていただくという形になってございます。もし町が委託という形になりますと、そうした不測の事態も想定いたしまして、そういう近隣市町村との協定を新たに結ぶということも考えられます。そうしたことも念頭に置きながら考えていきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。

○9番(吉田容工君) 最後に町長にお伺いします。

今の最後のごみの問題、私は非常に考えが浅いという気がするんですよ。木津川市の場合でも、言ってみたら、南側3キロ、東側2キロ、西側2キロ、人家がないんですよ。そこは川の真ん中につくってあるわけですわ。そんなところは田原本にないですよ。中継地をつくるということは、田原本町にそういうところをつくると。ごみをためるコンテナを6つも7つも置いてあるところをつくるということでしょう。ですからそういうことを踏まえて、本当にこの3年間それを研究して、結果がそうでしょう。その点では、ごみ処理問題については、住民の皆さんに本当に納得いただける形で検討をいただきたいと思いますが、その辺の姿勢を聞かせていただけますか。

- ○議長(松本宗弘君) 町長。
- ○町長(寺田典弘君) ありがとうございます。その件につきましてでございますが、本日奈良新聞の1面にも載っておりますように、第一義的には広域建設ということで進めていきたいというふうに考えておるところでございます。それ以外の案につきまして、今日お述べになりましたように、民間委託であり、また他市町村の委託であり、単独建設であり、というような選択肢が残ってくるわけであります。その中の民間委託した場合についてのみ、じゃあ中継施設をどうするかという問題でありますけれども、十分検討させていただいた中にあって、本町におきましても、それは可能であるというふうな形を私は考えております。おっしゃいますように、その施設だけで考えられましたならば、本町におきましては2キロ3キロ周辺に何もないというところはないわけでありますけれども、ある程度大きな敷地面積を確保させていただく中にあっては、そういったにおい対策また環境対策については、させていただけるものであるというふうな認識を持っております。

また、先ほど部長も答弁いたしましたように、現在天理市と結んでおりますのは、 町に単独の施設があるということで協定を結んでいるわけであります。今後もし仮 に、本当の仮にの話ですけども、民間委託になった場合は、そのときにまた協力の 関係を結んでいかねばならないというふうに考えておるところでございます。どち らにいたしましても、今の段階におきましては、御所市との広域でやっていくとい うことが一番大切なことであろうというふうに思います。来週の17日に私も現地 のほうにごあいさつ等に行かせていただいて、これからスタートラインではございますけれども、前向きにその施設ができるように努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長(松本宗弘君) 暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。 午後0時17分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(松本宗弘君) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもちまして9番、吉田議員の質問を打ち切ります。

続きまして3番、森議員。

(3番 森 良子君 登壇)

○3番(森 良子君) 企業誘致について質問させていただきます。4点なんですけれども。

町長は今年の年頭のあいさつで、「保津周辺の都市計画を見直し、企業誘致を進める」と述べておられます。町長の進められる「企業誘致」がどのようなものなのか、お伺いいたします。

最近ジャスコの話を伺いました。それはジャスコが本町で開業するとき、駅前商店街を中心に、「ジャスコが来たら商店街がだめになる」と反対運動があったそうです。実際に本町の商店街では必要とする物を揃えられない状態になっています。数年前にそのジャスコが撤退し、さらに不便になったと伺っています。私は企業誘致とはまちづくりと考えています。5年、10年先はどのようになっているのかを予想して行うことが大切と考えております。

先日、担当課に「どのような業者が進出される予定ですか」と聞きましたが、「具体的な話はありません」という返答でした。ところが、宮古や十六面の方に伺いますと、1年以上も前から「大手スーパー」が来て、数回説明会を開いたとのこと。既に多くの地権者が仮契約されていることがわかりました。大手スーパーが進めているのは約4~クタールもの広大な面積です。平成25年ぐらいに開業するという話です。

大きなショッピングモールができると便利になります。その反面、マイナス面も もたらします。小阪のオークワはどうなるの、万代やグランドストアーは、と気に なります。ジャスコの例があります。新しい店ができたときはいいけれど、数年後、 年配の方が買い物に行けないということになっては大変です。また今は大手スーパ ーの話を進めていると聞いていますが、その詳細はわかりません。

スーパーセンターという形態は一般的に複合施設です。そこにゲームセンターなど「娯楽施設」が来るのか心配です。かつてジャスコがあったときは、買い物には便利でしたが、その反面、子どもたちの生活面では心配な事例が多発したと聞いております。この場には学校の先生をされていた方もおられますが、大変なご苦労があったと推察いたします。町長の企業誘致には、進出される業者の業種までチェックされているのか、気になるところです。

最後に水害対策についてお伺いします。

先日27日は、観測史上初、1時間当たり77ミリメートルという集中豪雨が降り、短時間の雨であったにもかかわらず、大きな被害が発生しました。本町には、雨が降れば水害になる常襲地域があります。富本は残念ながら水害の常襲地の一つです。今回企業誘致をされるところは富本の上流になります。神田川は富本を横切り飛鳥川に流れ込んでいます。大雨のときは、逆流を防ぐために神田川の水門が閉められ、内水がたまってきて大きな被害を引き起こしています。今回「準工業地域」として都市計画地域となる場所の開発に当たって、「保水力」をどのように指導されるのか気になるところです。水害常襲地の上流に当たるという位置からすると、一般的な基準ではなく、一番厳しい内容とすることが当たり前と思います。県の基準では、大和川流域調整池技術基準では、調整地域の場合1へクタール当たり585トンの調整池等を設置するとなっていると聞いております。せめてこの程度の水害対策は必要と思いますが、どうでしょうか。

次の4点について質問します。

- 1. 町長が考えておられる「企業誘致」はどのようなものか。
- 2. 「大手スーパー」が進出することで、どのようなメリットとデメリットを想定されているのか。
 - 3. ゲームセンターなど「娯楽施設」の進出には待ったをかけるのか。

4. 水害常襲地の上流地として、水害対策をどのように実現されるのか。

「まだ具体的な話はない」と話を避けるのではなく、そのような場合はどうする のか前向きに受けとめて、真剣にお答えいただきますようお願いいたします。

よろしくお願いします。

○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。

(産業建設部長 高村吉彦君 登壇)

○産業建設部長(高村吉彦君) それでは3番、森良子議員の質問についてお答えを いたします。

質問事項の第1番「町長が考えておられる企業誘致とはどのようなものか」というご質問について、先般、6番、西川六男議員のご質問に対する町長の答弁と重複する部分がございますが、ご質問の趣旨に沿って答弁をさせていただきます。

現在、平成20年策定の田原本町都市計画マスタープランに基づきまして、京奈和自動車道と主要地方道桜井田原本王寺線が交差する(仮称)田原本インターチェンジ周辺約26.8~クタールを、新たな都市機能を形成するエリアとして市街化区域に編入する作業を進めております。このエリアにつきましては準工業地域として、田原本町の活性化と雇用の創出を図るため、企業立地の促進を図るエリアと考えております。

2番目の「大手スーパーが進出することで、どのようなメリットとデメリットを 想定しておられるか」というご質問でございますが、現在、町におきまして下協議 もない段階で大手スーパーがどのようなものか不明ですので、一般論としまして、 大きなショッピングモールなどの大型店ができた場合、既存スーパーへの影響につ いては、各スーパー間の競争により商品の値引きやサービス等の向上があれば、消 費者にとってはメリットであると考えております。また、大型店舗が立地すること により、集客力が上がり、多業種の店舗が立地し、まちが活性化していく可能性が あると考えられております。

しかし、競争力の弱い小規模な店舗が影響を受けるようであれば、経営基盤の強化を図っていくために、田原本町中小企業資金融資制度や奈良県中小企業融資制度 をご活用いただくことを考えております。その他、大型店への来客、物流による交通、環境問題等の周辺の生活環境への影響につきましては、大規模小売店舗立地法 に基づきまして、適切な対応を図ることとなっております。

3番目に「ゲームセンターなど娯楽施設の進出に待ったをかけるのか」というご 質問につきましては、「田原本町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制 に関する条例」を施行しておりまして、町全域で、スロットマシン、テレビゲーム 機等のゲームセンターの営業を目的とする建築等を禁止しております。

続きまして第4番でございます、「水害常襲地の上流地として、水害対策をどのように実現されるか」という質問につきましては、総合治水対策の一つとして、国、奈良県、流域内市町村からなる大和川流域総合治水対策協議会が策定しております、開発面積が1へクタール以上を対象とした「大和川流域調整池技術基準」に基づき、市街化区域では開発面積1へクタール当たり530立米、市街化調整区域では開発面積1へクタール当たり585立米の雨水を、開発敷地内の調整池等の貯留施設に一時貯留することになっておりますので、この制度を実施し、豪雨による当該エリア下流の治水安全度を低下させないように考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(松本宗弘君) 3番、森議員。
- ○3番(森 良子君) ご答弁ありがとうございました。

私は、企業誘致とは、何よりも町の発展のために役立つ企業を持ってくることだ と思います。将来性と既存の企業への影響についても十分検討した上で企業を選ん でおられるのでしょうか。

ゲームセンターの件については、この返答をいただきまして、少し安心いたしま した。

それともう1つ、また宮古や十六面の地権者の方は毎月地代が入ってきますが、 富本の方には大雨になれば水が入ってくる。これでは富本の方はたまりません。こ んな結果にならないように、よく考えていただきたいと思います。

そういう点において、この水害のこと、保水力を本当に確保してくださるのかど うかということを町長にお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

- ○議長(松本宗弘君) 町長。
- ○町長(寺田典弘君) ありがとうございます。部長が述べましたとおり、大和川流

域調整池技術基準に従いまして進めさせていただきたいと思います。 以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 3番、森議員。
- ○3番(森 良子君) はい、ありがとうございました。

これからの話でございますが、本当にどこの地域の方も、こういう大手スーパーが来て大変なことになってしまったというようなことにならないように、細かいところまで気を配って誘致をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(松本宗弘君) 答弁はよろしいか。(「答弁はよろしいです、はい」と森議員呼ぶ)

以上をもちまして3番、森議員の質問を打ち切ります。

続きまして1番、森井議員。

(1番 森井基容君 登壇)

○1番(森井基容君) 議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

私たちが日常生活を送る中でまず大切なことは、安心して生活できること、安全に生活できること、この2点については外すことはできません。また、私たちのライフラインも、その観点で必須のものでもあります。そんな中で、先般あるニュース番組を見ておりますと、水道管の鉛管についての話題が取り上げられておりました。鉛はその濃度によっては私たちに深刻な健康被害をもたらすことは、周知のことであります。そのため、現在ではその使用が禁止されているのですが、以前に一般質問をさせていただきました石綿管と同様、本町に残存しているものがあるかとも思います。

そこで、本町の現状についてお聞きいたします。第1番目に、本町の鉛管の残存 状況について、第2番目に、各家庭における給水管の鉛管の残存状況について、ど う把握されているのか、第3番目に、それについての本町の対応について、それぞ れお答えをお願いいたします。

さらにライフライン維持の観点から、老朽化した施設や配管の耐震化の進捗状況 についてもお聞かせください。 次に学校教育の現状についてお聞きいたします。

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する」、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」と日本国憲法第26条第1項、第2項に定められております。子どもたちには教育を受ける権利を、保護者には教育を子どもたちに受けさせる義務をそれぞれに定めたものであります。そして、本町においても、子どもたちが園・学校において多くのことを学び、多くの友達を得ております。保護者の方々も子どもたちの成長を見守っていただいております。これは教育委員会、各園、小中学校の先生方はじめ、関係各位のご努力の賜物と感謝しておる次第であります。しかし、全国的に見ますと、「授業崩壊」や「学級崩壊」といった事象が、新聞、マスコミ等で取り上げられることもしばしばであります。これらの事象は、子どもたちの教育を受ける権利の侵害であり、保護者の方の義務遂行において心配の種ともなる事柄でもあります。一般にこのような事象の原因は、主に5つの原因とそれらの複合したものとされております。。

それは、①主に教師に原因がある場合、②主に児童、生徒に原因がある場合、③ 主に保護者に原因がある場合、④主に校長はじめ、学校に原因がある場合、⑤主に 地域、環境に原因がある場合、⑥それらが複合している場合、の6類型に区分され ております。

そこでお聞きいたします。本町において、統計上、いわゆる「授業崩壊」、「学校崩壊」について、現状はどうなっているでしょうか、お示しください。また、いわゆる「指導力不足教員」の現状についてはいかがでしょうか。お示しください。 さらに、それらについての具体的対応についてもお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長(松本宗弘君) 水道部長。

(水道部長 吉川 建君 登壇)

○水道部長(吉川 建君) 1番、森井議員のご質問の1番目「水道管について」お答え申し上げます。

第1点目、「鉛管の使用状況について」でございます。

本町における水道給水管は、現在はもちろん過去においても鉛管は使用いたして おりません。したがいまして残存するものはございません。

第2点目、「各戸の給水管の鉛管の使用状況について」でございます。

各家庭の宅内配管の材料指導においても、鉛管以外の塩ビ管、鋼管等の使用を行ってきており、現時点で業者からの、宅内配管において鉛管が使用されていたとの報告等はありません。

第3点目、それについての本町の対応についてでございます。

万が一、宅内配管に鉛管の使用がわかれば、健康面に影響を及ぼすことも懸念されます。それらのことを説明させていただき、改修工事等の行政指導を行います。

次に、ライフライン維持の観点から、老朽化施設、配管の耐震化の進捗状況についてでございます。

浄水場内の主要施設の完全な耐震補強を行うには、基礎杭の増打ちが必要でありますが、周辺施設の状況や埋設管等があり、不可能と判断されました。これにより、構造物の崩壊を防ぐための補強工事を計画的に実施してまいりました。耐震性が不足する施設として、自家発電棟、管理棟、ポンプ棟を改修し、今年度は配水池の耐震補強を実施する予定をいたしており、主要施設の工事が完了します。

配水管の耐震化は現在特に実施しておりませんが、老朽化した配水管の更新については、下水道事業に伴う補償工事や改良工事により実施いたしております。

下水道事業にめどがついて以後、財政状況を踏まえ、重要幹線等全体設計を委託し、計画的に実施してまいりたいと考えるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(松本宗弘君) 教育次長。

(教育次長 松原伸兆君 登壇)

○教育次長(松原伸兆君) 第2番目の「学校教育の現状について」の第1点目の 「いわゆる授業崩壊や学級崩壊について」のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、日本国憲法において、子どもたちは等しく教育を受ける権利を有し、保護者は子どもに教育を受けさせる義務を負っております。「友達と一緒に学びたい」、「かしこくなりたい」という願いは、どの子も共通に持っている

ものです。

しかし、日本においては平成10年ごろから「授業崩壊」や「学級崩壊」が論議されるようになりました。「学級がうまく機能しない状況」が出てきたのです。「学級がうまく機能しない状況」とは、「子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常の手法では、問題解決ができない状態に立ち至っている場合」を指しています。

これらの要因としましては、学級担任の指導力不足の問題や学校の対応の問題、 子どもの生活や人間関係の変化及び家庭・地域社会の教育力の低下等、議員ご指摘 の6類型に区分されるところであります。

本町におきましても、これまで「崩壊」とまでは行かずとも、子どもたちが落ち着かない授業が見受けられたり、学級集団としてのまとまりが欠如する事例の報告がありました。その都度、関係する機関が連携を取り合い、対応策を検討し、早期解決を図ってきております。

また、「授業崩壊」、「学級崩壊」を未然に防止するため、管理職のリーダーシップの下、職員一人ひとりが危機感を持って教育活動を行い、教師間の連携も密にしているところであります。さらには、保護者や地域の方々の声を真摯に受けとめ、町内の各園校では、地域に開かれた特色ある学校づくりを目指しております。教育委員会事務局といたしましても、いわゆる小1プロブレムや学級崩壊などに見られるような、自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の確立が不十分であることや、そこから派生する問題行動等、子どもたちの心身の状況による問題事象の解決を重点課題として、早期相談、早期解決を図るための取り組みを一層徹底するように校園長会等を通じて指導しております。

次に第2点目の「いわゆる指導不足教員について」のご質問にお答えいたします。「指導が不適切である教諭等」(いわゆる「指導力不足教員」)とは、「学習指導・生徒指導・学級経営等において、適切な指導ができないため、児童生徒や保護者の信頼を得ることができず、校内で継続的な指導を行っても改善が見られない教員」のことを指しております。児童生徒との適切な関係を築くことができないなどの指導力が不足している教員の存在は、児童生徒に悪影響を与えるのみならず、保

護者等の公立学校への信頼を大きく損なうものであります。校長は、その職責において、教員の勤務状況を常に把握し、指導力に課題があると思われる教員に対しては、適切な指導を行わなければならないとされています。

しかし、指導を行っても改善が見られない場合は、「指導が不適切である教諭等への対応に関する要綱」(奈良県教育委員会)にのっとり、学校長は毎年7月末日までに町教育委員会に報告し、報告を受けた町教委はその事実を確認し、県教委に「指導が不適切である教諭等」の判定を申請するというシステムになっております。本町におきましては、過去に県教委に対して指導が不適切な教諭等の判定を申請した事例はございません。しかしながら、教員の不適切な発言や指導により、子どもや保護者に誤解を与えてしまうといったケースは現実にありました。教育委員会事務局としましては、その都度、学校長や担任あるいは保護者との相談に応じ、問題解決に向けて毅然とした対応をしてまいりました。

今後も各校園長との情報交換を密に行い、教員の人事評価制度を進める中で、教育の資質向上を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(松本宗弘君) 1番、森井議員。
- ○1番(森井基容君) ご答弁ありがとうございました。

まず鉛管の件ですが、本町においては使用されていないとのことで、町の配水管はもちろんのこと、家庭での鉛管についても使用されていないこと、私の杞憂で終わって安心いたしました。

- 一方で、以前に取り上げさせていただいた石綿管はまだ残存しておる状態が続い ておりますので、順次取り替えをしていただきますよう、再度お願いしておきます。
- 一方、老朽化施設や配管等の耐震化についても一層取り組みを進めていただき、 町民に安心をもたらしていただきますよう、お願いいたします。

次に授業崩壊や学級崩壊の件でありますが、教育委員会としてはそのような例がないというご答弁をいただきました。また未然に防ぐための手だてもとっていただいてるとのことで、安心をいたしました。ただ、水面下でそういったことについてご心配の保護者の方もおられるのも事実でありまして、たまたまそういう話を聞かせていただいたケースがあります。その保護者の方の感じ方は一般化できるのかど

うかはわかりませんけれども、そのような心配をされておる方がおられるのも事実 でありますので、そういうようなことがあるということを指摘させていただきたい と思います。保護者の方にしてみましたら、子どもを学校に行かせて学ばせるとい うことは憲法上の義務でもありますから、その義務を果たされ、子どもの成長を楽 しみに見守ってもおられるわけであります。しかし立場を変えてみれば、学校に我 が子を預けるということは我が子を人質にとられるという感覚を生み出してもいる かと思います。そのような感情を忘れてはならないかと思います。学校や学級のこ とで言いたいことや改善してほしいといったことがあったとしても、自分が言った ことで、指摘したことで我が子が学校生活を送る上で何か不利益をこうむるのでは ないか、成績に影響するのではないかと気をもまれる保護者の方もおられるわけで あります。どうも最近の子どもの話からすると、平穏に授業が進行していない様子 だというふうな思いであるとか、話をしても学校に意図を酌み取っていただけない といったような悩みも保護者の方で持っておられる方もおられそうであります。そ してこのようなことを話す相手、相談する相手が存在する場合はまだしも、たとえ ば私なんかが立場は変わっておりますけど、今話を聞かせていただくと少しは相談 の窓口として機能したかとは思っているんです。不十分ではあったかと思いますけ ど、そのようには思っております。ただ、そんな相手もなかなか見つからない保護 者の方も幾ばくかおられるであろうと想像いたします。問題の解決の糸口も見つか らないまま、小学校では6年間、中学校では3年間、月日は早く経過いたします。 子どもたちは卒業し、崩壊した、もしくは崩壊寸前の授業を受けてきた、そんな学 級で過ごしたなという思いを持ちながら卒業していくことになります。また保護者 の方も解決の糸口も見つけることができなかったまま、残念ながら小学校や中学校 との関係を終わっていくことになるかと思います。

そこで、こんなことを教育委員会として検討していただけないかと思います。と言いますのも、町には定期的に実施しておられる各種相談の窓口があります。青少年悩みごと相談、自分の子どもや地域の青少年にかかわる悩みの相談、やすらぎ相談室、不登校関係の子どもと保護者のための相談などは教育関係の相談窓口ということが言えるんだと思います。ただ消費生活相談の場合には、面談または電話で相談となっているわけですが、教育関係のものはそのようには表示されていないかと

いうふうに思います。匿名性のある中で、なかなか実行の手だては難しいかと思うんですが、あまり保護者の方としても名前を出したくない、対面して話しをするのも難しいといった方に対して、まず匿名での電話相談という形でその取り組みを、そういう悩みを聞いてあげられる窓口をとっていただけないかというふうに考えるわけであります。現在のところ教育関係の相談としては、学校生活全般に対する悩みや授業の悩み、学級の悩み、その他学校生活での悩みは多々あるわけですが、専門のケアの窓口はないように思われます。保護者の方にしろ子どもたちにしろ、相談できる窓口があれば少しでもそのようなことに対する解決の糸口を見つけることができるかもしれません。匿名性にも配慮しながら、電話相談なり現行の仕組みを拡充する、もしくは新規のそういった窓口を設けるなど、そういうようなことを前向きに検討し、取り組んでいただきたく存じます。またそのような窓口ができましたら、広報等を通じて広く町民や保護者の方にもお知らせいただきたく思います。少しでも安心を保護者の方にも届けられますよう、このような相談窓口の設置をお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

指導力不足教員の件につきましては、しっかりと力をつけていただき、子どもたちや保護者の方の安心につながりますよう、今後ともしっかりとした対応をよろしくお願いしておきます。

以上でありますが、電話相談の件でお答えをお願いいたしたいと思います。

- ○議長(松本宗弘君) 教育次長。
- ○教育次長(松原伸兆君) いろいろご提案をいただきましてありがとうございます。 確かに先生おっしゃるように、保護者の方も言いにくい部分もあろうかと思います。したがいまして私のほうに今現在生涯教育課の窓口、先ほどの青少年、あるいは不登校、そしてまた私のほうの教育総務課には指導主事も来ておりますので、できるだけ先生のご提案どおりに沿うように努力してまいりたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。
- ○議長(松本宗弘君) よろしいですか。(「はい」と森井議員呼ぶ) 以上をもちまして1番、森井議員の質問を打ち切ります。続きまして5番、古立議員。

(5番 古立憲昭君 登壇)

○5番(古立憲昭君) 議長のお許しをいただきまして、通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず最初に、本町における高齢者所在確認業務の実態と、高齢者所在不明問題をお伺いいたします。

新聞紙上では刻一刻と100歳以上の高齢者不明数が増加しております。その深刻さがうかがい知れます。

この問題は大きく3点に集約されると思います。まず1つには、所在などを記載した住民基本台帳の管理の問題、2つ目は家族聞き取りの限界、個人情報保護の壁でございます。3つ目が省庁足並みがそろわず、その問題は市町村に絞られるということでございます。この3つのうち、まず最初の住民基本台帳の管理の問題ですが、住民基本台帳法は市町村長等の責務が第3条で述べられており、住民基本台帳を整備、正確な記録、管理が適正に行われるよう努めなければならない。そして住民から届け出に関しては事務処理の合理化に努めなければならない。また住民も常に地位変更に関する届け出を正確に行うよう、虚偽の届け出を戒めています。また職権削除に関しては、住民不在を確認した場合、自治体の判断で住民基本台帳から氏名を抹消する職権削除ができるということでございます。しかし、この職権削除ができていないのが今回の大きな問題であります。これは縦割り行政の弊害でございます。高齢者を掌握する部署、住民登録の担当部署、民生委員活動を把握する部署の連携不足が挙げられております。

2つ目の家族聞き取りの限界、個人情報保護の壁です。家族の協力が得られずに、 実態が把握できなかったケースも多い。また民生委員の確認作業も難しい問題があ ります。そして個人情報保護により、把握の難しさも問題でございます。 3番目の 省庁足並みがそろわず、その現場は市町村任せという点でございます。 もともと国 内の最高齢者や100歳以上の高齢者数の把握は厚生労働省、住民基本台帳は総務 省、戸籍は法務省、そして住民登録との食い違いの確認は自治体ということで、大 変複雑な状況になっております。

以上3点についてその主な要因を述べましたが、そこで高齢者不明問題の認識と、 今後の町の対応をお伺いいたします。1つにはこの夏社会問題となっている高齢者 不明問題について、本町の実態をお伺いいたします。2つ目として、100歳以上 については国から指示があり調査されましたが、本町の場合は100歳以上が14人おられますが、そこで今後のことを考慮して、独居老人等の掌握は何歳ぐらいからとお考えですか。3つ目として、地域住民の中でも特に民生委員の方の役割が大変重要になってきております。本町の民生委員の役割と、体制についてお伺いをいたします。4番目として、地域住民の見守り活動等の取り組みを具体化する地域福祉計画の策定について、どのように進んでおられるのかをお伺いいたします。

続きまして、最近のゲリラ豪雨災害にどう対応するかについてお伺いをいたします。

先月8月27日の夕方、本町においても記録的大雨に見舞われました。28日の 朝日新聞によると、県内は27日の夕方、大気の状態が不安定になった影響で北西 部を中心に局地的に非常に厳しい雨に見舞われた。奈良地方気象台によると、田原 本町で午後4時から1時間で県内観測史上最大の77. 5ミリを記録した。県防災 統括室によると、午後8時前現在で田原本町で46棟が床下浸水と、朝日新聞はこ のように述べておりました。地球温暖化の影響などで雨の降り方に変化が生じてお ります。1時間の降水量が50ミリを超える豪雨が増加傾向にあり、それに伴う土 砂災害や排水能力不足による災害も都市や農村を問わずに増加傾向にあります。気 候変動による災害続発にどう対応するか、被害が甚大化する集中豪雨、また排水能 力不足にどう対応し、住民の生命と安全をどのように守っていくのかが地方自治体 に課せられた緊急の課題でございます。近年は本町に降ったごとく、局地的に50 ミリ以上の雨が襲うゲリラ豪雨という言葉が一般的になりました。私の地域は大丈 夫だろうかと、住民には不安の声が高まっております。本町においても大雨のとき 浸水する場所はほぼ決まっておりますが、残念ながらその対策はいまだできずに、 住民に不安感と町行政に対する不信感も持っておられる方も多いと思います。早急 にハード、ソフトの両面から具体策を進めていかなくてはならない。また現在多く の自治体は、1時間当たり50ミリの降水量を目安として治水整備を進めておりま すが、果たしてこのままでいいのか、50ミリ基準を見直しを検討すべきであると も思います。また、災害が起きたときの情報伝達体制などの対処マニュアルや、平 時から住民に危険を知らせるハザードマップの活用、そしてゲリラ豪雨などを想定 したものになっているのかどうかなどを調査する必要もございます。

そこでお伺いいたします。今回の本町のゲリラ豪雨に対して、どのような対策と体制をとられたのか。2番目として、50ミリ基準の見直しはどのように考えておられるのか。3番目としてハザードマップの掲示があまり見受けられません。どのように活用されておられるのですか。

また、災害に強いまちづくりに大切なのは、行政だけではなく地域の取り組み、つまり自主防災組織です。奈良県全体の自主防災組織率は71.7%で、全国平均は73.5%です。そこで本町の組織率はなんと16.3%で、奈良県で最下位です。なぜ本町の自主防災組織率はこんなに低いのか、今後どのように組織率を高められるのかをお尋ねいたします。

以上、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。

(住民福祉部長 松田 明君 登壇)

○住民福祉部長(松田 明君) 5番、古立議員のご質問にお答えいたします。

第1番目の高齢者所在確認業務の実態と高齢者所在不明問題について、第1点目の「高齢者不明問題の本町の実態は」についてでございますが。住民基本台帳をもとに後期高齢者医療制度の利用状況と介護認定の際の訪問記録等の情報により、いないことを確認しております。今後の取り組みとして、医療、介護保険や福祉を担当する課と住民票の事務をする担当する課が情報を共有しながら高齢者の方々の見守り事業をしっかり続けていけるよう、本町の組織が連携し取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の「独居老人の掌握は何歳から」についてでございますが、現在100歳を含めた高齢者の掌握については、県に報告する事務として88歳、100歳の方の敬老祝い品等をお渡しする事務、そして本町条例に基づく77歳の喜寿及び長寿者男女10人のお祝いにつきましても、最高齢103歳となり、もっとも若い方で95歳の方についても医療、介護保険等の情報と、自治会長を通じ高齢者の把握をしております。今回特に町内100歳以上の男子は1人、女子は13人、計14人となっております。調査につきましては後期高齢者医療制度の利用状況と、介護認定の際の訪問記録等の方法で調査した結果、6人は入院を含め医療機関にかかっていることを確認、残りの9人のうち1人は県内特別養護老人ホームへ入所、1人は

町内の介護老人保健施設に、6人は特別養護老人ホーム田原本園に入所しておられることを確認しております。

次に第3点目の、高齢者不明問題で民生委員の役割と体制についてでございますが、本町は民生児童委員及び主任児童委員を含め66名がおられます。担当地区として地元自治会員であるか否かにかかわらず、自治会世帯数の規模に応じ複数の自治会区域を、あるいは1つの自治会区域を複数人で受け持っていただいております。主な役割としましては、子どもの育児、虐待、高齢者の介護等、障がい者の自立、その他住民福祉全般に関するよき相談相手として、また相談内容の解決に向け行政機関及び各種専門機関へのパイプ役として、またひとり暮らし老人等の要保護者への緊急時の対応のために、地域実態の把握等、広範囲で地域の福祉に関わっていただいております。この夏社会問題となっております高齢者不明問題に対応するために、これまでと同様、各地区の民生委員の方には実態把握及び住民福祉の増進を図るための活動に努めていただいております。

次に第4点目の「地域福祉計画の策定は」についてでございますが、地域福祉計画は高齢者の孤立化を防ぐ地域住民の見守り活動や障がい者、子どもの地域における福祉サービスの適正な利用促進など、自治体が地域福祉の方針を定めることを目的に策定するものでございます。奈良県下では今年3月末までに5市2町村が策定済みであり、また今年度におきましては4市町村が策定予定であります。本町におきましても、県下市町村の動向を見極めながら考えてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(松本宗弘君) 総務部長。

(総務部長 中島昭司君 登壇)

○総務部長(中島昭司君) それでは2番目の、ゲリラ豪雨にどう対応するかにつき ましてお答えをいたします。

今回の豪雨は8月27日夕方から大気の状態が不安定になり、午後3時54分に 大雨雷洪水注意報が発令、午後5時に大雨洪水警報が発令、午後6時8分に大雨洪 水警報が解除されました。午後4時から1時間当たりの降雨量は77.5ミリに達 し、当日の総雨量は83ミリであり、降雨強度の最大値は10分間で21ミリの観 測でありました。この豪雨により町内各所で水路があふれ、道路の冠水や床下浸水 等の被害がありました。被害が発生した要因といたしましては、予想を超える降雨で短時間に降水量が集中したこと、田原本町の地形は高低差が少なく水路の勾配がとれない状況の中で、集中豪雨時には各所でウォーターブロック現象が起き、水路の交差部分で雨水があふれる状況でありました。この夏は猛暑でまとまった雨が少なく、農業用水確保のため井堰を閉じた状態であり、短時間の集中的な降雨のため井堰を開ける操作が遅れたこと等が考えられるところでございます。

まず1点目の今回本町のゲリラ豪雨に対しての対策は、についてでございますが、職員の対応につきましては引き続き常に災害発生前から注意報、警報等の発表状況、気象状況の変化及び前兆現象等の情報に注目し、いつ動員されてもすぐに配備できる態勢をとり、初動態勢の迅速化を図ってまいります。ハード面の対策といたしましては、水害等の常襲する地域に対し道路改良等の事業にあわせて付属する側溝の整備を随時行っておりますが、現在遊水池の役割を果たしております水田の保全を考えるとともに、水利権者、農家組合の協力やため池の活用、貯留施設の設置や河川改修などを国、県に積極的に協議してまいりたいと考えております。

次に2点目の「50ミリ基準の見直しは」につきましては、町独自の基準ではなく国土交通省で定められた基準でありまして、大和川水系の河川整備計画は10年確率時間雨量50ミリ程度となっております。

次に3点目の、ハザードマップの活用はにつきましては、洪水、地震、ハザードマップは平成20年6月に全戸配布をいたしまして、現在はホームページに掲載をいたしております。これらのハザードマップを参考に、家庭や地域における身近な防災対策に役立てていただくよう、今後も引き続き周知をいたしてまいりたいと考えております。

次に4点目の「自主防災組織の現状は」につきましては、自主防災組織率が16.3%と低いというご指摘でございます。県での統計の組織率につきましては組織率の計算の統一基準を設けておらず、各市町村ごとに実態と数値に大きな差がございます。本町では自治会で自発的に防災活動を行っていただいておりますが、自主防災組織に対しては防災機器の購入に対し助成することもあり、規約、組織図、活動実績等の提出を義務づけ、届け出により組織率を把握し県に報告をいたしておる関係から低くなっております。大災害時には町人口約3万2,700人に対しまして

職員数は277名で、118人を1人の職員で対応する計算になります。このような人的な面から考えましても、地域の方々による協力体制が不可欠でございます。地域の防災力向上には町民一人ひとりの防災意識の向上、自主防災組織の育成、連携が重要不可欠でございまして、さらに住民への啓蒙、啓発並びに防災意識の高揚に努めてまいりたいと思います。今後も田原本町地域防災計画に沿って防災体制の充実に努め、町民の皆様が安心して暮らせる災害に強いまちづくりをより一層推進してまいりたいと考えております。

以上答弁といたします。ありがとうございました。

- ○議長(松本宗弘君) 5番、古立議員。
- ○5番(古立憲昭君) ご答弁ありがとうございます。

まず最初、高齢者不在の件ですが、本町においてはないということで、大変うれ しく思っております。ただ今後やはり不明に関しては、地域での見守りというのが 大変重要になってくると思います。最後のほうで行政には人数に限界がございます ので、地域のほうでやっぱり見守りしていかなきゃならない。そこで重要なのが民 生委員の方でございます。ただ言っても民生委員の方、66名しかおられません。 大変いろんな件で忙しくされております。その中でちょっとお聞きしたいのですが、 個人情報を重視したために民生委員に対して活動に必要な情報を提供しないという 地域があるそうでございますが、本町においてはそういうことがあるのか。例えば、 名前はあまり個人情報の関係で民生委員に教えないと、そういうことがあるのかど うかはひとつお伺いしたいということと、今言いましたように民生委員の方が、長 期的に見ると非常に人員確保が難しくなってくるのではないかと思われます。それ と同時に業務も大変忙しいですので、そういう傾向の中でもやはり民生委員がます ます大事になってくると思いますので、その辺で今民生委員、団体のほうには補助 金が出てると思うんですけども、個人の方はあくまでもボランティアでやっておら れると思うんですけども。その個人の方に何らかの形で補助をしていくという考え はないかということをひとつお聞きしたいと思います。

それともう1点は、地域福祉計画。これはなかなか県でも先ほど述べていただいたとおりあまりできておりません。県もできてない状態でございますので、田原本町においてもたしか策定未定のほうに入ってたと思うんですけども、今後やはり地

域での見守りというのが非常に大事な福祉計画の策定でございますので、その辺今 後どうされるのか、その辺あわせてご答弁よろしくお願いいたします。

続きまして、ゲリラ豪雨の件なんですけども。今回のゲリラ豪雨は、いつもつか るところとつかってないところとはっきりしてきて、分かれたような感じを受ける んですね。いつもは阪手とかそれから富本、それから住宅地、ちょっと忘れました ですけども、その辺のところがつかっておって、今回はつかったのが宮古のほうが つかりました。それから中信の前もつかっております。それからもう少し高架下と 高架下から柳町ですか、それから秦庄のほうもつかっておると。ちょっと何か傾向 が違うような感じを受けるんですけども、その辺のことをどう思っておられるのか 少しお聞きしたいのと。もう1つは近鉄の高架下のところが低くなってて、水がつ かりだすとポンプでポンプアップするんですけども、あのポンプが果たして正常に 動いてたかどうかということが検証されているかどうかが問題なんですね。どの時 点でポンプアップされていくのか、そしてどれぐらいの能力があるのか。と言いま すのは、あそこが詰まると必ずつかるところがやっぱり出てきてるわけなんですよ。 だから逆に言うと、ポンプアップを早くしていかないと、先ほど言いましたウォー ターブロックみたいな現象でつかってきてるところがあるということがございます ので、あそこのポンプアップしてるところの機能とか性能とか、あれは県のものら しいですけども、その辺との連携はとれているのかどうか、それをちょっとお伺い したいと思います。

それと、ハザードマップが大変重要になってくると思うんですけども。これはゲリラ豪雨が想定されたハザードマップにはまだなってないと思いますのでね、その辺のところをぜひ今回を教訓にして、やはりそれも入れていただきたいなという考えをしておりますので、その辺でのご答弁をよろしくお願いいたします。

- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) お答えいたします。第1点目の民生委員さんの活動 でございます。

個人情報はもちろんございます。民生委員さんと地域の住民の方に協力体制とか、 私、断られたということは今聞いておりません。スムーズに仕事をしていただいて るように聞いております。そしてもう1つの個人に対する、一応ボランティアです けども補助という、助成ということでございますけども、これにつきましても県下統一のことでございますので、田原本町だけがするということはちょっと私も考えておりません。だから今後一応県下の動向を見ながらまいりたいなと考えております。

そして2点目の福祉計画でございます。この分につきましても議員おっしゃいますとおり奈良県自体も策定してない状態でございます。国のほうからは至急にこしらえてくださいという要望がありますけども、なかなか前向いて進んで行ってない状況でございます。先ほど答弁申し上げましたように、奈良県では3月末までに5市2町が策定されております。今年度には4市町村と聞いております。当町といたしましても地域の市町村の動向を見ながら考えていきたい、できれば策定しなきゃならないものでございますので、早急に検討して今後の課題といたしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(松本宗弘君) 総務部長。
- ○総務部長(中島昭司君) ゲリラ豪雨に対しましてのご質問でございますけれども、今回の豪雨に対しましての水があふれる地域が違うではないかと、こういう1つ、1点目でございますけれども。これにつきましては一級河川であります寺川が増水をしてなかった、そして井堰の開閉もスムーズにいったと、こういう状況の中でございまして。ただ支川にございます井堰の開閉が少し、先ほどもお答えいたしましたように遅れたということで、水のつく場所が変わったと、こういうことでございまして。今後の課題でございますけれども、予備動員をいたしましたときにはそういう井堰の支川の管理者のほうへも連絡をさせていただきたいと、このように考えておるわけでございまして、井堰管理者等につきましては注意報、警報が出た時点で連絡をとるような体制はとらせていただいております。そしてハザードマップへの記載につきましては、ホームページのほうで掲載をさせていただくとともに、そういう非常時の場合、寺川が増水しなくてもそういう形になるということの啓発も今後していきたいなと、このように思ってるわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(松本宗弘君) ハザードマップの件、教訓にしてほしいと言われてた、それ

に対してのちょっと答弁。

- ○総務部長(中島昭司君) 今後そういう部分を課題として考えてまいりたいと、このように思います。なお、ホームページへはまた掲載をさせていただきたいと、このように思います。
- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) それではご指摘の県道田原本線の桜井・田原本・王 寺線の地下のガードの設置されてる排水ポンプにつきましてお答えさせていただき たいと思います。

ポンプにつきましては2台設置されております。1台当たりの値につきましては1分間に5立米ということで、たまる水量に応じまして段階的に稼働するという構造になっております。現在最大2稼働でございますので、最大排水量1分間当たり10立米でございます。参考といたしまして、10立米とは1万リットルでドラム缶50本という対応をさせていただいております。それと停電時につきましては自家発電に切りかわりますが、稼働は1台のみになるということでなっております。

それと先ほど宮古のほうの水つきということで聞いておりますけれども、今回宮古北のほうの地域につきましては今回補正予算を計上させていただきまして、対策を講じる計画をしております。またその他につきましても、抜本的な解決には至らない部分もございますが、水系を精査し、住民付近の理解をいただき、逆止弁等の設置や水路改修等を考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 5番、古立議員。
- ○5番(古立憲昭君) ありがとうございます。もう一度排水ポンプの件でお聞きしたいんですけども。

これは県のほうの管轄ですのでなかなか管理はしにくいと思うんですけども、どの時点でポンプが動き出すのか。これ、自動だと思うんですけどもね。それともう1つは、ポンプが正確に動いてたのかどうかというのは、どのようにして管理されてるのか。普段ですね、雨が降ったときに。1つにはどこまで水がたまったときに稼働するのか、動き出すのかという点と、2基ポンプが正常に作動してるかどうかというのはどのようにして見分けるのか。それともう1つは、もし動かないときは

だれがそれを動かすことができるのか。その辺のところをちょっと知りたい。というのは、今回においてそのポンプの排水が遅れてたとしたら、やはり今回の浸水の要因になってきますのでね。その辺をしっかり県と連携されて、把握されてるのかどうか。それをご答弁よろしくお願いいたします。

以上です。

- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) 先ほどもおっしゃってましたように、予想外の雨で ございましたんで、それも1つございます。それと今先ほどもご説明を申し上げま したとおり、1台当たり1分間に5立米ということで、たまる水量に応じまして段 階的に稼働してまいるということを聞いております。それで十分に普段は対応でき ると思いますけども、この間の件につきましては特別なゲリラ豪雨ということで、 水量が多々多かったということで聞いております。

それと先ほども言っておりましたように、停電時につきましては自家発電に切りかわるということを聞いておりますので、そういうふうに対応しておるところでございます。

以上でございます。 (「今の、答弁になってないのと違うか」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) 暫時休憩いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時05分 再開

- ○議長(松本宗弘君) 再開いたします。産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) 注意報によりまして桜井土木のほうでそういう初動 態勢をとっております。
- ○議長(松本宗弘君) 暫時休憩いたします。

午後2時06分 休憩

午後2時07分 再開

- ○議長(松本宗弘君) 再開いたします。総務部長。
- ○総務部長(中島昭司君) 大変申しわけございません。私のほうからお答えをさせ

ていただきます。

今のお尋ねの件につきましては、ある一定の水位にまいりますと感知をいたしまして、ポンプは稼働するように自動的になっております。そして県土木につきましては、注意報が出た時点で活動をしていただけると。そして私どもは警報が出た段階で体制を組んで、予備動員の体制をとっていると。そして水利関係者のほうへ連絡をさせていただくと、そういう形の体制をとらせていただいております。ただその水量がどの程度の水量でポンプが感知するのか、そこまでちょっと今のところわかっておりません。

○議長(松本宗弘君) 5番、古立議員の質問を打ち切ります。 これをもちまして一般質問を打ち切ります。

総括質疑(報第13号より認第1号までの9議案について)

○議長(松本宗弘君) 続きまして、今期定例会に一括上程いたしました報第13号より認第1号までの9議案について、去る8日に行われました町長の提案理由の説明に対し総括質疑を許します。

総括質疑、ありますか。9番、吉田議員。

- ○9番(吉田容工君) それでは、まず議案に従って質問させていただきます。まず、報第13号、裁判の結果と賠償金についてです。これは1,630万5,000円を賠償金として払うということですけれども、この裁判の結果と賠償金の内訳を説明願えますか。
- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) それでは結果についてご報告申し上げます。

町の過失割合は40%となったところでございます。全体の賠償金につきましては2,748万7,352円で、過失割合40%でございますので、この40%分と弁護士費用110万円と、それに対します利息420万8,654円を含めまして1,630万4,395円が今回の賠償金ということでございます。

それと、損害の賠償の内訳でございますけども、治療費が13万8,330円、 通院交通費が6万5,960円、休業補償が261万2,758円、通院慰謝料が 130万円。逸失利益につきましては1,664万5,604円、これにつきまし ては固定の48歳から就労67歳までの平均年収ということでなっております。それと、次に高次脳障害慰謝料が670万円、それと物損2万9,700円、合計2,748万9,352円に対しまして、先ほど過失割合40%がございます、それを合わせまして先ほどの金額になるということでございます。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) まず逸失利益が1,660万円という高額な金額になってるんですけれども、これは逸失利益は後遺障害による逸失利益だと思うんですね。後遺障害ということは、この人は障害を負われたということ。その障害の程度はどういう程度だったのかということの説明と、それともう1つ気になります弁護士費用というふうにおっしゃいましたよね、110万円。この弁護士費用はどちらの弁護士の費用なのかということをちょっと確認したいんですけども。
- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) 後遺障害は自賠責保険の9級でございます。それと、 110万円につきましては相手方の弁護士費用でございます。以上でございます。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) あのね、障害の程度が9級と。で、聞いてますのは肩が上がらないという程度だと。それに対して1,600万円と、非常に大きいなと思うんです。今、これについては裁判で出た結果ですから、しょうがないかなとは思うんですけど。なかなかこの1,600万円払うというのが腑に落ちないなという思いを持ってる方も多いと思うんですよ。その点では、この辺、裁判でどういうふうに主張されたのかと。

それともう1つね、相手方の弁護士費用と言ってね、110万円でしょう。これは6割の過失が単車でこけた方にあると、4割の過失が町だと。何で町が弁護士費用を払うんですか。町は町で弁護士雇っていますよね。町の弁護士費用の6割は向こうが持ってくれるんですか。それと、弁護士費用に何で利息というのがつくのかというのがわからないんですね。遅延損害金420万円は弁護士費用に対してもかかるんでしょう。弁護士費用というのは、最初の着手料から成功報酬まで入れて弁

護士費用ですよね。それなのに、そんな遅延損害金なんてかかったら、おかしいじゃないですか。初めから裁判しなかったらかからんかって、裁判が長引いたからこれだけの遅延損害金をこちらが払わなあかんとなるわけでしょう。それを、なぜ弁護士費用に対しても遅延損害金が出るんですか。詳しく説明してください。

- ○議長(松本宗弘君) 吉田議員、裁判のことでね、今回肩が上がらんぐらいだとか、 そういう言葉はちょっと言わないほうがいいのと違うかな。裁判で決まってること だから、その人が聞かれたら、やっぱり気持ちのいいことではないと思うよ。違い ますか。
- ○9番(吉田容工君) いや、もうこれは結構です、私しゃべってますし。
- ○議長(松本宗弘君) いや、裁判で決まってるのでしょう。裁判で決まってます、 それだけの答弁でいいんですよ、細かいことを言わないでも。裁判官以上の答弁を 何できるのよ。そうでしょう。それでいいでしょう。

産業建設部長。

○産業建設部長(高村吉彦君) 弁護士費用につきましては、相手方のほうから含めるということでございましたので、これが入ってると。(「聞こえない。聞こえない。もう1回。何て言うたの」と吉田議員呼ぶ)

弁護士費用につきましては、相手方の要望で入れるということでございましたので。 (「わからない。何言うてるのかわからない。ゆっくりしゃべって」と吉田議員呼ぶ)

弁護士費用につきましては、相手方が費用を含めるということでございましたので、それは入っております。 (「含めると言うけど、何で遅延損害金が要るのと言ってるんですよ」と吉田議員呼ぶ)

それは今言ってますように、これはあくまでも裁判の結果ということで、こちらは今報告させていただいているとおりでございます。

- ○議長(松本宗弘君) はい、9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) それでは次の議案を聞きます。

報第14号、石見8号踏切工事と西田原本3号踏切工事の工事の代金が変わるということで提案されていると思うんです。で、石見8号踏切は8,000万円でできますよと。それであと、西田原本3号踏切は1億8,000万円かかりますよと。

もともとね、債務負担行為に上げるときは、これは田原本町が決めるんじゃなくて近鉄側がこのぐらいかかりますよという話を出してきたから、田原本町としてはこのぐらいかかるんだろうなということで計画したものでしょう。それがね、まあ、ある日突然1億5,000万円かかると思っていた石見8号踏切が8,000万円でいけますよと。で、1億3,500万円でできると思っていた西田原本3号踏切が1億8,000万円かかりますよというお知らせが来たと。だから変えますよということだと思うんですけども。その点ではね、橿原線をまたいでいる石見8号踏切というのは複線ですよね。西田原本3号踏切というのは単線ですよね。単線のほうが倍かかるという今回の提案ですけれども、どうしてそこまでかかるのかと、得心できる説明をお願いします。

- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) 石見8号線の踏切に関しましては、排水能力が現場の内径800ミリで、排水管断面で十分対応する可能性があるということで判断をいたしました。当初契約区工法の内容変更を協議いたしました結果、施工費が縮減されることにより減額をさせていただくものでございます。

それと西田原本3号線の踏切につきましては、車両通行上の車道法線の見直しの 必要性が検討された結果、線路の改修工事が必要となり、踏切内の道路の拡張を行 うため、平成23年度に債務負担工事費を増額するということでお願いしておると ころでございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) そしたらですね、排水管を現状のものを使えるということで 安くなったと。片一方は排水管を工事せないけないと。その辺の詳しい資料という のは近鉄側から提供されてるんですか。
- ○議長(松本宗弘君) 資料を提供されてるか、されてないかだけじゃないですか。 されてなかったら、されてないでいいので。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) 資料提供はもらっております。
- ○議長(松本宗弘君) それやったら説明してあげてください。はい、産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) 土木工事費の一式で1,218万7,000円。軌

道工事で3,281万9,000円。電路工事で103万8,000円。信号工事で2,285万円。保線機械損料で165万6,000円。純工業工事費といたしまして、合計7,055万円でございます。それと、あと事務費一式が548万1,930円。監督費が308万5,905円。それに伴いまして消費税が114万4,475円ということで8,015万6,000円という内訳でございます。これは1つでございます。

もう1つのほうにつきましては、土木工事費が1億580万5,000円でございます。軌道工事が3,592万円。電路工事が100万円。信号工事が1,500万円。保線機械損料が200万円ということでございます。そこへ事務費が873万5,694円。監督費が625万5,497円。そこに消費税を入れまして、合計1億8,084万8,000円ということでございます。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) 今、2つ言ってくれましたよね。(「はい」と産業建設部長呼ぶ)

そのあとのほうが1億8,000万円になるんですか。(「はい」と産業建設部長呼ぶ)

あのね、最初のやつを合計しましたら1億5,000万円ぐらいになりますでしょう。それが8,000万円になるのと違いますか。最初のほうが1億5,000万円超えて、あとのは私の計算では7,000万円ちょっとなんですけど。

- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) ちょっと、合計で7,904万1,525円、そこ へ消費税を入れまして114万4,475円を入れまして8,015万6,000 円というのが1つございます。

で、もう1つにつきましては1億7,471万6,191円、これに消費税を入れまして613万1,809円、これで1億8,084万8,000円ということでございます。

○議長(松本宗弘君) よろしいですか。(「はい」と吉田議員呼ぶ) 9番、吉田議員。 ○9番(吉田容工君) どっちみち、あとでこれの契約について出てきますので、またそこでもう1回質問させてもらいます。

次に議第35号について質問させてもらいます。

議第35号には土木費ということで道路新設改良費ということで1,230万円の計上がされています。この道路用地を買うその必要性と妥当性という点で説明を お願いします。

- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) 宮古道路新設に伴う補正予算の計上ということの理由でございますけれども。

これにつきましては、当該宮古自治会内の町道幅、幅員が1.8メートルから3.3メートルと大変狭く、緊急自動車等が通行できない道路であります。かねてより緊急自動車に対する道路整備の必要性があった地域でございますので、それを解消するために道路整備に当たり、抜本的な解決ができない状況の中で宮古25号線の公道築造をするにあたり、当道路から緊急車が入れない北宮古に対して道路整備が必要となることがございます。それにつきましては先ほども述べましたように、水害常襲地域ということでございますので、その洪水対策の軽減を図る必要から、設置を必要とすることから今回補正予算を計上させていただいたものでございます。以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) 宮古25号線、国保中央病院の南側を東へずっと行ってですね、品川工業所の駐車場のところを南に曲がって、小阪何とか線に合流すると。この道を今つくろうとしてると。この道の排水を兼ねてですね、その道の途中から南へ下る道を幅4メートルで、長さ100メートルつくるという提案ですね。(「そうです」と産業建設部長呼ぶ)

そうですね。そうしたら、なぜそれをするかと言ったら、大和平野の土地改良区の水の水道管の工事をすると。それで工事自体とかはですね、それから道の水路、道の排水水路とかも、その大和平野さんが皆やってくれると。だから田原本は土地だけ買ったらいいと。だから土地の購入費を上げてると。まあ水路の改修にもなるし一挙両得だということですね。それで聞きますわ。

この4メートルと100メートルというのは、緊急車両が入りやすいということで、本当に4メートルと100メートルで入りやすいのかということを聞きたいんです。4メートルということは路肩が今普通は50センチと75センチとらなあかんと道路交通法で決まってますよね。路肩をとって、真ん中センターラインを引いたらですね、まあまあかなり狭くなるんじゃないかなという思いがします。その点では4メートルで緊急車両が通行できる、またそこを歩いてる人をよけて車が通行できる。まあ反対に溝に落ちはったら、先ほどの裁判じゃないですけど、またいろんな問題発生しますと。そういう通行する人……、4メートルになったら車も走りますし人も歩きますし、自転車も通るとなってたら、やっぱりその辺まで考えないけないと。その点で4メートルですべて確保できるということなのか、その辺確認したいのですけども。

- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) 概ね確保できるということで計画を立てさせていた だいております。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) それでは、ぜひ今後事故等の起こらないように、ちゃんと仕事をしていただきたいと思います。

その次の土木費ですね、公園管理費と……。

- ○議長(松本宗弘君) 吉田議員、ちょっとよろしいか。産業建設委員に森委員がいておられるけど、かまわないですか。常任委員会でですけど、吉田議員、同僚議員がいてる委員会のことをずっと聞いてるけど、いいの。かまわないの。
- ○9番(吉田容工君) ええ。はい。
- ○議長(松本宗弘君) 森議員、何も議事録に載らんのでもかまわないか。
- ○9番(吉田容工君) それはそれで、また。
- ○議長(松本宗弘君) いや、それかわからないけどもね、考えたら紳士協定の中で常任委員で……、まあ、ほかの議員さんがいておられて、自分が委員会に入ってなかって聞くのはいいですよね。同じ共産党の議員が産建におられるのに、それなら聞くことがなくなってしまいますよ。いいの。いいのでしたら、かまわないですよ。総括質疑という場があるのやから。

- ○9番(吉田容工君) そうですね。
- ○議長(松本宗弘君) やっぱりそうやけど、紳士協定守ったらな、新人議員の森議 員も頑張って常任委員会で活動しようと思ってるのに、こんなん全部聞いてあげた ら、森議員聞くことはないですよ。と私は思いますよ。
- ○9番(吉田容工君) そうですか。
- ○議長(松本宗弘君) はい。
- ○9番(吉田容工君) そしたら、次飛ばしますよ。
- ○議長(松本宗弘君) そうされたらよろしいと思いますわ。 はい、9番、吉田議員、どうぞ。
- ○9番(吉田容工君) 議第36号、行きますわ。

今回、国民健康保険の会計が平成21年度2億円余りましたよと。決算で残りますよということで、そのうちの1億円を積み立てしますよというのが今回の提案だと思うんです。それについて一番聞きたいのは、国民健康保険税の滞納の状態がどうなってるのかということと、その滞納の要因、どういう要因で納められないのかということをちょっと説明していただきたいと思います。

- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) お答えいたします。

私のところの課につきましては、これはまた縦割りで申しわけないんですけども、 賦課はしておりますが、徴収関係は税務課さんのほうにお任せしている状態でござ います。その件につきましてお答えさせていただいたらいいんですけど、また違う ことを私が申し上げても何ですので、できたら担当部長さんのほうからちょっとお 願いしたいなと思います。

- ○議長(松本宗弘君) 総務部長。
- ○総務部長(中島昭司君) 私のほうから。国保税の滞納状況とその要因ということでございますけれども。平成22年の7月末現在では滞納者は1,132名と、こういうことでございまして、3億2,363万6,000円の滞納があるということで。前年度の同期と比べますと、58名の減と、そして滞納額につきましては50万円程度の増があったと、こういうことでございますけれども。これの主な要因といたしましては、昨今の景気の低迷に伴います所得の低下による納付が困難な

被保険者が増えたと、こういうことでございまして、58名の減というのは通年で申しますと、前後するという人数ではないかなと、このように考えております。

まあ滯納額は500万円ほど増となったと、こういうことでございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) 松田部長にお願いしたいんですけどね、決算に出る分は確定 してある分、平成22年7月ということで今答弁いただきましたけども、例えば平 成22年の3月末等でしたら確定してる分ですから、それについてはやはり松田部 長から答弁いただきたかったなと。

なぜこういうことを言いますかと言ったらね、税金をもらいに行く、その中でこの人は本当に生活大変だなという実感を得ておられると思うんですよ。今も総務部長から話があったようにですね、所得の低下に伴う納付困難だとおっしゃるわけです。その実態を知らずに幾ら保険税を掛けようかという、掛けるところだけの仕事をしていたのでは、今後の国民健康保険会計をどう運営するかというのは、ちょっと違ってくるのじゃないかと思うんです。その点では、納めておられる保険者の被保険者というか、加入者の実態をぜひ理解してほしいなと思うわけです。

それで聞くんですけども、1億円を基金を貯められます。この基金は将来的には 何に使うつもりなんですか。

- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) お答えいたします。今回基金1億円を積み立てました。この要因につきましては平成23年度以降に歳入歳出バランスのとれた国保運営をする適正な賦課を実施したいなと考えております。しかし、国民健康保険事業財政調整基金条例第6条にも規定されています事態が生じれば、この基金を取り崩していきたいなと考えております。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) 非常に難しい言葉を使われましたけれども、簡単に言ったら、この1億円を置いておくよと、置いておいた上で国保税を掛けるよという話ですよね。そうですよね。で、国保会計は去年は9,000万円残りましたよね。今年は9,000万円と足して2億円残りましたよね。だから、年々9,000万円、1

億1,000万円と残ってきてますよね。で、一方で払うのが大変だと言うてる人がいてると徴税をやっている方はおっしゃってるわけですよね。だから、ゆとりがあったらよろしいよ。払う余裕があったらよろしいですけども、田原本町の国保税の水準というのは奈良県下でも高いでしょう。下のほうじゃないと思うんですよ。その点ではね、どのぐらいの水準であるか、ご存じやったら発表してもらったらよろしいですけども。その点でしたらね、この基金を使ってですね、次は賦課を、国保税を少しでも下げるというふうに使う予定はないのかということを聞きたいです。

特に先ほどおっしゃった、何か難しくおっしゃいましたね、何か特別なときと。 特別なときというのは、決算で聞こうと思ってましたけれども、去年新型インフルエンザという特別なときがありましたよね。私は特別だと思うんですよ。何しか、新型インフルエンザにかかった人は隔離されたんですからね。それで皆さんがマスクを用意し、自ら予防に走ったという、ほぼパンデミックに近いような状態になったわけですよね。この新型インフルエンザの関連で田原本町の国保会計がどれだけの費用の支出が増えたのかというのがわかりましたら、説明してください。

- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) お答えいたします。この1億円につきまして、バランスのとれたと申しましたけれども、一応田原本町におきましては、国保税の賦課に関する税率が平成20年、平成21年、平成22年の3年間一応据え置いてまいりました。3年に一度の見直しをするということの慣例で、来年平成23年度につきましては一応税率の改正を予定しております。その中で1億円をどう使うかというのは今後のちょっと検討課題にさせていただきたいと考えております。

特殊な場合ということでございます。基金の処分の条例第6条と私申し上げましたが、これにつきましては保険給付金の増加等による財源不足、それと保険事業に要する経費の充当に当てるため、年度末において歳入欠陥が生じたときにこれを補てんするということでございます。

もう1点、新型のインフルエンザが国保会計に影響ということをおっしゃいましたけれども。一応田原本町につきましては国保会計ではその新型のインフルエンザの影響はないと考えております。

○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。

- ○9番(吉田容工君) 国保税がどれだけ高いかというのは資料を持っておられます か。
- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) 今その資料は私手元に持っておりません。確かに新聞紙上で出てることは、たしか私も認識しております。トップテンの中には入ってるとは認識しております。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) ちょっと確認ですけれども、そしたらその1億円を使って国 保税の負担を軽くする可能性もあるということですか。そこだけちょっと確認した いです。
- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) 私なりにそういうことも検討していきたいなと考えております。
- ○議長(松本宗弘君) はい、次行きましょう。9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) それでは議第37号、介護保険のほうに行きます。 今回の介護保険のほうで地域密着型施設整備費というのが上がっています。これ が介護施設の開設に当たって補助が出たということですけれども、具体的にどうい うことか、説明をお願いします。
- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) お答えいたします。この補正につきましては平成2 2年度内に開設予定されております地域密着型施設、いわゆるグループホーム及び 小規模多機能型居宅介護施設の2カ所の施設に対しまして、介護基盤整備事業補助 金の県の補助単価が1施設1,181万2,000円の増額となったことに伴いま すもので、2つの施設がございますので、合計2,362万4,000円の増額と なります。

そして続きまして、施設開設整備費補助金の特別対策事業補助金といたしまして、 介護基盤整備補助金の同施設の補助金として県が新たに補助制度を活用するもので ございます。補助金額につきましては1定員につきまして交付される補助単価が6 0万円で9名予定しておりますので、1施設に540万円、これが2つありますの で108万円が増額されたものでございます。いずれも補助金の事業費の費用負担の軽減等、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備に支援をするための補助金となっております。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) そしたら、北中の東側にグループホームが1つできますよと。 そうですね。保津のところに小規模多機能型の施設ができますよと。これ、今回だけ、この2つの施設について各々1,600万円から1,700万円近いお金が補助金として増えたということだと思うんです。これは今後に開設されるところには当てはまりますか、それとも今回だけの話なんですか。
- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) この補助につきましては今回限りだと聞いております。それがまた県のほうで、もし要望があれば考えていかれる可能性はあると聞いております。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) それでは、議第38号の契約について聞かせていただきます。 1つだけ聞かせてほしいんです。

先ほどの踏切の契約の本体だと思いますね。これとね、平成21年度に近鉄に近 鉄踏切改良に伴う負担金1,200万円というのを去年払ってはりますでしょう。 この関連だけ教えてほしいんです。

- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) 近鉄踏切改善に伴う負担金1,200万円につきましては8号踏切及び西田原本踏切の歩道拡幅に伴う詳細設計の委託料でございます。この設計につきましては今回上程させていただいております町道小阪富本線踏切改良工事2億6,100万4,000円に反映させていただき、議会の議決をお願いするものでございます。また、この設計業務費用につきましては3,014万5,000円で、1,200万円につきましては平成21年度支払額で、残金につきましては精算後に支払いを終わりたいということでございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) この中に入ってあるということ?(「はい」と産業建設部長呼ぶ)

入ってあるの。ああ、そうか。もう支払ったのに、今から契約するんですか。 (「いや、違います」と産業建設部長呼ぶ)

入ってないんでしょう。 (「はい」と産業建設部長呼ぶ) どっちよ。詳しく言って。

- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) もともとが設計の費用は3,145万円で設計をしております。その部分1,200万円につきましては平成21年度に支払っております。(「そうですね。これと別ですね」と吉田議員呼ぶ)

はい、別です。そういうことでございます。(「それで、その残りの分がここに 入ってくるの。かからないんでしょう」と吉田議員呼ぶ)

残りは後でまた精算して支払うという。入っております。予算を繰り越しております。 (「だから、これとは別なんでしょう」と吉田議員呼ぶ)

はい。(「この契約とは」と吉田議員呼ぶ) この契約とは。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) 議第40号、行きます。訴えの提起。
 町営住宅の明け渡しの訴えをされてます。これで、これまでの折衝過程と滞納額について説明願えますか。
- ○議長(松本宗弘君) 生活環境部長。
- ○生活環境部長(平井洋一君) ご説明申し上げます。

滞納家賃額につきましては平成21年度までの合計が43万2,000円でございます。折衝の経緯でございますけれども、相手方は昭和55年5月に入居されまして、平成15年1月までは家賃は収めておられました。約14年間。翌月ごろから滞納するようになりまして、納付指導を行いますも納付されずに、交渉を行っておりました結果、平成16年5月に親族がそこまでの滞納分を納付されたということでございます。その後、本人が家財道具を残したまま居所不明となりまして、親

族と連絡を取り、行方を探しておりましたが見つからず、督促状等を送付をいたしておりましたが、納付されない状況でございました。平成19年に入りまして、勤務先の会社が判明いたしまして、本人と会うことができ、本人は帰る予定がある、そのままにしてほしいという形の懇望でしたので、そこで滞納家賃の分納の納付の約束をとりつけて、分納納付書を渡しましたけれども、納付がされずに、その後再度居所不明となったところでございます。平成20年4月に、親族に退去について相談をさせていただきましたが断られました。その後も親族代理で住宅の明け渡しを依頼をしておりましたが、断られ、行政に任せるということでございましたので、平成22年になりまして、弁護士のほうとも十分相談をいたしまして、明け渡しの請求の訴えという形になったところでございます。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) そしたら確認しますけれども、滞納額は43万2,000円と。これ自体は裁判すると裁判費用もかかりますので、この額じゃなくて明け渡しと言いますか、中に残ってる家財等を処分をするために裁判するということでもないんですか。この裁判の目的というのをもう1回お願いします。
- ○議長(松本宗弘君) 生活環境部長。
- ○生活環境部長(平井洋一君) 家財道具につきましては代執行という形になろうか と思います。それにつきまして、家財道具について処分をでき、それが金銭的な形 になりますと、それを家賃の代わりに入れていただくという形になります。 以上です。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) それではちょっと決算のほうで質問させていただきます。 まずですね、今回の決算、それはいろんな不祥事がございました。その点でどう いうふうに処理をされたのかなというのが気になるところですので。

まず、コピー用紙を買うと言ってパソコンを買われたという案件がありました。 このお金の処理については、決算上はそのままコピー用紙を買ったということで決 算になってるのか。それとも必要なものを買ったから、パソコンとして使いますよ ということで申し出ありましたけど、パソコンを買ったということで決算されてる のか、どうなってるのか、説明お願いします。

- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) これにつきましては備品購入の項目がございません ので、備品登録をさせていただき、現在業務用として活用し使用させていただいて おります。備品の登録年月日につきましては平成21年6月30日に備品登録をさ せていただいております。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) ということはですね、決算上はコピー用紙買ったということで、そのまましておいてパソコンとして使ってるということですよね、今の話でしたらね。それでしたら、決算の中身に現実と違う面があるということは、架空の決算がされてるということに私はなると思うんですけども。それは会計上よろしいのでしょうかね。

例えば、この項目がなかったというのはおかしな話でね。積極的にパソコンを買ったということを正当化するということでしたら、備品購入ということで勘定を振り替えると。お金の流用はなかったけども、違う目的で使いましたよということになるんじゃないかなと思うんですけども。それはそれでよろしいんですか。

○議長(松本宗弘君) 産業建設部長、コピー用紙購入項目やったのがパソコンに変わったわけですよね。(「はい」と産業建設部長呼ぶ)

だからコピー用紙購入項目はどうなったのかというのを答えてくれたらいいわけです。産業建設部長。

- ○産業建設部長(高村吉彦君) コピー用紙につきましてはそのままでございます。 それで備品として買いましたので、備品登録をさせていただいて現在使っていると いうことであります。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) いやいや、そうじゃなくて。それでしたら、この決算は間違ってるんじゃないですかと言ってるんですよ。それでいいの、と。
- ○議長(松本宗弘君) 暫時休憩いたします。

午後2時48分 休憩

午後2時51分 再開

○議長(松本宗弘君) 再開いたします。

総括質疑は吉田議員は聞く権利があるから聞けます。しかし、今、吉川議員が暫時休憩のときに言われた中で、私がよく言ってるように、常任委員会でも紳士協定の中で、一般質問でも、やっぱり常任委員会に上がることは、紳士協定の中で、できるだけ触れないようにしてくださいと言っていますが、聞きたいから、この項目だけ聞きたいからということで、いつの間にかこうなっているわけです。常任委員会のことに関しては触れないのが一番いいわけです。あくまでも総括は聞く権利があります。決算委員会の中で吉田議員がこういう項目をすべて今これだけ聞いたら、まあ決算委員会ですから、まだいろいろ項目はありますが、せっかく同僚議員が出ておられるのですから、また、吉川議員がそれを言っておられるわけですから。先ほども産業建設委員会の問題をあれぐらい全部言ったら、同僚議員の森議員が何も触れられないのではないかと言って引いてくれましたが、決算のことにしても森議員が決算委員会に出られるわけですから。吉田議員はたまたま決算委員会に出ないので聞きたい部分は聞いてもいいかわかりませんけども、できることなら、森議員と打ち合わせをしてやってくれないかということの意味ですね、吉川議員。(「森議員から確認していただくということで了解してくださいよ」と吉川議員呼ぶ)

- ○議長(松本宗弘君) 13番、吉川議員。
- ○13番(吉川博一君) それでは改めて申し上げます。

決算特別審査委員会が月、火の2日間開催されまして、各常任委員会の代表で2 名ずつ出てもらうわけですけれども、私の産業建設常任委員会からは共産党の森議 員に出ていただきます。

で、今吉田議員が共産党として各項目、四十数項目挙げておられるわけですけども、これは項目別にちょっと目を通させていただきますと、決算特別委員会で確認をされるのが当然なことかと思います。そういうことで同じ共産党さんが1名出られますので、そういうことで吉田議員にはぜひともご了承願えないかと、こういうふうに思います。

まあ、はっきり言って2日かかるという形で決算特別委員会があるわけですから、

そういう形で吉田議員にはぜひご了承いただきたいと提案いたします。 よろしくお願いします。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) あのね、私は議員にならせてもらって8年ですね。何回か決算や予算の委員会に入らせていただきました。その中で、やはり初めて入ったときは、どういうふうに進んでるかもわからないぐらいに、あっという間に項目が過ぎていくというところになりますのでね、聞きたいことも聞けないというようなことが多々あります。

その点では、今回森議員は参加されますけれども、最初の経験だと思いますので、 その点では私としてはこの総括質疑で幾ばくかを聞かせていただきたいということ で項目を挙げさせていただきました。

○議長(松本宗弘君) だけど、まあ森議員もそれを初めて出られて、やっぱり勉強しはったら、覚えやすいのと違うかなと思いますね。あなただって初めて通られて、一番初めて出られたときに、何が何かわからんかったけど、やっぱりそうやっていったほうが勉強しやすいのと違うかなという気持ちもありますしね。今、吉田議員自身も言いましたでしょう、初めて出られた中でもと。だけど、出られた中でも吉田議員はしっかり聞いておられたと思いますよ。

まあ、それで吉田議員、今、吉川議員のことに対して、まだこのまま行くと言うのやったら、再度暫時休憩を打って。今日はちょっと議運の委員長は不幸事で今おられませんけれども、副委員長、ちょっと調整をよろしくお願いします。ちょっと控え室に行って調整してきてもらえますか。吉川議員と調整してください。

○議長(松本宗弘君) 暫時休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時20分 再開

○議長(松本宗弘君) 再開いたします。

先ほどの吉田議員の質問に対して。総務部参事。

○総務部参事(石本孝男君) 先ほど建設部の消耗品と備品購入費の関係の質問でご ざいますが。今、決算書で一部事務の手違いがございまして修正ができておりませ んので、その備品購入費で購入しました科目について修正手続きをやっております ので、決算書類の修正を出させていただきたいと思います。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) 私、意地悪で言ったつもりじゃなかったんですけどもね、よく確認しておいてくださいよ。平成20年度の補正の部分はすべてPPCペーパーとなってます。平成21年度の分は2件でね、コクヨ工事用ポケットアルバム、シャチハタ朱肉、セキセイクリアホルダー、ニチバン付箋紙ポイントメモ、慶弔袋、セキセイタフロープということになってます。この支出負担行為、県支出命令書と。その点ではそういう部分が今回の決算で該当するということを一応お知らせしておきますので、よろしくお願いします。

それとあと1つ、ごみ袋の問題ですよね。この問題はどういう形で決算に反映されているのかなと。普通決算というのは棚卸しというのをするわけで、棚卸しでないものについては、何でないんだということで、その根拠をつけて明らかにしないといけないんですけども。この平成21年度決算でごみ袋の問題はどういうふうに処理されているんですか。

- ○議長(松本宗弘君) 生活環境部長。
- ○生活環境部長(平井洋一君) ごみ袋の問題ですけども、ごみ窃盗事件に係ります 被害弁償金、56箱あったわけでございますけれども、平成22年の4月8日付け で和解をいたしまして36箱分、81万円につきましては示談が成立いたしました。 示談成立後、遅滞なく田原本町に入金がされております。また、残りの不明の20箱、45万円につきましては、田原本町部課長会から田原本町に入金をいたしております。これにつきましては、いずれも平成22年度で会計処理をいたしていると ころでございます。

そしてごみ袋の管理台帳でございますが、それにつきましては56箱分につきまして、そうした形の中で窃盗でなくなっているという形の処理をいたしております。 以上です。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) あのね、そしたらですね、決算に当たってごみ袋が56箱足りませんよということが、どこかに表記されているわけでもないということですよ

ね。気づかなかったら、そのまま決算で承認ということになりますよね。4月に入ってるんでしたらね、平成21年度会計で入れることはできなかったんですか。出納閉鎖は5月末ですよね。入れたらわかりやすかったと思いますが、それはどうして入れなかったんですか。

- ○議長(松本宗弘君) 総務部参事。
- ○総務部参事(石本孝男君) 今、平井部長のほうからお答えしましたように、この 事件の示談成立が平成22年4月8日という日付ですので、その日に示談が成立し たということで、その開始日を含む会計年度で処理させてもらっております。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) そしたらごみ袋の不足部分はどこで明記されているんですか という、さっき聞いたことは。
- ○議長(松本宗弘君) 生活環境部長。
- ○生活環境部長(平井洋一君) ごみ袋につきましては、当然前年度の在庫とかという形の中で当然残ってきます。その年度で発注をしたものがすべて出るという形のものではございませんので、それは在庫という形の中で残ってくる部分もあるということでございます。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) あのね、役所にずっとおられるから、民間企業の決算をご存じないと思うんですよ。民間の企業は3月31日に決算となったら、3月31日付けでコピー用紙が何枚残ってる、鉛筆が何本残ってる、数えるんですよ。数えた結果、こういう状況で棚卸しをしますよということになるわけです。そしたら棚卸しで、この部分の不足が出てると。これについてはちゃんとした経緯がわかってるから未収入金として計上するというような形の処理をするわけですわ。これについては今裁判闘争中で未収入ですよと。役場の場合は未収入金というような項目はないわけですよ。それならそれでね、今回の決算に当たっては、これだけの未収入金というか、ごみ袋がないということをちゃんと説明した上で決算の承認をお願いしますということが普通じゃないかと思うんですよ。

私が聞かなかったら決算委員会で別の議員さんが聞いておったと思いますけども ね。聞かれなかったら、そのまま何も言わないで済んだという決算をしたのでは、 それはもう町としておかしな話になりますので。この分については、どういう処理をされるんですか。

- ○議長(松本宗弘君) 生活環境部長。
- ○生活環境部長(平井洋一君) 管理台帳でもって、そうした形の処理をいたします。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) あのね、部長、それでほかの議員さん納得されますか。部長 はね、この決算を承認してくださいと、お願いしますという立場に今おられるわけ ですよ。ですから、これについてはこういうふうになってるけども、ぜひこの決算 でお願いしますという形のものがどこかで、町長なりどこかでない限り、管理台帳 で管理しますなんて言ってですね、ほかの議員さんが承認してくれると思いますか。 やっぱりこの問題をやっぱり重く受け止めてもらわないといけないと思いますよ。 ですからこれは、もうこれ以上これについては決算委員会に委ねますけども、町長 のほうでどう判断するかということで、やはり結論を出してもらわないと、今の部 長の認識では、この決算は否認になりますよ。私はそういうものだと思います。それだけ指摘しておきます。

あとですね、そのときに問題になった分で、パソコンや記録媒体がどういう管理をしているのかということが問題になりまして、そのときに私は備品台帳をいただいたんです。先ほども備品台帳で管理しますという話をされてましたよね。で、備品台帳でですね、これたくさんあります。

ただね、このときもそうでしたけど、要するにそのときに建設課におられた方が 生涯学習課に移られた。そのパソコンもまだもともとの建設課に載ってる台帳です。 その点では全然正確ではないんですよ。管理されているものではないんです。担当 課から申し出があって、総務課がよっしゃと言ったものが管理されてるんです。担 当者から申し込みがなかった分については載ってないんですよ、ここにはね。それ とともに、パソコンについてはリースがあります。リースの分の管理というのはさ れてないんじゃないですか。

その点でパソコンや記録媒体、今、本当に情報の漏洩というのは大変どこの企業でも苦労されてます。ここのパソコンや記録媒体をどのように管理されてますか。 そこをちょっと説明をお願いします。

- ○議長(松本宗弘君) 総務部参事。
- ○総務部参事(石本孝男君) 今議員のほうからご質問がありましたけども、備品購入費について購入したものと、それからリースしたものと2種類ございます。パソコンにつきましては、今田原本町のほうでも管理基準を設けまして、行政運営上重要な情報など外部への漏洩を防止するための施策を決めておりますし、盗難防止並びにパソコンのデスクトップから情報が漏れることを防ぐために、それらは鍵のかかるロッカーで保管するという形で保管を厳密に行っております。また一部にはパスワードを設定するなどして、そういう情報の漏れを防ぐ形をとっておりますし、それから庁内パソコン等につきましては、外部へ持ち出す場合並びに私物のパソコンを持ってきて仕事に使う場合、いずれにしても上司の許可を取るという形で運用いたしております。

それと台数の関係でございますが、備品台帳に記載してますのは、確かに購入した、備品購入費で購入したパソコンだけでございます。リースは一応所有権がリース会社にございます。うちは使用権だけでございますので備品台帳には登載しておりません。

それで台数につきましては、一応備品購入費で買いました部分については、備品 登録をしたものを総務課のほうで捕捉しており、リースしている部分につきまして は、企画財政室の財政課のほうでリース契約等を踏まえまして台数管理しておりま す。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) それは本当に管理できてますか。管理の規定があるのは私も存じ上げてます。これね、去年のいつかな、もらったのが。去年の11月にね、備品台帳を情報公開でとったわけです。このときに「この備品ありますか、ありますか」と言ったらですね、「あっ、うちの載ってないわ」「これ載ってないわ」という話があったわけです。そういうずさんな管理でありました。それがね、やっぱりこれはいけないと思いますよ。それが改まったかなというのは、今の答弁では全然出てこなかったわけで、本当に管理ができているのかなと。だれがその管理をしているのかなと。それとリースの場合は、やはりリースも情報が入ってますから、所

有権はありませんけども、だれが使っているか、どこで使っているかという管理は されていると思うんですよ。その辺はどういう形でされているんですか。もしされ てないんだったら、それはちゃんと考えてもらわないといけないと思いますけども、 どっちなんですか。

- ○議長(松本宗弘君) 総務部参事。
- ○総務部参事(石本孝男君) 先ほど申しましたようにリースにかかるパソコンにつきましては、財政課のほうで全体的な捕捉をしております。リースもの、それから備品購入費で買ったパソコン、どちらにしましても、先ほど申しましたように使用している者が責任をもって、施錠のできる施設で保管するという形で管理させてもらってます。

ちなみに前回のときにもいろいろ実態が把握できていないんじゃないかということで、一応、定期的に各課に照会し実態の捕捉に努めているところでございます。 今現在については全体で、学校等も含めまして571台のノートパソコン及びデスクトップパソコンを庁内で保有しております。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) それは備品台帳の数ですか。リースの数ですか。
- ○議長(松本宗弘君) 総務部参事。
- ○総務部参事(石本孝男君) 両方とも含めましてです。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) 今の話を聞かせてもらってもね、要するに現場でちゃんと鍵のかかっているところに管理してますという話で。全体としてだれがその管理責任を持ってるかというのはなかったわけですよね、説明がね。その点ではね、心配なんです。やってないことを私、叱るということはしませんから、やってなかったらやりなさいよということを言いたいだけで。その辺は情報管理という点では、ぜひやってほしいと期待するわけです。次に進みます。

あとですね、今回時間外手当というのが、かなり減っているというような気がするんですね。これはどういう理由なのかなという思いなんですけども。特に税務課。 税務課は減ってまして、1カ月60時間以上の残業する人が12人いると、この前答弁いただいたと思うんです、季節的にはね。その点では、そういう中で税務課が 残業手当が減っている、この全体的にも減ってますけども、その辺の努力をどうされたのかということと、そもそもですね、時間外手当の協定ですね、これはどういうふうにされているのかということを教えてもらえますか。

- ○議長(松本宗弘君) 総務部長。
- ○総務部長(中島昭司君) お答えをいたします。まず、時間外の協定ということで ございますけれども、私どもには労働基準法の協定という部分はございませんで、 日々雇用の職員さんでございましたら協議書を作成いたしまして、それにより本人 との確認をさせていただいていると、こういうことでございます。

それと先ほど税務課の職員が平成20年度で約1.250万円ほどの時間外勤務があったが、平成21年度では755万円ほどの時間外勤務になっていると、こういうことで、差し引き500万円ほどの減少があるのはどういうことかと、こういうことでございますけれども、これにつきましては、平成20年度におきましては税源移譲に伴います還付事務の増大によりまして、これ769名分でございますけれども、この分と平成21年度の評価替えに伴います一時的な事務量の増加によりまして、平成20年度では残業が増加したと、こういうことでございまして、平成21年度につきましては、通常の前年で約800万円前後の金額に戻ったと、こういうことでございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) あのね、労働基準法の適用がないとおっしゃったけど、それ はちょっと事実じゃないと思うんですよ。国家公務員は労働基準法の適用がないん です。ただ、地方公務員は時間外協定に関しては、三六協定に関しては適用される はずですよ。

それなら聞きますけども、1日2時間以内の残業は認めますよと、そして何時から何時までは何割増しというような、そういう協定が何を根拠に命令を出しておられるんですか。

- ○議長(松本宗弘君) 総務部長。
- ○総務部長(中島昭司君) 私ども今言いました部分につきましては、定数外職員の 取扱要綱という基準に基づきましてさせていただいております。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。

- ○9番(吉田容工君) 今私言ってるのはですね、正職員も入れてですよ、全部入れ て。時間外の命令は何に基づいて発しておられるのかと。そこを答えてほしいんで す。
- ○議長(松本宗弘君) 総務部長。
- ○総務部長(中島昭司君) 何に基づいてと、こういうことでございますけれども、 これは各所管課長からの命令に基づいて時間外勤務をやっていると、こういうこと でございます。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) そうしましたらね、田原本町で働いている方はですね、労働 基準法で1日2時間までですよという、そういう1カ月40時間でしたかね、まで ですよというくくりがありますよね。それと関係なしで命令出せるんですか。

あのね、国家公務員は違うんですよ。でも地方公務員は労働基準法に、やはり拘束されるんですよ、特に時間外等の協定については。ですから三六協定を職員との間で結ばないと成り立たないと思いますけどね。課長からの指示でやってるなんていうのは、そんなおかしな話でね。こういう条例がありますから、この条例のもとに命令します、それはわかりますよ。条例もなしにですね、課長からの申し出で時間外させていますというのはおかしいでしょう。答弁お願いします。

○議長(松本宗弘君) 吉田議員、先に行くものありますか。これを答えてもらった ほうがいいですか。 (「先に行ってよろしいですよ、私は」と吉田議員呼ぶ) 少し時間がかかるみたいだから、次に行ってくれますか。 (「行きましょうか、 はい」と吉田議員呼ぶ)

9番、吉田議員。

○9番(吉田容工君) それでは保育所の件で聞かせてもらいます。

この保育所については4月1日時点も12人程度待機児童がおられるということ を聞いてたと思うんですけども。平成21年度、どういうふうに努力されてですね、 待機児童を解消されたのかと。今はどうなっているのかというところの状況をお願 いします。

- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) お答えいたします。本町といたしましては、増え続

けるニーズのために苦慮しているところも事実でございます。社会福祉法人と連携して平成19年4月につきましては、宮森保育所を定員170名から200名に30名増員させていただきました。それとともに病後児保育も実施されております。そして本年4月より、こどもの森阪手におきまして定員90名を100名、10名の増員をいたしております。町内3園おきまして一時保育、延長保育の病児・病後児の保育を行い、保育の整備に努めているところでございます。

今年9月ですけども、先ほどより申しましたように、子どもの広場、集いの広場を暫定的に供用開始して待機児童の解消に努めているところでございます。 以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) 集いの広場と保育所とは一緒なんですか。それはどうでもよろしいけども。今、待機児童はいないんですか。
- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) 待機児童というのは平成22年9月現在では3園合わせまして、今20名ちょっと増えております。そして集いの広場というのは、保育所に入れない0歳から3歳の子を無料で、一応10時から4時半までという形で開設をいたしたところでございます。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) それでは次に学童保育について教えてもらいます。
 - 一応学童保育は、国のほうは対象年齢を今は小学校3年生までですけども。4年生、5年生、6年生まで広げてもいいですよと通達を出してますよね。田原本町の場合は小学校3年生までということで、一部の方は4年生、5年生、6年生で使える方はおられますけども、基本的には対象は3年生までだと思うんですね。その点ではこの間その中身が改善されてきたのか、昨年1年間どうだったのか。説明をお願いします。
- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) はい、お答えいたします。学童保育につきましては、 議会の中でも質問されておりますように、当町といたしましては、要綱に従いまして小学校3年生までというふうにしているところでございます。ただし、今後いろ

んなお母さんの要望もございます。住民のニーズに向上をしていかなければならないということと、効果的な施設運営を図るという意味で指定管理者制度に則り、管理運営を導入していきたいという考えを考えております。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 指定管理制度になるということが改善されたということです ね。
- ○住民福祉部長(松田 明君) そうですね。それによりまして……。
- ○議長(松本宗弘君) 何を改善されたかと言われているから、それをやっぱり答え てあげないと。
- ○住民福祉部長(松田 明君) はい。改善はされてませんけども。改善……。 (「対象が上がるの?学年が」と吉田議員呼ぶ)

ああ、今小学3年生までです。(「いや、指定管理者の対象で上がるの?関係ないの」と吉田議員呼ぶ)

- ○議長(松本宗弘君) ちょっと聞いてあげてください。
- ○住民福祉部長(松田 明君) それは指定管理者制度にした場合ですね、そのこと も踏まえながら考えていきたいなと考えております。ただ、田原本町につきまして は、あくまでも学校の余裕教室を利用させていただいておりますので、学校の教育 関係ともお話しながら今後煮詰めていきたいなと考えております。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) なかなか松田部長も返事がうまくなってですね、期待をさせるような回答してくれますので、なかなかあの……。それでは、まだ慣れてない人に質問しますわ。

地震等ですね、まあこの前も水害があったときに停電になったんですね。味間のあたりで、味間でも全部が全部じゃないですけども、一部1時間ほど電気が止まったというところがあったんです。その点ではね、今下水道の問題でポンプアップというのをたくさんやっておられると思うんですね。川を越えるのにポンプアップという形で川をつないで下水を流すと。そうなった場合、これ停電した場合、動かなくなると思うんですね。そのときはどういう対応を考えておられるのか。

それと阪神・淡路大震災、古い話になりますけども、このときにですね、芦屋市

長さんが今、本を書いておられるんですけども。その芦屋市長さんはどうかと言いますと、一番厳しい神戸市じゃなくて、横の芦屋ですから注目されない。だから何とかしないといけないということで、一番先に何をしたかと。芦屋市は斎場を持ってますんで棺桶を用意したと。もう1つは、下水道が潰れると。だからバキューム車を用意したという話をされているんです。そのときに、どこも来てくれませんから、姉妹都市だったら天理市にバキューム車を送ってくれと言って、天理市は20台バキュームカーを送ったわけですよ。それで急場をしのいだという話が本に載ってるんですね。この前もちょっと消防署の方と話しても、そうですという話をされました。

その点でね、田原本町にはバキュームカー、バキューム車ってないんですよね。 田原本町で災害があった場合、どれだけのバキュームカーが田原本町として確保で きるのか。

この前1時間停電になっただけで心配したわけですわ。ポンプアップになる分がならなかったら、どんどんたまってくると。その点ではですね、災害対策として災害時にバキュームカーをどれだけ確保できるという約束をどことされているのか。田原本町はおおやまとしか取引がありませんし、おおやまととそういうことをされているのかなと思いますし、ほかの市町村とそういう契約してるかなと思いますけども。そのあたりを説明してほしいんです。ですからこれは下水道も関係しますけども、災害のほうも関係しますけども、その点はどうでしょうかね、説明できますか。

○議長(松本宗弘君) どちらも新しい部長やから、どちらで。 (「答えやすいほう で答えてもらったら」と吉田議員呼ぶ)

どっちで?産業建設部長。

○産業建設部長(高村吉彦君) 下水道の管路につきましては、自然流下を原則としております。電力については使用しておりません。ただし、今町内の8カ所に設置しておりますポンプがございます。これにつきましては、維持管理の点検を業者に委託しておるわけでございます。停電になりましたら、自動的に通報されまして発電機を用いて対応しているということでございます。

- ○議長(松本宗弘君) バキュームカーは。生活環境部長。
- ○生活環境部長(平井洋一君) バキュームカーにつきましては、今、おおやまとの ほうに委託しているわけでございますけれども、これにつきましては、大雨が降ったりとか、そうした場合、汲み取りが溢れるというような形につきましては、災害 でバキュームカーを派遣しておりますが、災害時に何台確保できるかというところ につきましては、そういう契約は結んでおりませんし、今のところ把握はできません。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) これは平成21年度決算とちょっと違いますけども。どっち みち今年度末ぐらいで合特法の関係でおおやまととの契約というのはされるんだろ うと、更新されると思うんですよ。その点で私は合特法に絡んで云々というよりも、 やっぱり将来のまちづくり、これだけ下水道進んでいったら、下水道管が潰れたら トイレを使えなくなるというのは、たくさん出てくると思います。その点では田原 本町にどれだけ頑張ってくれるのという、そういう前向きの話をしてほしいなという思いがありますので、意見だけ申し上げておきます。

次に移らせてもらいます。あっ、さっきのはもう大丈夫ですか。

- ○議長(松本宗弘君) まだもうちょっとですね。
- ○9番(吉田容工君) まだかかりますか。それなら次に行きます。農業の関係でお伺いします。町独自の転作奨励金というのが以前あったと思うんですけども。今はどうなっているかということで説明をお願いできますか。
- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) 町水田農業構造改革対策協議会補助金交付要綱に基づきまして、予算640万円に対しまして、補助金581万6,825円を、米の生産調整に協力し、町協力補助金交付対象者である417名に、作付けされた一般作物、小麦や推進作物、ナス、トマト、ホウレンソウ、イチゴ、花及びその他作物を対象といたしまして本年度交付しております。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) あと農業の関係で、これは農村漁村活性化プロジェクト支援

交付金事業というのがあるんです。これもですね、消耗品費が82万2,000円というふうに上がってるんです。何でこれを私が問題にしてるかと言ったら、去年不正したのがこの項目だったんですね。去年は72万1,000円、平成20年度は72万1,000円で、うち46万1,000円が不正流用されたという分です。ところが今年は82万2,000円で増えてるんですね。これは一応疑ってるわけです。どうしてかなと。詳しい内容はいいですから、ちゃんと適正に出たものかどうかということだけ答弁願います。

- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) 消耗品費の中には、建設課分と文化財保存課分がございまして、その2つの合計で82万2,359円という金額になっております。 以上でございます。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) それと、これは簡単で結構ですけども、去年はプレミアム商 品券が出たということですよね。これは町地域消費拡大事業補助金というのが50 0万円出てますけども、これで田原本町の経済効果というのがどれだけあったのか と。お願いします。
- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) プレミアム商品券の発行総額につきましては9,9 00万円でございます。そのうち900万円がプレミアムの経費でございまして、 そしてその使用期間内4月29日から8月31日までにおきまして、9,889万 8,000円の商品券が使用されております。したがいまして、町内消費拡大の目 的として行いました、この事業の成果につきましては、経済的効果に大きく貢献し たと考えております。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) あとですね、田原本駅周辺事業ということで式典業務委託料 というのが上がっています。これは、かなりあれですよね。何に使ったかということを、まず説明してもらえますか、187ページですね、これね。
- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。

○産業建設部長(高村吉彦君) 田原本駅前周辺事業といたしまして、年度末に行いました式典の委託料の内訳でございます。消費税を含めまして199万8,095 円が全額でございます。

その内訳でございます。それを言いましたら、受付テント一式、控えテント一式が11万9,800円、司会者に4万5,000円、ピアアーチー式が8万1,000円、タイトル看板が5万6,000円、式典用テントが3万円、式典関係一式が33万9,100円、テープカット関係一式が4万5,000円、祝賀用テントが3万7,200円、胸のリボン、招待状作成等一式で19万4,300円、記念品・パンフレット関係一式で21万1,000円、柿の葉ずし・お茶等で16万3,000円、バリケード・ガードマン・案内板等で15万9,000円、設営撤去費で39万円、演台、スタンド付き案内板3万2,500円、消費税9万4,195円と、以上で199万8,095円でございます。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) 私も参加させてもらったんです。やっぱり思ったんがね、柿の葉ずしと記念品、お茶、あれ要るのかなという思いがしてね。いただきましたよ、おいしかったです。いただきましたけども、やっぱりそれなりにお金かかってますよね、40万円ほどかかってますよね。だからこういうのは、もうこの際はないほうがいいんじゃないかなという思いがあります。それはもう済んだことですからあれですけども、そういう思いで聞かせていただきました。おいしいかったですけども。

それとですね、水害の常襲地ということで、この前も田原本町で床下浸水ということで何件か発生したということで資料をいただきました。宮古7件、黒田1件、八条1件、九品寺4件、戎19件、柳町25件、大門中5件、三笠1件等出てますけども、こういう形で出てます。

このときにですね、私、担当課の方にお願いして、この箇所の対策はどうなっているのかと言ったら、僕、知りませんという話をするわけですわ。まだ転勤になって新しいからわかりません、課長に聞いてくださいとなるんですね。やはりいつでも水が浸かるところ、これ大体わかってますよね、それに対して、ここについては

どういう対策ができるかということが課として、建設課としてやっぱり引き継いでほしいですしね、やっぱり住んでいる方はたびたび苦しんでおられますからね、その点では引き継ぐとともに、どういう対策があるかと、具体的な計画、抜本的な計画、先ほど宮古のほうで1件できるようになりましたという話がありましたけども、その点で1つ1つ対策をもってもらえないのか、引き継いでもらえないのかという思いがありますけども、そのあたりはどういうふうにしていただけますか。

- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) 抜本的な対策につきましては現在取り組んだ現状でございます。

今現在取り組んでいる問題につきましては、水害等の常襲する地域に対しまして、下流の道路改修等の事業にあわせまして付属側溝の整備を行っているところでございます。また、田原本町の地形を見ましたら、高低差が少なく勾配がとれない状態の中で、集中豪雨になれば、各所でウォーターブロック現象が起きる現状でございます。水路の交差部分で雨水が溢れる状況が発生いたすわけでございます。今後におきましては、被害が発生する地点について何らかの対策を講じていく考えがありますが、限度があり事情もございますので今後考えていきたいと思います。

また、吉田議員のご提案の逆流防止弁の設置も対策の1つと考えているところで ございますが、逆流防止弁を設置いたしますと、管内に入った雨水がはけない状況 も推察されることから、慎重に対処してまいりたいと今考えているところでござい ます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) 部長、そのね、難しい言葉を使って納得させようと思ったらいけませんよ。私そんなん聞いてないんですよ。要するに建設課で、ここにいついつ水害があった、この地域はこの日もあった、この日もあったという記録を課全員が見れるようなところに配慮されるのかと。そして人が替わっても、ああ、これこうやってんなと見たら、こういう対策してるんだな、難儀をしてるんだなということがわかるというのをつくるのかと聞いてるんですよ。それとともに対策を打ち出してもらえたらいいなという話をしてるわけで、課としてその水害地域ごとのファ

イルをつくってもらえるかということを。もうあるんだったら、あるでよろしいで すが、そこをちょっとご答弁願えますか。

- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) 先ほども総務部長からありましたように、今5班体制でこういう災害等について職員が出ておるわけでございます。それにつきましては各班でまとめまして、きちっと整理をさせていただいておるわけでございます。それを今度なった場合、それらに協議いたしまして見せていただきまして、建設課のほうでそこの現状を把握したいと考えておるわけでございます。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) あのね、ですから部長としては、課の全員が、だれが見ても、 住民から尋ねられてもこういう状況だというのがわかって、またそれは話を聞くこ とができると。そんなん初めてですわ、どの辺ですかと地図を広げて一からするん じゃなくてですね、その都度できるような、そういう資料をぜひ持ってくださいよ。 お願いします。

それと次に行きます。図書館の貸し出しについてお伺いします。

図書館の貸出状況について平成16年11月にできたと思ってますので、平成17年と平成21年の貸出状況について対比して説明をお願いしたいんですけども。 こちらですか、すみません、横を向いてて。

- ○議長(松本宗弘君) 教育次長。
- ○教育次長(松原伸兆君) それでは図書館の貸出状況について、平成17年と平成 21年の対比をもって説明させていただきます。

平成17年の貸出冊数は、児童書が16万6,824冊、一般書が31万9,1 51冊、合計48万5,975冊です。

平成21年度の貸出冊数は、児童書が17万7,985冊で、対比としては6.7%の増です。それから一般書が40万6,069冊、対比は27.2%の増です。合計58万4,054冊で、20.2%の増となっております。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) ついに平成17年と平成21年を比べたら20%増えたよと、

貸出冊数がね。そこで聞きたいんですよ。どこで増えたんかというところですよね。 あのね、平成17年度、町内の貸出冊数は32万4,000冊ですね。で、平成2 1年度は30万4,000冊ですね。町外が平成17年度が12万7,000冊、 平成21年度が27万5,000冊です。ですから早く見ていただいたら結構です けども、探してくださいよ。

だから町内の貸出冊数は年間2万冊減っているんですね。町外の貸出冊数が15万冊増えているんです。三宅町や桜井市や天理市の方は喜んでおられます。田原本町のPRにもなってます。その点で町内の貸出冊数を伸ばすという努力をどうされてるのかと。そういう目標をもってやっておられるのかということをお伺いしたいんです。

- ○議長(松本宗弘君) 教育次長。
- ○教育次長(松原伸兆君) これにつきましては以前から、当初出発のときから町外 の人も含めて、当然町内の方を優先したらどうかというふうな議論があったように 私は思っております。

そこで私のほうでは、それは大きなPRというのは、確かにしてない部分もある と思います。広報を通して今月のお知らせ、あるいは田原本町全体のいわゆる図書 のPRをさせていただいているのが現状でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) あのね、申しわけないですけど、もっと現場見てください。 もっと頑張ってます、職員さんはね。職員さんは頑張ってるし、そのね、昔はカン ファレンスというのはあまりなかったんです。これについてどうですかと聞いたら、 あの辺に本があるかもしれませんぐらいでしたです。それが今一生懸命探しまわっ てくれてます。さらに児童書をどう普及するかという工夫もしてくれてます。です から私は一概に努力しないからこうなったとは言いません。その点では現場のトッ プの方がもっと評価していただきたいと思います。ですからその点もうちょっとね、 中身を把握してあげてください。

なかなかやっぱりね、これはさっき次長が言われたように、私が当初貸し出しは もう町内の人に限ろうと。何でかと言ったら、やっぱり町内の人に読んでもらうの を増やすためには、それしかないんだと。今みたいに貸し出しどんどん増えてるけ ど、とても増えてるなと喜んでたら町外だったというようなことが起こるよという ことがあって、一番先に言わせてもらったと。まあそれは今さらやめるわけにいき ませんけども。忙しい中でも、またぜひ町内の方の利用が増えるように努力をお願 いします。

それと中央体育館の耐震診断をこの平成21年にされたと思いますね。この結果 について教えてください。

- ○議長(松本宗弘君) 教育次長。
- ○教育次長(松原伸兆君) それでは中央体育館の耐震診断結果についてご報告申し上げます。

とりあえず構造耐震判定指数 (Is)、いわゆるこれが基準値でございます。この Is 値が X 方向の 1 階で 1. 6 6 、 2 階が 1. 1 7。もう 1 つは Y 方向の 1 階が 1. 4 9 、 2 階が 1. 1 8 と、いわゆる所要の耐震目標値、基準となる Is 数値 0. 7 を満足いたしておりますので、耐震補強工事はしなくてもいいという判断結果をいただいております。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) 耐震診断、Isは1が普通ですよね、本来ね。ただ、田原本町は0.7以下だったら手当てしますよという基準だと思いますので、それはもう安心して体育館を使わせていただきます。

次に国保会計について質問させていただきます。

国保会計が今回黒字になりましたけども、この黒字の要因について教えてください。

- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) 平成21年度収支におきましては2億114万円の 黒字となっております。その原因につきまして、歳出の保険給付の全体として想定 された予算内に収まり、歳入においても国保税の予算に近い数字となったことを踏 まえ、前期高齢者交付金が予算よりも9,422万円の増額があったことによって、 前年度の繰越金9,015万円があったことが原因と考えております。

以上でございます。

○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。

- ○9番(吉田容工君) 前期高齢者交付金、これは平成20年度は6億円ちょっとですよね、6億800万円でしたかね。今回6億9,000万円いただいてますよね。本来予算では6億6,000万円の予定やつが6,000万円足りなかったということで、今年どうかなと見てたんですけども。6億9,000万円いただけるということで、今後はどうなんですか、こういう形でくるんですか。
- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) 今後というのは、前期高齢者、要するに平成24年で終わりますので、ちょっと私、その点についても国のほうで何も指示がございません。一応来年もあるということは考えております。(「同じ規模であるということで」と吉田議員呼ぶ)

ということで考えております。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) その点では田原本町の国保会計は約2億円近いお金が今あるということでは、ちょっと落ち着いてきたかなと思います。その中で所得の低い人に対する配慮、この辺はどうされてるのか。どう考えておられるのか。やっぱり税金の滞納が1,000件以上あるということで、その理由が納付困難ということが先ほど話ありましたけれども、この辺について工夫された点があるのか。それとも今後どうしていくのかという方向があるのか。説明をお願いします。
- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) はい、お答えいたします。国保税につきましては、 従前より低所得者に対する軽減措置を実施しております。平成21年度からは7割、 5割、2割という軽減が本人申請なく、もう2割軽減、すべて行政のほうで一括し てやっておりますので、その結果、約1億929万円の減額となったわけでござい ます。

以上答弁させていただきます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) それでも厳しいものがあるということですね。この7割・5割・2割の軽減は応益部分ですよね。応能部分はないですよね。例えば固定資産税割がたくさんある方には、その分は規定ないですよね。その点では所得の割には大

変な国保税を負担されている方がおられると。その辺の対策というのはないんですか。

- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) はい、お答えします。所得割に関しておっしゃっていると思うんですけども。この分につきましても、先ほど答弁いたしましたように平成23年度、税率を見直すということで回答させていただいたとおりでございます。

以上でございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) 何かそれを聞いたら、平成23年度に安くなるのかなというを期待をさせるような、うまいこと答弁されるなといって感心するんですけども。やはりね、ある程度の所得の人は減額してあげると、法定減免というのがありますけども、それ以外にですね、やっぱり申請減免、実際にあるんですよ、火災や失業等があった場合は減免してもらえるんですから、そういう形のPRというのもしてあげたら、苦労されている方が助かる部分があるんじゃないかと思いますので。それも入れて、あと所得の低い方という方もぜひ検討していただきたいと思います。

引き続き国保なんですけども。一応国保は窓口で3割を負担すると。高齢者の方は1割負担するという面もありますけども。当然窓口負担軽減制度をですね、今、国はこの窓口負担を軽減したら、その半分は国が出しますよということで通達を出していますよね。その点で田原本町は窓口の負担の軽減というのは考えておられるのか、おられないのか、説明してください。

- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) はい、お答えいたします。国におきましては、平成 22年度中にモデル事業として、結果を踏まえて実施要領を通知しているものとしております。町といたしましても、これらを待ってどういう対応をしていくかということを考えていきたいと考えております。ただ、平成21年度中、吉野町が奈良県のモデルとなっておりますので、これを参考させていただきたいと考えております。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) それでは公共下水道会計を聞きます。

公共下水道会計は順調に借金が増えてると思うんですね。平成22年度末で121億円でしたかね、なると思うんです。これは一般会計の借金にほぼ近づくという部分だと思うんですけども、この借金が増えてることと公共下水道を平成31年に完成という目標との兼ね合いでは、かなり高額に膨れ上がってるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりの行政のほうの意見と言いますか、方向性をどう持っておられるのか。説明をお願いします。

- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) お答えします。平成31年の完成を目途に、今平成21年度末におきましては普及率88.3%を達成しているものでございます。現在の事業量をすべて維持するものといたしまして、今後5年から7年までに、主だった集落などに、ほぼ完了できるものと考えております。

整備費につきましても5年前と比較いたしまして、7億5,000万円ほど減額 しております。今の現状で事業予算を維持し、平成31年度までに順次計画を立て て事業を進めてまいりたいと思うわけでございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) そしたらですね、7年といったら平成29年ぐらいになりますので。要するにこれからずっとこれぐらいの借金、7億円ぐらいですかね、年間。していく予定をされているということですか。それをしないと成り立たないということですかね。それとももうちょっと落とせるということは、余地はないんですか。
- ○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(高村吉彦君) あくまでも今の平成22年度に立てました計画でございますので、それにあわせまして逐次また見直しもやっていき、できるだけ少なくなるように考えてまいりたいと思うわけでございます。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) それでは介護保険会計について聞かせていただきます。 今回ですね、当初介護保険給付金が4,600万円減ったというような決算にな

ってます。本来は基金を繰り入れするところが、反対に基金を積み立てることができたという報告になってますけども。その点でそれの要因ですね、説明をお願いします。

- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) お答えいたします。当初の計画どおり予算を計上しておりましたが、給付実績の増の見込みが見込まれることによりまして、昨年12月に増額補正いたしましたが、最終的には介護サービスの利用率が97.4%と繰り入れの残、502万9,000円が残ったことによって生じたものでございます。以上でございます。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) あと介護の関係で、ホームヘルプサービスですけども、散歩、 それから病院内の付き添い、それから寄り道、窓ふきというホームヘルプサービス が田原本町ではできないのか、できるのか。説明してください。
- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) お答えいたします。いろんなサービスについてでございますけれども。そもそも介護保険制度が高齢者の自立支援を目的としている制度でございますので、本人の介護状態にあわせて担当のケアマネージャーがおります。またケアプランも作成しております。それに伴いますサービスの提供のものでございますけども、このため一律に介護サービスを制限するものではないと私は認識しております。

以上で答弁を終わります。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) そしたらですね、介護というのは要介護状態となった人が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような必要なサービスを提供すると。介護保険の目的ですよね。これに応じて、この人には散歩が必要ですと、散歩をすると自立のほうに一歩近づきますよと。窓ふきをすると気分が晴れて快方に向かいますよ、生活に前向きに取り組めますよというようなこと。例えば病院でしたらね、病院に通院介護しますよね、で、病院の中で病院が介護してくれたらいいんですけど、できないということになったら、病院で診察待

ちも見守り介護ができるというようなことに、また帰りしなも送ってくるというので、全部介護の対象になると、ホームヘルプの対象になるということで、よろしいですか。

- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) お答えします。それ全部ができるか、できないかということは、その方のいろいろな状態によりますので、それは私が先ほど申しました担当ケアマネージャー、プランの中にも入れていって、できるものはできる、だめならだめという形にしていきたいなと考えております。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) そしたらその人の状況に応じて必要なものはケアプランに組 み入れることはできるという認識でよろしいですね。はい、次行きます。

あとですね、介護従事者処遇改善交付金というのができましてですね、ヘルパーさん等、賃金を上げようということで国から補助金が来てますね。この補助金の活用状況と。田原本町の施設での効果というのは、どういうふうに捕捉されてますか。

- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) 平成21年度の介護報酬の改善に伴いまして、介護保険料の急激な上昇を抑制を行うための措置を設置する基金の造成に必要な経費が国より交付された交付金の財源として基金を設置し、平成21年から平成23年の3カ年の基金の保険料を繰り入れ、3年間の平準化を図るものでございます。お尋ねの効果でございますけども、平成20年度と平成21年度と比較いたしますと、8.58%の伸びが見られ、そのうち介護報酬の改定分3%が効果と、保険料基準額年間4万2,500円が設定できたものでございます。この4万2,500円につきましては、前回よりもかなり低くなっていると考えております。
- 以上でございます。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) それはね、介護保険料に効果があったということですか。それだけじゃなくって、働いているヘルパーさんの所得が上がったという、その効果はどうですか。
- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。

○住民福祉部長(松田 明君) それはヘルパーさんとかへの効果はあったと聞いて おります。(「具体的には聞いておられますか」と吉田議員呼ぶ)

ああ、具体的にはちょっと聞いておりません。個々におられますので、かなりあったということは聞いております。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) 介護認定についてちょっと聞きます。認定調査員が行くわけです。今は認定調査員が要介護判定をする人、対象者を見てですね、見たままを判断するということになっているんですね。去年の4月からですか。見たままですからね、例えば髪の毛をくしでとくという場合ですね、私はものすごく近づきますけども、見たままだったら髪の毛とく必要がないという人は要らないと、要介護要らないと。そうであってもね、この判定の中には手が頭の上まで上がるかということを見ることも必要だというのが入ってるんですね。それが言ってみたら、去年の4月に改定になった基準では、まあ抜け落ちてしまっていたということで、去年10月に認定調査員のほうでどうしたかと言いますと、認定調査員が見たままをチェックして判断すると。それとともに、その実態を特記事項として書きなさいということが指示されたんですね。例えば認知症によって排泄行為を適切に理解することができないため、家族が常に排泄時に付き添い、あらゆる介助を行われなければならないという具体的な手間を書きなさいということになったんですね。それで一律に足切りするのを何とか抑えようということで対応になったんです。

それで聞かせていただきたいんですけども、田原本町で去年認定調査員が出した 調査書の中で特記事項というのはどのぐらいの割合で書かれていたのか。何件出さ れて何件書かれたとわかったら、それでありがたいんですけども。そのあたりは資 料を持ってますか。

- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) 特記事項の記載につきましては、一人ひとりの状態を正しく判断してもらい、適正な審査判断を行えるよう特記事項について行っております。平成21年度につきましては、すべて特記事項をしたと考えてます。件数につきましては1,258件と、すべてにおいて特記事項が調査員のほうで記載されておるということでございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) それではその調査によって第1次判定が行われますよね。第 2次判定で要介護度が変更されると。これまでは田原本町の場合は変更率が35% ぐらいあって、うち25%ぐらいが軽くなると、10%が重くなるというような結 果だったんです。平成20年度ぐらいまでね。平成21年度はどうだったんですか。
- ○議長(松本宗弘君) 住民福祉部長。
- ○住民福祉部長(松田 明君) 平成21年度の判定人数でございます。1,258人で全体として変更率は30.3%で、内訳といたしましては、重度への変更率が20.3%、軽度への変更率が10%でございます。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) それでは水道会計のほうで質問します。 水道会計の資本的収入の申込金を収益的収入に計上している自治体というのはありますか。
- ○議長(松本宗弘君) 水道部長。
- ○水道部長(吉川 建君) 水道会計、資本的収入の申込金を収益的収入に計上している自治体はあるかとのお問いでございますが、すべての市町村ではありませんが、確認させていただいたところ、数市において収益勘定で処理しているということを確認させていただきました。
- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) そしたらですね、例えば田原本町の場合、平成21年度決算で、この申込金を資本的収入の項目から収益的収入の項目へ移した場合、田原本町の決算は赤になりますか、黒になりますか。
- ○議長(松本宗弘君) 水道部長。
- ○水道部長(吉川 建君) 欠損金として3,100万円余り上げさせていただいて おります。申込金が三千六百何万だったと思いますので、欠損金がないということ にはなろうと思います。

ただ、申込金自体が増加する水需要のため、それに対処するための経費で充て込めさせてもらっています、従前から。それでもって3条に欠損金がなくなったとしても、4条、資本的勘定のいわゆる収入不足額、これが同じ金額だけ増えるという

ことなので、全体の会計におきましては、いわゆる資金需要と言うんですか、資金 繰りということについては全く変わらない状態になるということでございます。

- ○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。
- ○9番(吉田容工君) 最終確認ですけども、例えば平成21年度田原本町水道事業 損益計算書ってありますよね、ここは黒になるんですか、赤になるんですか、それ だけ教えてください。
- ○議長(松本宗弘君) 水道部長。
- ○水道部長(吉川 建君) 損益計算については、いわゆる欠損金を処理しておりませんので、この決算書のとおり欠損という形でもって処理しております。 (「当年 度純損失というのは出るんですか」と吉田議員呼ぶ)

仮に今、議員が提言していただいている形のものになれば、当年度はその形をとれば剰余金というような形のものになろうと思います。ただ、全体的に見たときに、全体の収益勘定も見させていただかなければならない、資本勘定も見させていただかなければならない、それでいけば結果論的には同じことになりますので、今の状態がはっきり言って、わかりやすいんじゃないかなとは個人的には思っておるところです。(「ああ、そうですか。わかりました。以上です」と吉田議員呼ぶ)

- ○議長(松本宗弘君) 総務部長、三六協定のことを。
- ○総務部長(中島昭司君) ご報告が遅くなりまして申しわけございません。 この根拠につきましては、地方公務員法の第24条に基づきます規定によりまして、職員の勤務時間、休暇等に関する条例を制定をいたしております。そしてその中で、この三六協定につきましては現業職員には適用されると、こういうことでございます。
- ○議長(松本宗弘君) ほかに質疑ありませんか。 (「ありません」と呼ぶ者あり)
- ○議長(松本宗弘君) ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

決算審査特別委員会の設置について

○議長(松本宗弘君) お諮りいたします。本定例会に一括上程されております議案 のうち、認第1号、平成21年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定については、 去る9月1日に開催されました議会運営委員会において協議をいたしました結果、総合的な見地から慎重な審議を要するものと考えられますので、本件については委員会条例第6条の規定により、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、本件については7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決算審査特別委員会の委員選任について

○議長(松本宗弘君) お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、委員の選任については議長 より指名いたします。

氏名については事務局長より発表させます。

○議会事務局長(松井敦博君) それでは発表いたします。

決算審査特別委員会の構成人員は7名でございます。委員名を朗読いたします。 なお、敬称は省略させていただきます。

竹村和勇、小走善秀、竹邑利文、西川六男、古立憲昭、森 良子、森井基容、以上でございます。

○議長(松本宗弘君) ただいま指名いたしました委員より正副委員長の選出をお願いいたしたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

午後4時29分 休憩

午後4時35分 再開

○議長(松本宗弘君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長の選出について協議いたしました結果

を事務局長をもって発表させます。

- ○議会事務局長(松井敦博君) 発表いたします。決算審査特別委員会委員長に小走善秀委員、副委員長に竹村和勇委員。以上でございます。
- ○議長(松本宗弘君) ただいま事務局長から発表がありましたとおり互選されましたので、よろしくお願いをいたします。

上程議案の委員会付託について

○議長(松本宗弘君) それでは一括上程されております本議案につきましては各所 管の常任委員会及び特別委員会に各々付託いたしまして休会中に審査を願うことに いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、各所管の常任委員会及び特別委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては事務局長をもって朗読をさせます。

○議会事務局長(松井敦博君) それでは委員会別付託議案につきましてご報告させていただきます。

報第13号、平成22年度田原本町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の報告につきましては産業建設常任委員会。

報第14号、平成22年度田原本町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の報告につきましては総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会。

議第35号、平成22年度田原本町一般会計補正予算(第3号)につきましては 各常任委員会、唐古・鍵遺跡整備計画検討特別委員会。

議第36号、平成22年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に つきましては厚生環境常任委員会。

議第37号、平成22年度田原本町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては厚生環境常任委員会。

議第38号、町道小阪富本線踏切改良工事委託協定の締結につきましては産業建設常任委員会。

議第39号、公共下水道事業(特)第22-12号工事大網道路排水整備工事請 負契約締結につきましては産業建設常任委員会。

議第40号、訴えの提起につきましては厚生環境常任委員会。

認第1号、平成21年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定につきましては決算 審査特別委員会。

以上でございます。

○議長(松本宗弘君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日の会議は これにて散会いたします。ありがとうございました。

午後4時37分 散会